

第7日目(9月13日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、副市長、公務のため午後1時から30分程度中退、病院事業管理者、公務のため欠席、それぞれ届出が出ております。これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は、一般質問といたします。

なお、質問回数は、一括質問一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は無制限とし、質問時間制限はいずれの方式も一人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔、明瞭に質問、また答弁をしていただくようご協力のほどお願いいたします。

順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号10番・牧野 晶君。

牧野 晶君 おはようございます。それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきますが、2年前の9月議会中にも3番目の子どもが生まれました。その時、一般質問が1番目でした。今回4番目が見事また議会中9月8日に生まれましたが、今回も議長のくじ引のおかげで1番となりました。うちの子どもにとってはこういう点でも1番に恵まれてほしいなという思いがあったので、本当に引いていただきました議長さんにはありがとうございますと思って、一般質問をさせていただきます。

1 市民スポーツ振興を

それでは市民スポーツの振興を。今回はスポーツについて取り組んでいきたいと思っております。一つは非常に市の制度の中で有効に活用されている点があると思っておりますが、棚村基金について質問したいと思います。棚村基金とは、例えばスポーツに貢献、これからオリンピックに出ますよとか、例えば世界選手権、アジア大会、国体等に出る人がこの棚村基金の中から推奨金をいただいて旅費等、またこれからの大会の足し、スポーツの足しにしようということ非常にいい制度というふうになっておりますが、一部で今もう時代に合っていないところもあるので、そここのところの市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

というのは、4月に日本サッカー協会より、南魚沼の中学校の生徒がアジア大会、アンダー14だかに選出されました。これが私は棚村の対象になるのだらうなという思いで聞いておりましたら、実際はならなかったということです。ならなかった理由というのは聞くところによると、順位を決めない大会だからというふうな、これはアジアの中の8か国から9か国が中国に行って試合をするわけですが、順位が決められないからこの棚村基金の趣旨に合わないというのは、ちょっと私はいかがなものなのかというふうな思いがあります。

14歳以下では日本サッカー協会の一番となるこのアジアサッカー大会に出ても、要は何も市として応援ができないというのは、本当に不備があると思っております。私はいろいろな点で

順位が決まらない、これはまたスポーツによっていろいろな考えがあると思います。このサッカー大会というのは順位を決めないまでも、各国といろいろな競技をして己のレベルアップをして、日本のサッカー、そしてこのアジアのサッカーを高めていこうかという非常にこれからの将来有望ないろいろなことを考えての、そういう趣旨の下の大会であります。順位が決まらないといったって子どもたちは順位を決める、勝つために、そして技術を磨くために一生懸命やっているのに、この基金の対象にならないということは、私は今の制度に合っていないのではないのかなという思いがあります。

これだけではなくもう1点。例えば市民スポーツというふうに棚村基金の方で、あと音楽とかそういう交流をする場合についてはまたいろいろな支援があったりもします。が、例えば音楽の大会、南魚沼には日本の全国DJ選手権で優勝したような方もおり、今度イギリスの方でその世界選手権に出て行くこういう方もありますが、支援がこういうふうなものもまた引っかけられないということです。では例えば世界的なピアニストが出た場合、うちの市では例えば海外オーストリアに演奏に行くということになっても、そういうきまりがないので何も支援ができないという状況にあります。

昔はこれでよかったのかもしれませんが、今はいろいろな点でいろいろなことを想定して時代に沿った対応をした制度となるようにしていくというのは、ひとつ大切なことだと思いますので、そういう点で市長の考え方をお聞きしたいと思います。

2点目は、もう一つ南魚沼市では公用車の使用規定というものがありまして、例えば全国大会等いろいろな地域に行く時、新潟県の予選会とかを勝って大会等へ出て行く場合は、バスなんかの運行がありますが、これは例えば10人以上でないとかいろいろなきまりがあります。体育関係であれば、市が主催又は共催する事業でおおむね10人以上の時。友好都市を提携しているさいたま市、深谷市、米沢市、いすみ市とのスポーツ交流試合を行う時。対象スポーツ大会は各地区、地域の予選を勝ち抜き南魚沼市を代表として県大会以上の大会に出場する時。その他、社会教育課長及び財政課長が特に認めた場合は許可する。ただし、該当する諸費用等は、高速代等は原則利用者団体の負担とするということになっているのですが。

こういう点で今はなかなか。過去であれば保護者なんか「では今日うちの車を出すよ」とかそういうことであつたのですが、ちょっと数字は忘れましたが、過去に例えば全国の関西とかむこうの方で、高校野球のバスが横転しそれで1名の選手が亡くなりました。そういうこともあり一部のスポーツ競技では、バスを借りて、要は民間のバス会社さんから借りて運行すべきというふうな指示の出ているサッカー協会 サッカー協会なんて言ってしまうましたが そういうふうな通達が出ている競技もあります。ほかの事業でもやはりそういういろいろな事故のことを考えるとちょっとちゅうちょしてしまう。中には遠くまで行く時とかちゅうちょしてしまう、そういうふうな状況があるので、こういう点なかなか私たち25歳から45～50歳の子育て世代の中では、こういう精神的、また経済的負担というのも多大になっている点もあるのです。決して送り迎えをしたくないということではなくて、

どこかでもう少し支援をする必要があるのではないかと。そういうことによってこの南魚沼のスポーツ振興が図られていくのではないかなという思いがあり、この質問をさせていただきます。

2 市民の所得について

1 番の市民スポーツ振興はこの2点でおしまいとしまして、次は市民の所得について。当然力強い市、南魚沼市になっていくには、要は工業力がある、農業がある、商工業がある、働く場があるとそして一定の所得がある、こういうのが大切な要件だと思います。当然これに心の問題等もありますがちょっと私が聞いてみたいのは、市長の方で今の市民所得、年齢別の平均値、これはちょっと出せないというふうな回答をいただいたのですが、あえてここで聞くのは、そういうのは分析というものが必要ではないかとの私は思いがあり聞いていきたいと思います。

今の市内の年齢別の所得が把握できないにしても、では、市長の考える年齢別、家族構成によって大体このくらいの所得が家族や個人、これで必要ではないかというものも一定の目安として、市長の考え方を聞いていきたいと思います。そして何より所得向上を目指すことは、本当に活力ある市にとって大切だと思います。例えば子どもを育てる、例えば家を建てる、例えば娯楽をする、こういうことがいいことの循環になり本当に力強い市、魅力ある市、こういうことになっていきます。

かといってお金だけあればいい環境があるかということ、そうではないという点もありますが、現実問題として所得というものも非常に、中には夫婦共働きでなかなか子どもの面倒が見られないということで子育てがおざなりになっている、なかなかできないというふうな家庭環境もあります。そういう点をクリアするにはやはりある一定の所得というものは必要ではないのかなというふうな思いがあったりもするので、こういうことについて市長の考え方を聞いていきたいと思います。以上、大まかにいうと2点、壇上からの一般質問を終了させていただきます。

市長 おはようございます。今日から3日間、一般質問でありますのでよろしくお願ひ申し上げます。冒頭に7日の開会日に私がいまだ未熟なために仏に成りきれず、議長の制止まであったかどうかはいかにして、不規則発言がございました。前回の定例議会で仏の井口になると約束しながら、それを実行できなかったわけでありまして、仏どころかいまだ木鶏たりえずと。未熟さを十分感じたところでありますが、これからまた気をつけてまいりますのでまずもっておわびをひとつ申し上げます。

1 市民スポーツ振興を

牧野議員にお答え申し上げます。柵村基金の拡充であります、これは後ほど教育長の方から制度、いわく因縁、故事来歴も含めて申し上げますけれども、今、議員がおっしゃっていただいたように、やや、やはり制定当時と現在の状況が変わってきていることは事実であります。それらも含めて今後、文化・スポーツ奨励柵村基金審査会というものがございまして、これらの方に諮りながら改正ができる部分は改正をして、そして大勢の皆さん方から

対象になっていただけるような方向を検討してまいりたいと思っております。

バス支援でありますけれども、これも教育長の方で答弁しますのでよろしくお願ひいたします。

2 市民の所得について

2番目の市民の所得についてであります。まず最初に把握がなかなかでき得ない。そして市長の考え方はどうだかと言われますと、年齢別、家族別、あるいは家族構成別、いろいろありまして一概にこのくらいの所得が適当だということは、私の口からはちょっと申し上げられません。ですので、全国的なデータ等を見た中で感想的なことも含めて申し上げますけれども、今、私どもの方で把握している市民所得につきましては、県が市町村民の経済計算こういうものを出しているわけですが、その中の数値しかございません。

これも今22年ですけれども、やっと19年の数値が最新ということになっているわけがあります。それによりますと南魚沼市は平成19年一人当たりの所得が242万円であります。では県はどうだろうかということ県民平均は272万円、国の平均は293万円というふうに数値が出ておりまして、それぞれ対県ではマイナス11パーセント、対国ではマイナス17.4パーセントという数値的には高いところではありません。

県や国との数値として比べて低い傾向、これはやはり平成10年から平成19年の10年平均では、対県ではマイナス8.2パーセント、国ではマイナス12.2パーセントということですので、一番新しい19年の数値は最も差が大きくなっております。ですので、そういう面ではやはり憂慮すべき状況だろうと思っております。

これをアップする、これはひとえに皆さん方から所得を得る仕事をまずしていただかないとならない、仕事に就いてもらうということが一番でありますので、その就労の場を市としてきちんと提供できる体制を作っていかなければならない、ここが一番だと思っております。今、特別具体的にすぐにこういう状況が出てきて好転するということはございませんけれども、前々から申し上げておりますように、基幹病院関連の中での健康関連産業これらの誘致や起業も含めて、早くそういう数値の解消をねらっていきたい。

去年は皆さんご承知のように「天地人」の中で大変大きな経済効果もあったわけでありまして、相当大勢の皆さんから訪れていただいたということでもあります。これが一過性になってはならないということで「戦国エキスポ」もやっているわけでありまして、先般の初日の補正予算で議決いただきました兼続通り等の支援といいますが、これらもやっているわけがあります。けれども、これもではすぐにぽんと半年や1年で結果がぱっと出るかといわれますと、これは非常に厳しいわけがあります。地道にそして確実に就労の場をまず増やすと、ここに取り組んでいくということを今申し上げる以外にはなかなか明快な答弁ができるということではあり得ませんので、またそれぞれ具体的なご指摘等がございましたら、再質問の中でご指摘をいただきたいと思っております。私の方からは以上の答弁であります。

教 育 長 1 市民スポーツ振興を

それでは棚村基金のことと、全国大会等へのバスの支援の関係について答弁を申し上げます。

す。議員もご承知のことではありますが、棚村基金についてちょっとお話をさせていただきます。これは市内長森出身の棚村幸作さんという方が、東京や大阪で随分努力されまして大きな財産をつくられたわけですが、その中から1億円を当時の六日町にご寄付いただきました。まさに文化・スポーツの振興に役立ててくださいということでございました。これを原資といたしまして、この利息から文化・スポーツの支援、推奨金を交付してきたところであります。

文化面では、当初は1年おきに小学生、中学生というふうなことで対象に、例えば舞台芸術を鑑賞させるというふうなことでやってまいりましたが、近年はずっと小学校の4年、5年、6年生を対象にした演劇鑑賞というふうなことでやっております。

スポーツの分野であります。ご指摘のように全国大会等々に出場する選手に推奨金を交付しております。これはとても旅費等の足しになるというほどの金額のものではございません。例えば国際大会、オリンピックに個人で出場される場合10万円、これはちょっと大きな額になりますが、アジア大会等で5万円、団体の場合ですと1団体最大で20万円というふうな額であります。国内大会ですと、国民体育大会でも2万円というふうな額でありまして、まさに市民を代表して何といえますか、せん別を差し上げるというぐらいの水準であります。

それはそれといたしまして、議員がご指摘のようにもっと幅広くということでありまして、そして恐らく内容の充実ということの中には、今申し上げた推奨金の額の引き上げというふうなことも含まれてくるのかなというふうに思います。けれども、この1億円の基金を原資としてそこから生じてくる利息というふうなことでやっておりますので、ずっと低金利状態が続いております関係で、なかなか思うようなことができていないというのが実態であります。

それはそれといたしまして、議員ご指摘のように、かつては例えば中学生であれば中体連、高校であれば高体連というふうなところが主催するスポーツ大会が主流でありました。今でも主流はそうでありますけれども、それ以外の大きな大会というものが続々とできてくると、これも議員のご指摘のとおりであります。したがって今後この1億円の運用方法、あるいはこれを一部取り崩すのか、あるいは一般会計から一部補填、補助ができるものなのか、その辺のことも含めて内容の充実については検討していく必要があるとこのように思っております。

また、文化的な活動についても全く同様であります。現状では市民、あるいは中学生も含めてありますが、音楽の分野で全国大会に出場するということに応援できる根拠がないというのが実態でありますので、この辺も含めて検討をするいい時期にきたのではないかなとこのようにも思っております。今後検討させていただきたいと思っております。

なお、アンダー14の場合でありましたが、この棚村基金の推奨金の支給基準の中の予選会がないということと、議員ご指摘のようにその順位が決められる大会ではないということ、対象外となったところであります。そこに全国を代表して出場された選手の皆さんには

大変申し訳なかったなとこんなふうに思っているところでもあります。これが棚村基金についてであります。

バスの支援であります。これも議員がご指摘のように、市では運転員の業務の支障のない範囲ということが大きな制約条件であります。バスは空いているけれども、運転員が運転員も当然のことながら一定の休暇は必要であります。したがって、休暇といいますが、土・日に出れば振替とかそういった休むことが必要でありますので、バスが空いていても運転員が確保できないために使っていただけないということもあり得ると思います。

部活のバスにつきましては、バスは空いているのだけれど運転員がいないという時に、最近であります。シルバー人材の方から大型の運転員、運転免許を持っていてしかも十分経験もあるというふうな方がおられる場合、そういう方をお願いして市のバスで運転をしてもらうというふうなことも始めたところでもありますので、この社会体育の分野におきましても同様なことができないか、これは検討させていただきたいとこのように思っております。

いずれにいたしましても、この後のこととも関連してまいります。市民の皆さんからいろいろなスポーツ活動に取り組んでいただく、スポーツを楽しんでいただく、そして安全に大きな大会に出場して無事帰ってきていただく。こういったことは大変必要なことだろうと思っておりますので、実現に向けて努力をしてみたいと思っております。以上であります。

牧野 晶君 それでは順番にいきたいと思います。

1 市民スポーツ振興を

市民スポーツの振興をということで、棚村基金のいろいろな考え、設立の経過についてもわかりましたし、今、金利が少ないということで、なかなか金額が支援しづらいという点があります。やはり過去は金利がよかったのでいっぱい事業をやっていたのかということになると、それを補填していくのもある意味、基金は基金としての最初のつくりはそうかもしれないですけど、過去にはこれだけのサービスがあったのにどんどん、どんどん減っていったというふうな、旧六日町のことはちょっとわからないので私も言いようがないのですが、一般会計から入れてでも拡充していくことは大切ではないのかなという思いがあります。

あと具体的に私が言ったのであれだったのですけれど、サッカーのアンダー14について、順位を決めることとあと予選会がないということですが、予選会についてはいろいろところでサッカーの試合をして選ばれていっているわけですね。例えば日本代表サッカーのフル代表だって予選会なしで行っているわけですから、いろいろところでふだんの試合を見て監督がピックアップしていく、ある意味それが予選といえは予選なので。本当にこれから制度の変更を考えていくことですが、もうちょっといろいろな点でいろいろな角度からしていただきたいという思いがあります。

また、あとバス支援拡充をこれについても回答はわかりましたが、1点目の棚村と一緒にちょっと説明をさせてもらいますと、個人のスポーツだけではなくてやはりチームスポーツもあるわけですね。この南魚沼にチームスポーツ、例えばチーム、この南魚沼で何かの球技のスポーツ、例えばほかのものでもこのところにその年齢の対象とするスポーツがな

いので、よその地域に行ってやったりすることがあるわけですよ。長岡に行ってやったりとか、例えば十日町に行ってやったりとかしますけど、そういう場合、例えば棚村基金についてもチームで出るのでよその地域のチームに行っている方に関しては支援ができませんよ。また、バスについても南魚沼の人が10人いてもよそのところ、例えば20人のチームを10人、10人でつくっていてもそれはよその地域のチームになるので運行できませんよというの、私はこれもちょっと改善していった方がいいのではないかなという思いがある。

よその地域では自治体でバスを出したり、中には例えば信越大会に行ったら5,000円の支援がある、それが例えば10人行った時は5万円ですよ、5,000円を10人。それを20人のチームのよその地域の方も入れたところで割り返して、負担をみんな軽くしていこうということもあるわけですよ。5,000円掛ける10でチームに5万円入ってきました、それを同じ地域のその自治体在住の人だけではなくて、南魚沼の方たちが参加しているからそっちの方は出ないみたいだから、そこも割り返していこうよというふうな非常に温かいそういう運営をしているところもありますので。

地域が違って同じチームは同じチームですし、また、いろいろな視点でこの地域にないスポーツをよそのチームに入ってやっているというものに対しても、何らかの支援をしていかななくては、本当に地域のスポーツがすたれていくのではないかな。そういう人たちが核になってまた将来この地域にスポーツクラブ等ができていく可能性もあるわけですし、支援が必要ではないのかなという思いがあります。1点目の市民スポーツ振興については、再質問はこの辺で。

2 市民の所得について

市民の所得についてですが、市長の方から19年の資料が出てまいりましたが、私は私の方でまた全然別の資料なのですがたまたまいろいろ調べている中で、今の35歳は10年前の35歳よりも年収が200万円低い、こういうふうな資料が載っていました。これはNHKと三菱総合研究所が発表した資料であります、総務省が5年に1度やっている就業構造基本調査を基に研究したそうです。30歳から34歳が1997年は500万円から699万円でした。しかし、2007年は300万円から399万円。それと同時に200万円未満の所得の方も1.5倍増え、非正規社員も男性では3倍になった、そういうふうな状況があります。

先ほどの市長の説明の中で、市では242万円、県では272万円、国では293万円というものがあつたわけですが、やはり国や県よりもこの南魚沼市が低いというのは当然あるわけだという私は思いがあるわけです。この三菱総研とNHKがやったのでは1997年は500万円から699万円ということで、これから1割を引けば変な話450万円から630万円ぐらいの所得が市長が言われた数字とあわせるというのはちょっと乱暴かもしれませんが、仮に1割低くした場合になると450万円から630万円、2007年に関しては270万円から350万円ぐらいの所得。こういうふうな所得にこの南魚沼ではなるのかなというのも乱暴かもしれませんが、私が持っている税務課の給与所得者の源泉所得税

の数値でも、やはり300万円から500万円、300万円以下の方がこの市内の就業者の75パーセントを占めているという現実をみれば、なかなか厳しい数字になると思うのですが。

ちょっと市長の考え方を聞いていきたいのが、過去の一般質問でも市での経済統計とかそういうものを出していくべきではないかという話をしましたが、市長は残念ながら把握できないというふうな答弁が前回もありましたし、今回も給与所得とかそういう点では把握ができないということを言っていました。例えばコンビニでもスーパーでも何でも対象者、要は一番サービスをねらうところに関しては情報をいろいろとるわけですよ。分析するので、この分析というのは私は必要だと思うのですよね。そこで分析をして、ではどういう職業支援が必要なのか。それと同時にでは職業支援がなかなか雇用支援とかできないのであれば、経済的負担を軽くする方法というものは何なのかというものを常に考えていかなければ、全然、全然なかなか当ての外れた支援になってしまうので私はこういう点は必要だと思うのです。市長にこの点大ざっぱなことで申しわけありませんが、市内の経済、景気の上向きか下向きかというのが分析できないのであれば、給与所得について年齢別等をしっかりと分析をする。また、市長が考えている 常に少子化、少子高齢化問題、また雇用対策というふうに言っていますが、ここの分析をしなくてなぜこの対応ができていくかというのは、非常に問題があるので市長にもう一度お聞きします。目標とする年代別の市民所得、そのところ市長の考えで結構ですので、こことあわせて経済指標について答えていただければと思います。お願いします。

市長 2 市民の所得について

前段の方は教育長に再答弁をお願いしますが、後段の所得の関係であります。我々がつかむ数字というのは、ある意味きちんとした統計的なものでなければ、推測ではつかんで公表はできない、このことはご理解いただきたいと思っております。

所得の部分だけでもものを言えるかという、一番は可処分所得ですね、これがどうでるかところが一番だと思うのです。例えば若干給与が低くても、いわゆる使えるお金が自分があればこれはもういいわけでありますから。いいといういい方はありませんが。今、見ますと、この間のウオロクの話も皆さん方ご存じだと思いますが、この地域は非常に購買力が高い。これはどこの業界、小売業界の皆さん方もおっしゃっていますね。南魚沼はやはりすごく高いですね。工業出荷額とか商業の関係のこういう卸しだとかそういうのもありますけれども、いわゆる小売の額というのは本当にずば抜けて高い地域なのです。何がではそうなるのかと、ここが我々にはよくつかめません。

所得というか給与が主ですけどもそれをある程度出していくと、県よりも国よりも相当低いと、こういう数値が出ております。どう牧野議員からおっしゃられても、この年齢についてはこのくらいの所得が一番いいのだと、こういう家族構成ではこれが一番いいのだということは、私の口からも、私もそういう部分は最低このくらいなければという部分はあるにしても、この程度が適当なんだなんていうことはなかなかわかりませんし、言えません。申

し訳ないですけれども言えません。

そういうことでありまして、景気がやはりよくないということはずっとこれはもう実感としてわかっているわけですね。失業率の問題だとか雇用の関係だとかそういうことはわかっていますし、法人税が下がっていると、これはもう景気が悪い何よりの一番の証拠ですからこれはわかるのです。けれども、個々のその部分については、民間の皆さん方はどういう調査方法を用いるのかちょっと私もわかりません。わかりませんが、一応公で調査をするということになるとでたらめなこともできませんし、個人情報をやたらに駆使するということもできませんので、その辺はひとつご理解いただきたいと思っておりますけれども。

私の口から再三申し上げますが、このくらいの所得が適当だということはちょっと申し上げられませんがそれはひとつご理解いただきたいと思っております。当初申し上げましたように、要は就労の場をとにかく増やすと、このことに専念しなければならないとそういう思いでありますのでよろしくお願いいたします。

教 育 長 1 市民スポーツ振興を

お答えを申し上げます。市内でなかなか練習できるチームがないといいますが、自分たちの希望するチームがないというふうなことで、他市のクラブチームに参加している、そういった皆さんがおいでになることは承知しておりますが、詳細についてはなかなかつかみきれないところも多く残っておりますので、今後実態を調査してみたいと思っております。それで恐らく団体で移動する場合、例えば本体はあのバス、私どもの市内の選手はこのバスというふうなことはちょっと問題があるのかなという気もいたしますが、バスの件ではなくて推奨金については今後十分検討していきたいと思っております。

そしてアンダー 14 の場合でしたが、議員には大変不満も残ったと思っておりますし、そこで出場された選手の皆さんも寂しい思いをされただろうということは私も感じております。ただ、今の規約、基準の中でいきますと、審査会で諮りましたけれども残念ながら今の基準の中ではそうだったということでもあります。これも今後に向けて実態に合うよう検討、改善できるかどうかも含めてであります。つまりさっきの答弁と重なりますけれども、基金を一部取り崩すという考えに立つか、一般会計から補助するという考えに立つか、どちらかに立たないとなかなか拡充が難しいところがありますけれども、それも含めて検討させていただきたいとこのように思っております。

牧野 晶君 1 市民スポーツ振興を

再々質問とさせていただきますが、市民スポーツの振興についてはまだ不満な答弁もありますが、これから変わっていくのだろうなという思いがありましてここで終わらせていただきます。

2 市民の所得について

では市民の所得について、市長の方は大体このくらいの数字でいいか悪いかというのは言えないということですが、でも最低限このくらいというのは言えるかなというのがあったので、そのところは最低限家族構成によって、年齢、家族によってこのくらい必要ではない

かというふうな数字的なことは「ああ、いえるかな」みたいに思っているっぽいことを言っていたので、そこの答弁を聞いてみたいと思います。何度も本当に言うようですが、財政問題でも本当に今市は大変な状況にあると思います。というのが、実質公債費比率を下げなければいけない、これは要は借金をもっと返済しなければならぬと同時に、景気対策もしなければいけない。こういうふう非常に難しいかじとりをしているわけです。そういう中でたとえ市の財政がよくなっても今度は市民が粟を食うようではだめなわけですし、逆に市民が粟を食って市の財政が大丈夫、また市の職員が大丈夫ということでは全然意味がありません。そののところについてもこれからもっとしっかりと市長の考えを聞いていきたいと思しますのでよろしくご答弁をお願いします。

市長 2 市民の所得について

お答えいたしますが、最低この程度というのは、年齢、家族構成これらを含めてある程度推計をすれば、いくら何でもこのくらいは必要だろうというのは出せると思うのです。ですからそれは可能だろうと。でも、このくらいが適当だというのはちょっとやはり生活の内容もありますのでなかなか出ないと、こういうことを申し上げているわけであります。

市の財政がよくなっても市民生活が下がればそれはよくないわけですし、その反対であっても困る、これはやはりバランスがきちんと必要です。そういうことを思いながら、市の財政を好転させながら景気対策も含めて、ここ2～3年やってきているわけです。ただ、いつも申し上げておりますように、我が市がひとつ相当頑張ってみたなんていいましても、景気が一挙に上向くなんてことには成り得ないわけでありますので、我々はやはり市の、市内の皆さん方の職の確保とかそういうことに全力をあげると、それ以外に方法はない。

ただ、今年の予算でも皆さんに申し上げましたように、投資的経費は昨年より2割近く増やしたりとか、あるいは初日にも申し上げましたようにああいりフォーム事業での景気対策だとか、去年はプレミアム付きの商品券の発行だとか、いろいろな手は打っているわけです。それでもう解決したという状況にはなりません、市民生活の向上、それと一緒に市の財政もきちんとなっていくというこれが一番望ましい姿であります。

そして申し上げておきますが、実質公債費比率も含めた市の財政については再々申し上げておりますように、22年度、今年度の財政健全化計画で一応その部分は終息をするわけです。しかし、だからといって気を緩めようとかそういうことではありませんが、その健全化計画はきちんと達成ができて、目標以上の達成ができた。ですから過度に市の財政が悪いとか市が大変だということは、そうおっしゃっていただかなくても結構だということだけは申し上げておきます。

議長 質問順位2番、議席番号2番・林 茂男君。

林 茂男君 おはようございます。それでは許しを得ましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

今回の質問は大きな大項目が2項目ありまして、1番目の指定管理者制度に市独自のチェ

ック制度を、という部分は3月議会でも同一のテーマで私が取り上げておりますので、重複はなるべく避けながら話をさせていただきたいと思います。

平成15年の地方自治法の一部改正によりまして制度が創設されて、この間、前回も確認しましたところ、当南魚沼市での導入状況は、公の施設が245施設あるそうですがこのうち61施設ということで、全部の細かい表を見させていただきました。例えば学校関係とかこれになり得ない部分のところを除いて、かなりの部分が直営から指定管理者制度に移行し、さらにまた保育業務等につきましては、市の方もさらにこれを進めていこうという方針であるかのようにみてとっております。

制度導入の意義として、利用時間の延長とかこれまでなかなか公でやるところには支障があった問題を、例えばサービスの向上等利用者の利便性を図ること。また、これが一番の問題なのだと思いますけれども、管理運営経費の削減によって自治体の負担軽減を行う、この大きなテーマの下にこの制度が進められているかと思えます。

ただ、この制度の利用についてはやはり慎重を期してということも3月でも申し上げたとおりなのですが、非常に新しい制度であってこの制度の不備な点等がやはりいろいろ言われていることも事実かと思えます。全国でも管理指定者制度というところを検索した場合には、たくさんいろいろな問題が浮かび上がってきているように思います。当市もそういう点がないかどうかで、これから質問をさせていただきたいと思えます。

まず書かせていただきました1番目、管理者の選定の方法が現状のままで良いかどうか。指定手続等に関する条例、施行規則というのが市にありまして、これに基づいて選定審議会、副市長さんを始め総務部長、財政課長、所轄部長、課長の皆さんがこれになり選定をされていくわけでありまして。議会の関与については、選定先の議決の時に我々の参加があるだけかなと思っております。当然この間の話の中で、市の公に関する事なので市の公務員たる皆さんが決めていくのだということで理解はしているところではあります。この公共事業等の、例えば金額によって当落を決めるようなそういうものと全くまた違う内容で、この選考の基準については金額だけではない、いろいろなことを加味して決めていくということでもあります。新しい制度上の中で果たして、今、この条例規則に書かれている内容の人選のまま、このままの状態が続けていって 私はもうちょっと考えるべきではないかということも常日ごろ思っておりまして、この点につきまして市長の現段階でのお考えをもう一度確認させていただきたいと思えます。

それから項目2、3で、2は公共性の観点から職員採用には公平性が必要だが現状はどうかというふうに書きました。3番では運営経費、職員の削減が制度導入の真の目的だと思います。しかし、この行革といいますか小さくしていくということに偏り過ぎると、サービスの便、それから職員の待遇の面に影響が及ぶのではないかとということで、私としては、例えばこの間は丸投げという言葉が悪かったですけれども使わせてもらいましたが、管理委託先に預ける段階で、人事の面、与えられた団体の方の皆さんの給与の面、勤務体系、例えば人事異動の面、こういったことも市から離れていくと。公共性がある内容を人に預けるのです

が、その点で民間のところはすべて委ねていくという在り方に多少疑義がありまして、この点についてお聞きしてみたいと思います。お考えを聞きたいと思います。管理団体の職員の待遇等の把握をまず市側はしていच्छるでしょうか。

それと例えばですが、管理者が本来、市がやっていくのであれば社会保険とか労働保険等の加入状況の預けた先での現状を把握されているかとか。例えばパートの職員の従業員の皆さんも使っているという事例がありますが、その点のところでは申告とかそういったところで把握は、追いかけてやり続けながらみておられるのでしょうか。管理団体の職員の採用は具体的にどういうふうに行っているのでしょうか。試験等の実施があって、そういう基準があってやられていないと思いますけれども、そういったところの把握、この辺につきましても現状のところをお聞かせいただきたいと思います。

4番目ですが、この制度を利用しつつも、公の施設の公共性を堅持するために市独自のチェック制度を設ける必要があるというふうに考えておりますが、ご認識をお伺いしたいと思います。3月の議会では、市民によるモニタリング制度の導入をこの席場から訴えさせていたいただきましたが、市長はその時には検証する期間が欲しいというふうにお答えいただきました。その後、この問題についてはどのように進められているか。また、現状をお聞かせいただきたいと思います。

定期的な収支報告会や、私はこの間も利用アンケート等という話が出ましたけれども、それにとどまらない両者の意見を集約するような、例えば運営協力会議とか、まあ名前は別ですけれどもそういった形で市民を参加させること。本来市民がこの公の施設の本当の所有者であるはずでありますので、そのようなチェックの機能を制度化するべきだというふうに思っております。改めてお聞きをしたいと思います。

議会の調査権を発揮してそれは議会の皆さんもどンドンやれという話でありましたが、私はそのことも大事だと思いますが、制度を制定することも非常に急ぐべきだというふうに考えているところであります。監査対象だという話が3月にもありました。しかし、私の勉強不足なのかわかりませんが、このような報告が実際議会でされているのか。また、例えば監査の内容ですけれども、どの程度までの監査の内容になっているのか。例えば運営業務の把握まで踏み込んだ監査内容であるのか。例えば会計だけのところでやっているのか。その辺のところをお願いしたいと思いますし、その管理に移った団体に対しての指導、それから定期的な訪問等によってずっと市側もチェックを続けているのか。そういったところにつきましてお聞かせをいただきたいと思います。

5番目ですが、兼職禁止、天下りの防止など、この制度の不備をどう考えるかということをお聞きさせていただきました。3月議会でも訴えたところでありますが、この制度が新しいものである以上、ある点からどうしても非常に大きな不備な点の、大きなところで言葉は悪いのですが癒着の温床になってしまわないか、また隠れみのになってしまわないかということをお聞きしたいと思います。全国でもこういう問題視の声が上がっているようでもあります。

市民感覚からいけば、わざわざ新しい施設を非常に立派なものをつくりまして、それから民間にどんと任せていく。うがってみればとてもいい話にみえてしまう。私は他に先駆けて条例 条例規則等は作られておりますけれども、これは多分全国的な、一般的なひな形があって当市もそれに見合う形でこの条例を制定していったのではないかと考えております。このような今、検証段階にあるような新しい制度下にあつて、私は他に先駆けてでもそれを律する規範をきちんと制定すべきだというふうに思っておりますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。大項目1項目はその点で終わりにしたいと思ひます。

2 結婚相談員制度を

質問事項2番目に移らせていただきますけれども、結婚相談員制度の問題であります。ずっと市の中で議論を聞いておりますと、あらゆる問題の一番根幹にかかる部分で、少子高齢化、非常にこれからの将来の問題として少子化の対策の問題があるかと思ひます。福祉もそうでしょうし、教育の現場、また農業、私も携わつております観光、例えば商業の問題、その担い手の問題、後継者の不在問題の根っこの問題は、結婚しないという人たちの増加だというふうに思ひしております。

そのあと押しをする、その一助にするために、私はどうしても世話焼き人制度というようなものを創設していくべきではないか。先輩議員にお聞きしますと、この話はもう繰り返されてきていて、なかなか市の行政とは合致しないというようなことも聞いてはおるのです。が、非常に今日的な課題として、私は多くのお年寄りから家が絶えてしまうという話を本当に聞く機会が多くあります。私としてはその制度の創設にぜひ力を入れてほしいというふうに思ひしております、下の2項目を質問させていただきます。

現在の市、それから関係の団体の婚活といわれるようなこの支援の取り組みは、実態はどんなふうになっているのでしょうか。また、ここに書いておりませんが、我々南魚沼市の婚姻率といひますか、何歳ぐらいがどのくらい婚姻されているか等の割合を、男女ともにお答えいただけるようでしたらお願いしたいと思ひます。年別的に20代はあれですけれども、30、40、50代辺りの婚姻率をお聞かせいただきたいと思ひます。2番目に行政が本腰を入れるべき課題だと思ひしております、新たな制度の新設をとにかく急ぐべきだというふうに思ひしております。以上質問事項二つであります、壇上からの質問にさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

市長 林議員の質問にお答え申し上げます。

1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

指定管理者制度の件であります。まずはその選定の方法でありますけれども、これは議員はご承知だと思ひますので、その方法論はもうこっちに置かせていただいて、このいわゆる審議会このことについて申し上げます。議員が今おっしゃっていただいたように、この選定審議会は条例の施行規則の4条というところに規定してございますが、副市長、総務部長以下職員で組織して、必要があると認める時は有識者の出席を要請すると、こうなつております。

最近では今年の1月に、今、建設をしております市立の浦佐認定こども園ですか、この選定の際には外部の方4名をお願いしております。それから斎場がこの5月に選定を行ったわけでありましてけれども、この時にも3名それぞれ有識者として出席をしていただいて、他の委員の皆さんと同等の権限を持って審議会の審議に当たっていただいたということでありまして。

具体的な審査手続は、そこに応募者がございますので、それぞれの皆さんがプレゼンを実施して、計画書の不明な点、これらについて応募者に内容確認をして、大体15項目の採点表がございます、それに各委員がそれぞれ記入して、そのトータルで最も優れているといわれる候補者を私に答申をするわけでありまして。私もそれらの内容を見ながら最終的に答申どおりやるのか、あるいはそうでないのかというものを判断させていただきますが、今まで、これからもそうだと思いますけれども、答申に反した選定を行うということは普通あり得ません。私もそういうふうに自分では思っておりますので。ですから選定の方法そのものは、そう密室でとかそういうことではないのだろうと思っております。

これからまたそれぞれ出てくる部分もあります。ただ、図書館につきましては前からもお話し申し上げておりますように、これはやはり指定管理者制度にはそぐわない。これは市の方で直接運営すべきだなという思いを持っておりますのでそうはなりませんけれども。保育園なんかもこれからいわゆる市街地の中で園児の多い部分で、しかもこれから建てかえをする、そういう部分については、指定管理者制度をできれば適用させていきたいと思っております。

ただ、これはご承知のように、それをやったからある意味では企業としての経営が成り立つという基盤がそこになければ、へき地保育所みたいなところをやったってこれはもう何の意味もないし、しかも悪くなるばかりですので、そういうことなのですね。ですから、どの保育園がどうだということはまだ申し上げられませんが、そういう方向でまだこれから、市街地内、あるいは園児の非常に多い部分については、そういう制度を適用させていきたいという思いですけれども、これはまだ決定したということではございませんのでよろしくお願いたします。

2番の職員採用の件であります。職員採用につきましては私どもが申し上げることは全くございません。一切ありません。どういう　　どういう方といったって　　そういうところまで我々がこういう人は採用しないでくれとか、こういう人は採用してくれとかということも含めて一切申し上げておりませんので、これは指定管理者たる皆さん方の良識の範囲の中でやっていただく。例えば保育園等で保育士さん採用になって、その保育士さんが非常にご父兄やそういう皆さんから評判が悪いとか、欠格事項が非常にあるとかということがあれば、それはきちんとした是正勧告はさせていただきますけれども、採用の段階で市がそこに意見を申し上げるとかということは全くございませんので、よろしくお願いたします。

施設の利用や使用の公平性、これはそれぞれの法律や条例にのっとってやっておりますので、職員の採用のいかんによって、そのことが損なわれるかということは全くないと思っ

おりますのでよろしくお願いいたします。

行革に偏るとサービスや職員の待遇面に影響、ということであります。まさにそのとおりだと思っております、これは平成15年の地方自治法改正の経緯となった総務省の制度政策改革ビジョン、あるいは総合規制改革会議この中間取りまとめの中では、多様化するニーズに対応した公共サービスの提供を実現するためには、民営化、民間事業者の参入、民間委託などさまざまな手法を駆使することが必要であるということで、これはやはり民間事業者の持っているノウハウを最大限に活用しろということが、一番の目的だと思っております。こういうことによって現実的にサービスが向上したとか、あるいはコスト削減できた、ということだと思っております。

それで今、それぞれ団体の調査研究報告書にはコスト削減のみを制度導入の目的とすべきではないということをきちんと明記してございますので、安かろう良かろうということを目的としてやっているのではないということだけは、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

市独自のチェック制度ということでもあります。さっき触れました監査これは市からお金が出ておりますので、監査をする権限は監査委員にございます。どこを監査するか否かというのは監査委員会の中での専権事項でありますので、私たちがあそこを監査してくれとか、それは申し上げません。ただ、問題点等が非常に噴出してということであれば、我々の方からも監査委員の方に、委員会の方をお願いをして、ここをきちんとまずは監査に入っていないかというようなことはあるかと思いますが、一般的には監査委員会の権限でございます。

そして、これは議会の報告義務というものが全くございませんので、もし必要とあればそれはまたそれなりに対応いたしますけれども、常にこの監査結果を議会に報告するということは義務化されておられませんので、必要な際には申し上げていただければ提出できるかと思えます。

そして、先ほど触れました3月だったですか6月の議会の時におっしゃっていただいた、調査、確認をする方策が必要であると。これはもう痛感しておりますので、今年度中にその方策をきちんと策定をして、23年度にまずは試行、24年から本格的に運用していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

兼職、天下り、これらの件であります。これは一般的に請負という感じにはなりません。ですので、通常いわれております天下りということは、普通言葉としては当てはまらないわけではありますが、ただ、皆さん方から見ますと、市の職員であったものがその指定管理者の会社の方に再就職的なことをしているという部分が確か見えるということだと思えますけれども。これは私どもがこの職員をここで使ってくれとか、そういうことというのは一切申し上げておりません。

今、市の職員で退職するのが非常に年間多いわけでありまして、国みたいに就職相談も含めて退職後の職のあっ旋なんてことは一切やっておりませんので。ただ、そういう団体や会社やそういう皆さんからこの人が欲しいというのがあるのですね。それは市として特に支障

がある場合は別ですけれども、支障がない場合はどうぞご本人と協議なさってくださいということによっておりますので、我々の方からこの人を採用してほしいとかということは、こういう指定管理者制度を含め、あるいは他の団体も含め、一切行っておりませんのでその点はひとつご理解いただきたいと思っております。

例えばそこにそういう元職員が就職した場合も、これは今世間の目は非常に厳しいわけにありますので、よもやその立場や今までのことを利用して不正な働きかけとか、そういうことはあり得ないと思います。あれば即刻それは私どもの方でも採用元に話をして、そういう職員はやはり処罰も含めてきちんとしてもらいたいという話は申し上げますけれども、一切そのかわりを今持っておりませんので、そのことはひとつご理解をいただきたいと思っております。

2 結婚相談員制度を

結婚相談員制度であります。議員、ちょっと冒頭おっしゃっていただいたように、このことは昔は結婚相談員というのがございました。ところが、各町の状況の時でありましたけれどもそれぞれあったのですが、もう活動実績等が1年間をとおしてほとんどゼロ、大体ゼロだった。で、この結婚相談員制度というのは、制度として不必要だという意味ではなかったのですけれども、要はそこに例えば相談する若い皆さん、あるいはあそこのあんさにはこの人がいいがな、なんていうような まあお節介ではありませんけれども、そういうことを申し上げて、今の若い皆さん方がそのことには100パーセントとはいいませんけれども、ほとんど対応していただけないというのが現実であります。

ですので、なかなか、それは個人的に活動していらっしゃる方はいらっしゃるかもしれませんが、市の方での制度的な中でそういう皆さんを委嘱するとかということは、これはもうちょっと・・・してもまず効果が上がらない。しかも例えば、市から委嘱をされた結婚相談員だなんていうとなおさら若い皆さん方は、そんなのは嫌だと、そういうことだと思うのです。今、結婚式の状況をみますと、仲人さんを立てるといのは100パーセントといていいほどありません。

それよりはやはり出会いの場をつくと、このことだと思っております。今、市の方では、これはご存じだと思いますが広域計画協議会の中でのふれあいミーティングパーティを実施しておりますし、今年からその回数を2回。今まで1回だったものを2回に増やしたいと思っております。

そしてやはりいろいろ過去の部分を総括してみますと、出会いの場をそういうふうに設定をしても交際まで進まない。ここが特に、私からみますと男性の方が消極的ということです。去年はピザを一緒につくるとかどうとかいうことをやらせていただいて、結婚に至ったかどうかまだ確認しておりませんが、でもそこでのカップリングというのは例年になく多かったわけがあります。これは追跡調査をしたいのですけれども、なかなか個人情報等もあって実際どういう成果が出たというのは非常に把握が難しい。県の方では県の事業の中で若干やっている部分があるそうでもありますので、それらを参考にしながらやっていきたいと思っております。

おります。

そしてこのロータリークラブ、あるいはそれぞれの団体や民間の飲食施設、宿泊施設、これらで独自にそういうことをやっているという部分もちょっとみえるようでありますので、そういう機会を十分活用していただくように皆さんに周知をしたり、市のそのふれあいの部分をもっともっと充実させていければと思っているところであります。

これで平成17年になりますが、この婚姻率といいますが、未婚率の方で申し上げます。17年推計でありますけれども、20歳から24歳は、未婚率で、男が91.1、女性が84.9であります。25歳から29歳が男未婚率64.8、女50.8、30歳から34歳になりますと男性では41.1ですけれども、女性では23.6まで下がっていきます。そして35歳から39歳男性29.9、女性13.6。どんどん下がっていきますけれども、40歳から44歳は男性21、女性8。45歳から49歳が男性18、女性4.3。50歳、ここの部分であります、50歳から54歳が男性が14.8の、女性は3.6。55歳から59歳、これは男性では9.2であります。女性は2.5。60歳から64歳が男性が5.2で、女性はここがちょっと上がりますが3.5。大体そういう状況であります。

それ以上のことは言ってもこれはもう生産年齢に達しておりませんので、そういうことでご理解いただきたいと思いますが。やはりこの35歳から39歳、これが約30パーセントなのですね。この辺が一番やはり心配をされる種だろうと思っております。40歳過ぎて21、18から21くらいですので、ここの年齢層が一番親戚や親御さんになると心配でありますし、周囲もやはり心配だということです。

この辺をターゲットにしてということではありませんが、そうすると女性の方が非常に少ないのです。その組合せが非常に難しいということではありますが、いずれにしても結婚をしていただかなければ子どもが増えるということにはなり得ないわけありますので、この結婚をぜひともしていただく。婚姻率を上げていくというような方法を一生懸命考えていかなければなりません。林議員などは非常にそういう面ではまた造詣が深いと思いますので、これがいいじゃないか、あれがいいじゃないかというまたご提言も含めてよろしく願い申し上げます。以上であります。

林 茂男君　それでは項目にしたがいまして質問させていただきたいと思えます。

1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

管理者選定の方法は現状のままでよいかということで、この間も若干聞いたところであります。また再度お聞きして安心している面もあります。要するに規則第4条の1項だったと思うのですが、先ほど言われた副市長さん始めの選定審議会のメンバーのほかに、いろいろな方を入れているということで非常にいいことだと思います。

これは全くうがった見方でしかないというふうに思うのですが、市の中の一部の皆さんからは、こういう管理指定の選定が、言葉が本当に悪いのですけれど、出来レースではないのかとかいろいろ話があることは事実であって、そういった見方をやはり払しょくするために、私としては規則の運用の仕方でいか様にもできると思うのですけれども、もう一步踏み

込んで、できるならば専門委員等の出席ができると、市長の要請によってできるというような規定から、一枠設けてそれを常態化するというか、そういうことも含めて考えていいのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

市長 1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

この施設の内容によりまして、例えばどこかの体育館、例えばですよ、そういう部分について、外部の皆さんを呼ぶとか呼ばないとかにかかわらず、もうほほほかの選択肢はないという状況なのですよ。ですので、そういう部分については外部の方をわざわざお願いするというにはなりませんけれども、先ほど触れたような保育園だとか、あるいは斎場だとか、またこれからも出てくるいろいろありましようでけれども、これは市の職員だけで決めていいことではないという部分もこれからどんどん出てくると思うのです。ですから、そういう時は当然ですけれども外部の識者をお願いすると。ですから、そこにぼんと決めてしまいますと、必ず外部の識者を全部呼べということになりますのでそうではなくて、例えばこういう場合は呼ばなければならぬとか、そういうことであればまたちょっと検討する余地はあろうかと思えます。いずれにしても疑惑を招かれるようなことのない方法をまたもう少しきちんと検討していかなければならない。

出来レース的なことという話になりますと、認定こども園と、今の斎場について私その結果だけからみますと、結局地元の方がいわゆる選定をされているわけですね。例えば斎場なんかでは、全く地域外の皆さんも応募しているわけでありまして。そうしますとやはり地元の方がという、そういう部分は出ようかと思えます。ただ、決してそれは出来レースではなくて、さっき言いましたように市の職員ばかりではなくて、関連する皆さん方も、例えば思川の皆さんとかそういうのは入っているわけですので、そういう皆さん方の強い思いの部分も出てこようかと思えます。

技術的だとか経営内容だとかそういうことについて大幅な欠陥があるなんていう方は、ほとんど応募してまいりませんので、そういうメンタル的な部分で採用の可否という部分は出るかもわかりませんが、決して出来レース的なことはやっておりませんので、それらも含めてご理解をいただきたいと思えます。

林 茂男君 1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

そういう形で、市民からのそういう声がなくなるようにやっていくことと、その運用の積極的な利用で、条文まで変えなくても積極的な利用を心掛けていくべきかと思っております。

2番目のところですが、先ほど職員の採用について管理団体に市側があれこれ言うことはないというような趣旨のご答弁だったと思えます。私はちょっと角度が違うことを考えておりまして、管理者制度の私が一番何か自分としてはどうしても引かかる点は、民間の力を利用する、民間のいろいろなノウハウを利用する、いいのですけれど、特にこの人事というか雇用の面のところで、本来は市が公のことであって、市民がきちんと公の皆さんがやっているといわれていた事業を別の者に預けていく。その時にそこにいる職員がどのように採用されていくのかということについて、市民は非常に私も含めてこういう形でいいのかなとい

うところがあります。

例えば、これも言葉が悪いのですけれども、縁故の採用、例えばコネ、そういったものに陥っていくといいますか。本来は公の仕事であるのに。そういうことが、偏りがなくなっていかないかというところがありまして、絵空事もかもしれませんけれども、その雇用の面の、例えばある一定の市が指定管理でやる、全部できないということはよくわかっているのですけれども、ある程度の部分については、ある一定の試験なりで一律の基準を設けるというようなことも含めてやらないと、この問題はずっと先まで疑義が生じたままでいってしまうのではないかなというようなことを考えておるのです。この点については例えば市長は問題が全くないというふうにお考えでしょうか。それとも、こういったやり方が考えられるなというようなことがあればお聞かせをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

非常に難しい問題だと思いますが、職員採用の面は公的な責任といいますかその部分を残しつつやらないと、市民間の中に、あの人はいろいろなそういう縁故があるからあそこには採用されたというような話が、どうしても広がっていってしまうのではないかなというふうに思っているのですがいかがでしょうか。

市長 1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

今、文化スポーツ振興公社の職員については、市の試験にのっとった一次試験をやっているのですね、確か。それで点数のいい人をまず選定をして、その中であとは面接で選ぶと。あと例えば保育園、これらについてはまずは保育士資格がないとこれはどうにもならないわけでありまして。そういうことの中で、そこに我々が関与するということはまずでき得ません。

例えば今度は斎場、これも市が試験採用に関与するということが、やはり民間の会社でありますのでそれは本当にでき得ません。どういう基準で採用しているかとかそういうことも含めて、特に私たちがそこを調査しているわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、採用した職員に問題点があるとすればそれはきちんと市の方で是正勧告も含めてやらせていただかなければなりません。市の指示にしたがわない時、これらは停止、取り消し、これも即刻できると。こういうことも規定はされておりますので、そういう部分を市の方としては十分活用 余り活用という言葉は変ですかね 生かしながらきちんとした監視はしていくつもりであります。けれども、今、議員がおっしゃったように余りそういうことが話題になるようでは困りますので、指定管理者の皆さん方の方にも、そういう世間一般的な話が出ているので気をつけてくださいというようなことは、申し上げなければならないと思います。そんな状況の中ですのでよろしくお願いいたします。

林 茂男君 1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

関連性がいろいろありますので、次の項目の方に行きたいと思えます。先ほど言った兼職の禁止。兼職の禁止規定がないこの制度でありますけれども、私はこの管理指定制度は、これも考え過ぎかもしれませんが、先ほどの雇用の面等から考えて、一つの政治的な問題が出てくるのではないかとこのところも考えております。

市民の就職活動は、これまで市の採用試験を受けるとかそういう方向に向いていくわけで

すけれども、先ほどのある一定の何かその基準がない状況の中では、管理者となった方に就職活動の運動も向いていくということにやはりなるというふうに思います。これは勢力化と申しますか、一つのグループ化と申しますか、そういったものを生み出す危険性というものもあるように私は考えているわけなのですけれども。例えばその中で、兼職禁止というようなか中で、選挙に出る我々はみんなそれをくぐって出てきているわけですが、指定団体の役員等にはやはり議員なり特別職はなれないとか、いろいろなそういう成文化をきちんとした上で、この制度の不備を整えるべきではないかと思えます。いかがお考えでしょうか。

もう一つ、先ほどの天下りには当たらないという市長のお話がありました。ただ、市長もその疑問点のところ、市民からこういうふうに見られている点があるということをお話しいただきました。例えば国家公務員法であると、退職者が退職する前の5年間にあった地位、例えば市でいえば何々課のだれそれというふうになると申しますけれど、そういった場合にそれに関係する民間会社へ再就職することを、退職後2年間禁止するというようなことがあるかと思えます。

いろいろあるかと思えますが、私は民間企業へのこういった縛りは、先ほどのそういう人材が欲しいんだという逆に企業側からの要請もあったりという中で難しいと思えます。けれども、この指定管理者制度というのは、そもそも民間企業だけがやっているのではなくて、こちら側が作ったものを民間に委託していくわけなので、非常にもっと厳しい縛りがなければ、やはり批判を免れることはできないのではないかと考えております。

当市は先ほども話したとおり、新設された、新しく作った指定管理先に直接の担当者がそこに再就職をしたという、私はちょっと残念なことだと思いますが、規定がないゆえに起きたことだと思います。市長は倫理性とかも含めて、この点についてやはり一度ここで公に発言をしていただきたいと思っております。このことを防ぐことが必要と思われるというふうに思いますが、やはりそれは制度がない、不備なためだというふうに思っております、何かの形での成文化をした上で、一定の歯止めをかけるべきだというふうに私は思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

市長 お答えいたします。その前に先ほど私の答弁に誤りがございましたので訂正させていただきます。監査の件でありますけれども、地方自治法第199条7項の中で、必要がある時は監査することができる、こうあるわけですね。その但し書きを申し上げます。ただし、監査したのちは監査の結果に関する報告を決定して、議会、行政委員会に提出し、かつ公表しなければならないという文言が入っておりますので、監査をやれば議会の皆さんにも、あるいは公にも報告させていただくということになります。

1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

まず、この兼職の禁止であります。これは一般的に請負に当たる場合でも、例えば市の仕事、議員の皆さん方で何か会社の役員や経営をやっていらっしゃる、これが年間の請負額の51パーセント以上でなければその兼職禁止規定は該当しないことになっているのですね。それはそれで結構です。それは市からの請負であります。

先ほど触れましたように、この指定管理者制度というのは請負ではありませんので、その兼職の禁止規定は法律上設けられないということ。私はちょっとわかりませんが、もしもどういふ・・・ただ、市の職員でありながら、その会社の経営をしているなんてことは普通あり得ないわけですのでまあちょっと。例えば議会の皆さん方のことをおっしゃるのか。そうだとすればそれは全くどうしようもない、どうしようもないといういい方はないですが、法律上は規定がございませんので、これは一つご理解をいただきたいと。市で独自にそれを設けるということはちょっとでき得ません。

天下りのその件でありますけれども、これは一般的にいわれていることはさっきも触れましたように、市の職員であった者がその会社に行って、何らかの市とのつながりの中で利益があるとかそういうことが想定できれば、これは天下りかということになりますが、今おっしゃっていただいた部分は、あそこのいわゆる場長といいますか、それだけでありますから役員でも何でもありませんし。

では、彼がそこに行っていて市の職員であった立場を利用して、何かできるかということ全くでき得ません。1万7,000円の葬祭料をもらって、届出があればあそこでもう火葬しなければならぬわけでありまして。そのマナーの徹底とかそういうことについてきちんとやるということでありまして。これはその前段の指定管理者制度に持ち込む時に、持ち込むといいますかそれを決定する際に、私は申し上げたことがあったかも知れませんが、市内の同業の皆さん方が組合を作って、そして指定管理者制度に応募してもらうのが一番ベターではないか。こういうことを申し上げたのですけれども、内紛的な部分でそれに至らなかったのですね。それで管理者が決まってから、いろいろな話は伺っています。けれどもそれは各会社対会社の中での、いろいろの確執と思わざるを得ない部分が大変あるように私は感じております。ですので、今ここできちんと申し上げておきますけれども、桜井文夫君を採用したからと全く問題はございません。これははっきりと明言しておきますので、よろしくお願い申し上げます。

林 茂男君 1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

問題があるそのことを言っているのではなくて、例えば利益誘導を受ける立場になるとか、そういうことは全くないと思います。ただ、私も含めて市民の側の感情で一番思うのは、就職がこれほど難儀をしている状況の中で、今回のようになってしまったと。これは今ほどの斎場の問題だけではなくて、今後も必ず起き得る話だと思っておりますので、一定の身を律するのは外部から律することはできないと思っておりますので、我々のこういう市政に携わっている市役所の皆さん、そしてこの議会の中でこのことについてある一定の認識をもって、これは遠慮すべき問題ではないかというようなところのことをきちんとやっておかないと。私は市民の今、非常に就職難で大変な状況の中で、ずっとスライドしていくという状況は、果たしてそれが皆さんにとってそれでいいことだという話になるかということ、やはり力説しておきたいというふうに思っております。

指定管理者制度の中で、私は自分としての思いを最後に述べておきたいと思っております。どう

しても指定管理にすぐになっていくこの流れはよくわかっているつもりではありますが、直営のままできる部分については市の方でやはりきちんとみていく。その職員、今まで例えば多くの人数を抱えていなければできなかった事業については少なくし、やはりその分、先ほど市が今までの臨時の採用等を一步踏み越えてでも新しい採用制度みたいなものができ上がって、一番は人件費を落とすということがこの大きな目標だと思えます。それによって新たに、ただ民間に移すではなくて管理の中核は市の職員が握り、ある程度職員を、新しい従業員を雇えるというような形をとっていくことも含めて考えることが、非常にいいのではないかなというふうに考えております。ぜひ、今後検討いただきたいと思えますし、我々も見守っていきたいと思っております。

2 結婚相談員制度を

次に質問事項 2 番目の結婚相談員の件であります。これについてはやはりそういう答弁かなというふうに思ったのですけれども、実際にいろいろな人がそういう制度というか窓口を作ってくれというのが大きな、どこに話を持っていったいいのかなというのが聞こえているのですけれども。市長はゼロというふうな話だったのですが、私も造詣が深いわけでありませんが、そういうところがあることによって安心をする人がたくさんいるなということと私は思っているのですが、全くそういうご認識はないのでしょうか。

ピザづくりとかそういう会に出て行くという人は、非常にこれは積極的な方の部類だと思っておりますし、全くそれさえもできないという人が大勢いるという中でやっていかなければならないことなのではないのかというふうに私は思っています。

先ほど婚姻率も出ました。これにもっと見えない部分では、例えばいろいろな考え方があると思いますが、家を継いでいく長男等の婚姻率の問題になると、さらにもっと大変なのではないかなというのがあります。私は非常にこの結婚問題でその窓口を作り、それはすぐ1年以内に結果は出ないかもしれませんが、情報をストックしておくというところで、何年かの中でまたそれは解決されていったりということがあると思っています。自分の親がこの結婚相談員というのをやっていたのですが、いまだに問い合わせがたくさんあります。そういったことを合併によって 旧塩沢町はあったと思うのですけれども、六日町もあったのかちょっとわかりませんが、非常にそういうことでもう1回作ってほしいなという声が私は聞こえているところであります。窓口ぐらいは作れるのではないかな。また、今は市に対してこういう問題があった場合に、話に行く先が実際あるのでしょうか。その辺をもうちょっと聞かせていただきたいと思えます。

市 長 1 指定管理者制度に市独自のチェック制度を

お答えいたしますが、答弁を求められてはおりませんが、しかし、重要な問題ですのでお話を申し上げておきます。指定管理者の職員の件です。例えば指定管理者でなくても申し上げますと、六日町の商工会、あるいは大和の商工会、塩沢の商工会、全部事務局長は職員あがりですね、市の職員あがり。そしてあとはシルバーの事務局長、もう一つは今度は南魚建設業協会の事務局長が確か職員あがりだと思う。

これはなぜ皆さん方が職員のOBといたしますか、職員をあがった者を求めるかといいますと、まずは行政的な能力をきちんと身に付けているというこれは一つです。もう一つですね、相当大きいことはいわゆる給料が安くていいのです、給与が。一般的に例えばどこその事務局長。別に何でもない人を採用しますと、相当の額でお迎えをしなければならないわけにありますけれども、市の職員を退職した皆さん方、そうでなくても皆さんはそれぞれ年金は出るのですけれども、そういう部分も含めて非常に安い給与で勤めていらっしゃる。これは個人的なことですので私がいくらということは申し上げませんが、もしあれでしたらお調べいただければと思います。

そういうメリットとして二つぐらい大きくあるのです。ですので、就職難で公募して例えばやったとしますと、結果としてはやはりそこへいってしまうのではないかと思うのです。そういうこともありますので、すぐに一般的な就職とこういう部分を同一視はしないでいただきたいという気はしますけれども、それでもいろいろな面で疑惑や不満は招かないように我々は努めているつもりですので、我々の方からこの職員を採用してくださいとか、そういうことは一切申し上げていないと、ここだけはひとつご理解いただきたい。

そして採用する場合でも、この人を欲しいという話がある時と、全くそういう話はなくて決まってしまう時といろいろありますので、この辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。決して他の一般の市民の皆さん方の職を奪うような、そういうことはやっていないつもりでありますのでお願いいたします。

2 結婚相談員制度を

相談員制度であります。私は本当のところそういうご相談をしたいのだけれどもというお話を、ほとんど聞いていないのです。六日町にも結婚相談員制度がありましたし、大和にも確かみんなあったと思うのです。一番早くなくしたのが六日町だったかもわかりませんが、もう実質的にゼロということが相当続きまして、それでこれはもう制度としてはいらぬのではないかとということで廃止をさせていただいたわけがあります。

それで市の結婚相談の窓口というのはどこの課だということは特定しておりません。今、ぱっと思えば心配ごと相談というのはやっておりますので、そういう中でやっていただくのが確か一番いいと思うのです。市の職員が結婚相談はなかなか・・・我々ぐらいの年配になればできるかもわかりませんが、若い職員が結婚相談なんてとても、相談を受けたって簡単にああいう方法がある、こういう方法があるなんて出てきませんので、結局心配ごと相談。だけれどもそれではちょっと堅いと、敷居が高い、今おっしゃったようにですね。そういうことが本当に求められる状況であれば、これは別に絶対しないのだからなんて言うつもりはありませんので、それらも含めてまた実態を後ほど林さんなんかからもお聞きをしながら相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は11時25分といたします。

(午前11時08分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時24分)

議長　　なお、林茂男君の質問に対して市長より答弁を求められているのでこれを許します。

市長　　1　指定管理者制度に市独自のチェック制度を

林議員の職員、指定管理者の方の、受けた方の職員の募集についてちょっと追加的にご答弁申し上げておきますが、現在の斎場についてであります。平成22年6月15日に八口ワークに一般公募による求人申し込みを行っております。そして6月21日17名の応募があったそうであります。結果として現在の南魚沼市斎場に雇用されている臨時職員3人を含む5人を8月1日付で新規に採用したと。採用に当たっては市内在住の方を優先、それから斎場業務経験者を最優先、こういうことで採用させていただいたということでもありますのでよろしくお願い申し上げます。

議長　　質問順位3番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君　　中沢一博です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1　温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

最初に温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて質問いたします。暦の上では秋ですが、まだまだ厳しい暑さが続いております。気象庁の発表によれば、今年の夏6月から8月は113年間の観測史上最も暑い夏となり、異常気象とまで言われました。この記録的な猛暑の影響で、全国の広い範囲で梅雨明けした7月17日から8月末までに、熱中症で救急搬送された人は全国で4万6,728人、搬送後に死亡された方が158人というふうに聞いております。また、搬送されていなくてお家で亡くなった方等も入れますと496人出たというふうに報告が出ております。当市におきましても49人が搬送され、2人が入院したとも聞いております。

また、9月1日に発表された速報値によれば、今年の熱中症による労災の死者が33人に上がり、統計を取り始めた1997年以降で最も多くなっております。特に猛暑が続いた7月以降に亡くなられた人が大半を占め、外で作業をする業種が目立っており、暑さが引き続き予想されることから対策が必要であります。

今回の猛暑は500人もの方々の尊い命を奪ったという意味では、まさに大災害と言っても過言ではありません。この死者数は2004年の新潟県中越地震や台風23号による死者、行方不明者をはるかに上回り、本腰を入れた対策が急務であると考えます。こうした認識に立ち、直接的な熱中症対策、ヒートアイランド対策などの街づくり、温暖化対策を視野に入れた一体的な対策が急務であると考え、当市のビジョンをお聞きするものであります。

まず当市の温暖化を抑制する対策と、猛暑への対処にしっかりと対応しなければと感じますが、取り組みを伺うものであります。具体的な対策もあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

2番目に救急医療活動の強化、情報提供の強化についてどう進められているのかお聞かせください。

3番目に高齢者、低所得者への対応はどうお考えになっておられるのかお伺いするものがあります。

2 第2の安全網（セーフティーネット）構築を急げ

次に第2のセーフティーネット、安全網の構築を急げと題して質問させていただきます。貧困、格差問題が深刻化しております。背景には所得格差が大きかった高齢者が増加したこと、そして経済のグローバル化で企業間格差が厳しくなる中、企業が賃金の安い非正規雇用を増やし、働いても豊かになれないワーキングプアといわれる働く貧困者を生み出したことでもあります。まして未曾有の不況により失業者の増大、賃金の低迷など待ったなしの緊急課題になっております。そこで当市の対応策についてお伺いします。このことは地方自治体ばかりではどうにもならない部分も承知しておりますが、このままでは大変なことになることは明白であります。市長の見解もあわせてお聞かせください。

一つ、高齢者の暮らしの柱となる年金では、無年金、低年金者が増大しております。65歳以上の無年金者は現在42万人あがっており、今後加入を続けても受給資格を得られない人を合わせると118万人に膨れあがるとも言われております。当市の65歳以上の無年金者の実態と今後の推移が心配でございます。対応を兼ねお伺いするものであります。

次に第2のセーフティーネットを急げと掲げさせていただきましたが、申告な生活困窮に伴い生活保護者が増えています。当市は他自治体に比べ持家があったり、家族の支え合いが豊かであったりすること等をとおして低水準に位置しておりますが、このところやはり急激に増えています。生活保護一步手前の方々をどう救済していくか。例えば基礎年金は満額で月6万6,000円です。この部分について市長の見解をまずお聞かせいただきたいと思っております。

次に高額療養費制度についてお聞きします。多くの方々が病気と闘っております。ガンとか慢性疾患の方は治療期間が長期化し、医療費の自己負担額が高額になり生活が大変であります。こうした家庭の負担を軽減する仕組みとして、一定の金額、自己負担限度額を超えた部分が払い戻させる高額療養費制度があります。今はあらかじめ認定書を提出すれば立て替えなくても済むようにはなりましたが、その内容を見ますと、余りにも現実の状況には納得できない部分が多くあります。

例えば1回の療養費が2万1,000円を超えないと世帯で合算できない、月をまたぐと合算できない、病院が別なら別計算、同じ病院でも外来と入院は別計算、同じ病院でも診療料が別なら別計算。本来ならば限度額を超えた部分を払い戻しできる制度なのに、私は納得がいかないのであります。私だけでしょうか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。以上、明快なる答弁を期待し壇上からの質問とさせていただきます。

市長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

温暖化対策と猛暑対策についてであります。今年の夏の異常気象、これはもう観測史上始まって以来ということでもあります。113年で初めてだというようなこともありまして、非

常に暑い夏であったと。そして議員がおっしゃったように、それぞれ熱中症等で全国的には大変な状況であったということを感じているところであります。

今、市の中で湯沢気象観測所、これが一番近いわけであります。このデータによりますと、過去30年間の平均気温が12.4度でありましたけれども、直近10年間の平均気温は13.4度と、年間平均で1度上がっています。そして最高気温が40度を超えた年、これは瞬間的な部分もありますけれども、フェーン現象とかそういうことであります。平成12年、平成14年、平成16年と平成10年以降頻繁に出現しているということを見ましても、この地域も当然でありますけれども温暖化という状況は現れているということだと思っております。

今、私どもの市でこのことの対策をどうしているかということであります。今年度、ご承知のように「南魚沼市地球温暖化対策実行計画」を策定するところでありますし、今、各分野の代表者12名の方に委嘱させていただいて、実行計画策定委員会を立ち上げたところであります。6月の3日、8月の26日に委員会を開催しております。そしてこの後また2回ほど予定をさせていただいて、その委員会の中でそれぞれ二酸化炭素等も含めた削減目標、そしてその推進方策を検討させていただいて、実効性のある計画内容をきちんと定めて、そしてそれを実行していかなければならないと思っております。

この原案につきましては年明けにパブリックコメントをさせていただいて、必要に応じて修正した上で、できれば年度内に公表させていただきたいと思っておりますので、またご理解をいただきたいと思っております。

猛暑の対応、これは本当に全国的に大変な状況であったわけでありますが、先般、長岡市では来年度、できれば消雪パイプの水を暑い時に出して、打ち水と同じ効果だそうありますからそれをやってみるかとか、いろいろ検討されているようであります。この消パイにつきまして一番のネックは、電気の契約ですね。この問題をどうクリアできるかということであります。

私どもの地域で例えば消雪パイプで打ち水的にやって温度を下げる、それはもう出せば全部下がりますけれども、過疎地にいきますとほとんど消パイが家の近くにあるわけがありません。ですから、全体的には下がるのかもわかりませんが、市街地の中みたいにすぐに実感ができるということではありませんし、消雪パイプのない地域というのも相当あります。これらがどう効果も出たり、あるいは平等性が保てるかというのは、また検討はしてみなければならぬと思っております。

冷房装置を入れていただくと、これは一番簡単なことでありますけれども、なかなかそういうことがすぐに実行できる家庭とでき得ない家庭もあるわけでありまして、建築的な手法で涼しさを実現する知恵、こういうことも建築士さんの知恵を借りればできる部分もあるのかなとそういうことであります。夜はまあ非常に・・・今年だけでも夜も暑かったですね。大体夜は相当気温が下がるのですけれども、でも夜間のその涼しさを家の中に蓄積しておく方法とかですね。温かさは蓄積しておけるわけですので、涼しさも蓄積できるかとか、そう

いうことはやはり研究していかなければならないと思います。やはり樹木あるいはツタ、これらをうまく利用した遮光といいますか、そういうことも家を造る際にはやはり考えていなくてはならないことだろうと思っております。

いずれにいたしましても、なかなか今までに経験したことの無い暑さの中でのことでありますので、問題点あるいは反省点等をまた十分拾い上げて、それらを検証しながら対応していかなければならないと思っております。現実的といいますか、実際、では具体的に何をやるということについては、まだその方法がこれをやればいいたろうということはまだ出ておりませんので、先ほど含めました検討委員会の中でも議論をしながら、効果的な対応を探っていきたいと思っております。

2番目の救急医療、情報提供の確保であります。市内で7～8月で最高気温30度以上の真夏日が47日、うち35度以上の猛暑日が8日間ありました。これらが起因、原因だと思えますけれども、熱中症の患者が例年以上に多く発生したと思っております。5月31日から8月31日の間で市内において救急搬送した人数のうち、熱中症と思われる人数が40件42人。この42人中県外の方が7人、県内5人、市内30人ということで統計が出ております。人口1万人当たりといたしますと6.9人ですので、県全体では5.3人ということですから、1万人当たりの発症率といいますか、これは県平均より高い。1.6人多い状況であります。

この夏に、臨時的といいますかそういうことでとった熱中症対策については、ホームページあるいは8月1日広報誌において2ページにわたって、この夏バテ、脱水症状こういうことの予防の呼びかけ、あるいは熱中症症状に対する対処方法、救急医療、救急車についても啓発はしております。

また、先ほど議員がおっしゃったように、この猛暑、一種の災害というふうにとらえまして、防災担当である総務課、保健担当の保健課、そして消防本部が連携をとりまして、広報車で啓発活動も延べ20日間行ったところであります。そのほかにも集会、あるいは市民が集まる機会、これらを利用して注意喚起も促しておりますし、FMゆきぐにもスポット的にこのことの広告を依頼したところであります。

けた外れということでもありますので、これから豪雪も含め、あるいは豪雨も含め、そういうことが頻繁に出現するということも非常に危惧されますので、やはり防災対策といいますか、このことをまた一段と強化していかなければならないという思いであります。

大和病院の方の資料でありますけれども、熱中症の受け入れに対して特別な処置はとっておりません。県や保健所からも熱中症に対する通知はなかったということでもあります。小出労働基準監督署に問い合わせしましたら、別件で戸別訪問した際、その事業所に対して注意を喚起したと。特別の対策は講じていません。さっき触れました救急搬送42人中、市内30人の方の内訳は、死亡はゼロ、重症2、中等症9、軽症19という内容でございます。

3番目の高齢者、低所得者への対応であります。先ほど議員おっしゃっていただいた、全国では4万7,000人、死亡者が約500人近いということでもありますので、大変憂慮する

ことであります。今年の特徴といいますと、今まで比較的安全だというふうに思われていた、言われていた屋内。しかも夜間に発症しているこういうケースが大きくありまして、新聞、テレビ等の報道でもこのことがクローズアップされたわけでありまして。高齢者の方がほとんどでありましたけれども、中には若年層もこういうことがあったわけでありまして。

市の対応といたしましては、さっき触れた救急搬送のうち、65歳以上の高齢者が18人、やはり4割ですから非常に高いわけでありまして。この方についての死亡はなかったわけでありまして。高齢者への対応としましては、民生児童委員などを通じての高齢者宅の見守り活動の強化依頼、あるいは屋外での運動・作業時の外出の時の予防方法、あるいは日陰を利用する、こういう暑さを避ける対策。一般的ですけれども水分、塩分をこまめに補給すると、こういうことであります。

塩沢地区の高齢者大運動会、六日町地区の高齢者大運動会は日程を変更いたしまして、すべて午前中で切り上げさせていただいたというようなことを実施したところであります。

エアコンが、では市内の高齢や低所得者の世帯でどれだけ普及しているか、設置しているか、あるいは設置していないかという個別の実態は、今ちょっと把握はしておりません。このこういう事態でありますので、高齢者あるいは低所得者層に対しての対応の方法であります。注意喚起が一番でありますけれども、ではエアコンを設置するに補助を出すか否か。そういうことについてはまだちょっと検討しておりませんので、何ともいい難いわけでありまして。それを設置をしなければ確実に大変な事態に陥ると、例えば火災報知機とかそういうこととはちょっとまた趣が違うわけでありまして、公費の中でそういうことができるか否かということとはちょっと私は今疑問であります。いずれにしても低所得者であったから、あるいは高齢者であったからそういうことに巻き込まれて重症、あるいは亡くなったということだけは避けなくてはならないわけでありまして。これらについてどういう方法があるのかも含めてこれから検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 第2の安全網（セーフティーネット）構築を急げ

次の第2の安全網構築を急げということでありまして。65歳以上の無年金者の実態でありまして、給付は行っていませんのでわかりませんが、六日町の年金事務所に問い合わせましたところ、平成22年3月31日現在、国民年金を受給している方々が7,422件、額として4億8,100万円の受給額であります。そこから今度は市の65歳以上の人口をみますと、3月現在で1万6,037人ですから、差し引きますと8,615人は国民年金は受けていないということですね、国民年金は。ですけれども、ご承知のように厚生年金、あるいは共済組合、これらの受給者が相当数いるわけでありまして、では本当に無年金者というのがどれだけあるかということは、ちょっと私どものところでは把握ができない状況であります。

国は先ほど議員がおっしゃったように45万人というふうに言っておりますので、無年金者の原因分析をまず国が行っております。生じさせないための制度の周知、広報、これら

について対応をしていかなければならないと思っておりますが、私どものところで給付等も含めた事務を行っていないということで、なかなか簡単に調べられないのです。調べ得られる部分については極力対応して、本当に無年金者というものがどのくらい私たちの市内に在住しているのかというのは、これから聞かれる部分は聞きながら調べてみたいと思っておりますけれども、今のところはそういう状況でそれ以上の数値が出てまいりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

現在の基礎年金額についての市長の見解ということであります。先ほど議員おっしゃっていただいたように月額ではそうではありますが、年額が79万2,100円。これは40年間満額を納めた場合ですね。これが高いか低いか、高いとは思いません。やはり79万円、約80万円で一人の人が1年暮らせ、これは非常に無理があるのではないかという思いであります。ただ、今の制度の中ですと、ご承知のようにそれを高くするには納める額をもっともっと。いやいや、全部国が面倒をみればいいのだということになれば別でありますけれども、そういうことも含めると非常に悩ましい問題ではあります。高いということには感じない。むしろやはり非常に厳しい数字だということを感じております。

高額療養制度であります。議員、これもおっしゃっていただいたようにそれぞれ矛盾した点がございまして。矛盾した点はございまして、トータルして例えば何十万円とか、それで済めばそれでいいわけですが、結局この制度そのものが国の法律の中でやっていることでありますので、市が独自にそれを変えられるかということ、これは変えられませんし。

一つはやはり国の方で心配するのは、そういうふうにした場合、非常に医療費が増額する、ではこの問題はどうするのだということだと思っておりますけれども。議員、ご承知のようにもう逆に国の方はこの限度額を上げる改正を今までしてきたわけでありまして、上げてきたのです。それで本人負担を減らせば保険税にはね返ってくると、これも国の公費負担。これらを本当にやってくれば、それは望むところでありまして、非常に難しい問題であります。

難しい問題ではあります。実際それで悩んでいらっしゃる方もいっぱいいるわけありますので、制度の矛盾点、これらをきちんと検証しながら、やはり国の方にそういうことを訴えていくと、まずはこのことから始めなくてはいけないと思っております。状況としてはそういうことでもありますし、概略は以上のとおりでありますので、まずは1回目の答弁にかえさせていただきます。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時ちょうどいたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

中沢一博君 それでは午前中に引き続きまして再質問させていただきたいと思っております。

1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて、まず再度聞かせていただきたいと思うのです

けれども、今後さらに温暖化がというか、猛暑が20日くらい増えるというふうなそういう報道も先日出ております。そうなりますと、やはり市長からも、これから具体的なそういう部分を出していくというふうな答弁もいただきました。やはり行政だけではなくして、市民が一体となったそういう部分にどうしても入っていかなければいけないと思っております。できることから、さ細なことから、私たちにでは何ができるか。これだけの気象変動というかを私たち身近に感じております。やはりそういう気持ちは皆さんおありでありますので、ぜひ、行政のリーダーシップをお願いしたいと思っております。

市の職員の皆さんもノーカーデーを4月1日から実施されました。1日実施するだけでもガソリンが430リットル削減できるというふうに市長からもご答弁いただいております。また、2015年までに家庭ごみの削減という目標値が出ました。一人1日の削減するごみは2015年までに20パーセントであると。そしてこれはCO2約530グラム削減目標というふうに提示がございましたけれども、やはりこの9月1日の市報でも出ておりましたが、レジ袋の問題等をも、やはり細かい部分ももう少し私たちに提示していただかなければ、では何ができるかという部分をですね、ぜひそういう部分を推進していただきたいと思っております。

レジ袋にしても大きな袋だと年間300億万枚出ているという、これはドラム缶にしますと原材料が280万本だというふうにいわれております。例えば当市においてもレジ袋を1週間で2枚削減しただけでもドラム缶が170本いらなくなるという、そういう過去のご答弁もいただいております。

また、生ごみが、例えば水を切った場合1日35グラムのCO2が削減できるというふうなことも私も聞いております。そういうふうにしてもなかなか現実にできないのが私たち市民でございますので、その分もう少し具体的に一人当たりの成果が表れるようなそういう答申案も、これから進めていく中でぜひ、もう一步具体的な家族でできる目標値なんかも提示していただければありがたいな、もったいない運動をもっともっと宣言してもらいたいなと思っておりますけれども、その点市長のお考えをいただきたいと思っております。

市長 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

こういう目に見えないといいますが、すぐに実感として出てこないという部分というのは、今、議員おっしゃったように大きなことをどんとやるということよりは、やってもわからないということになりますので、今おっしゃっていただいたようにレジの袋の問題、あるいは生ごみの水切りとか、そういう本当に小さなことを着実にこまめにやっていくということが一番大切だと思います。

一般市民、私たちも含めてですけれども、では何をすればいいのだということをきちんと提示していただければ、それをやればそうだとということがはっきりわかるわけです。きちんと具体的な例を提示しながら、ふだんの生活の中でこういうことを節約したり気をつけたりすれば、これだけの効果が出るということを具体的な手法を持って、数値も持って示して行って、協力を呼びかけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中沢一博君 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

別の観点からお聞かせいただきたいと思いますが、市長は先ほど長岡で消雪パイプという話をしました。私も以前から、猛暑、夏の暑いてんてん照りのアスファルトを見ていたときに、私たちの地域にはそういう部分がある。ほかの地域にはないこういう部分があるわけでありまして。当時私が聞いたときは、それはなかなか電力で冬季との兼ね合いがあるからできませんと、そういう話を現場から聞かせていただきました。

ですけれども今、ご承知のとおり今はそういう部分がなくなって ありますけれども別に切りかえ云々というふうな形もないわけでございます。電力会社、こういうものは、県と国とがやはり一体となった中で当市にできることは何だろうかという、そういう研究も私はしてみるべきではないのかなと。もう消雪パイプをただ冬だけではなくして夏にどうできるか。また、これから水不足がこれだけ暑くなってくると出ます。やはり農作物の方にも影響してくるようには私は思えるのですけれども、過去にもそういう経験があるかどうか私はわかりませんが、消雪パイプ等をこの農作物に生かせないか。そういう観点に対するお考えはどうでしょうか。

市長 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

長岡での議論の中身といいますかを見ますと、やはり問題になっているのは第二融雪の電力の供給の問題。それとそれから当然電力料も発生するわけですからその費用対効果がどうなのか。これらを検証していきたいというようなことであります。私どもも例えば実際やらなくてもそれをやった場合どうだという検証はできますので、それらもちょっと検討してみたい。

今、議員ちょっとおっしゃったのですけれども、電力のその問題はなくなったということですが、なくなるのです。非常に簡単ではないことでありまして、電力料も第二融雪ということで安く抑えられているわけですから、それをでは一般的な電力にした場合どの程度のものになるのか。これらも含めて検討させていただきたい。

平成6年だか7年に、旧六日町ですけれども西山一体で大変な水不足、干ばつがありまして、一時的に電力を供給してもらって地下水をあげて、主に田んぼの水であります。それを供給したことがございました。それ以降はほとんどありません。今年、例の問題になっております清津川と魚野川の水問題の件ですけれども、これだけの日照りの中で双方とも水が不足をしたということはまだ報告は入っていないわけです。ですので、別の観点からしますと清津川の方も、今の試験放流も含めた水量でこれだけの日照り、猛暑の中でも一般的な水不足は生じなかったということは大体出たわけでありまして。

では、地下水をそういう農作関係のかんがい用水に利用するということになれば、一時的な部分は確かにできるのですけれども、恒常的に今のかんがい用水に地下水ということになると、ものすごい量の、ポンプも含めてですね。結局かんがい用水というのは、1秒間に何トンとか何十トンという水を流さなければだめなのですけれども、地下水を今くみ上げている井戸の場合は、1分間に何十リットルとか何百リットルとかそういう単位です。

だから、単位がもう全然違う。そこが一つの隘路だと思います。

もし、この地下水でかんがい用水も含めた水を供給しようということになりますと、相当大口径のポンプを井戸、ケーシングもそうですけれども使って、それでではどの程度と。

1秒間に1トンの水をくみ上げるポンプなんていうのは、そう簡単にはないわけでありますので、その辺がちょっと隘路であります。細かく掘ってそれを全部寄せるという手はあるかと思えます。そうしますと今度は地下水の問題もまた出てくるわけでありまして、非常に難しい面がありますが、地下水の量が相当ある地域で、それを使っても地下水枯渇とか地盤沈下とかという問題が生じないようなことがあればですね、これはやはり検討に値するものだというふうに考えております。

中沢一博君 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

重々承知しております。ぜひ、こうならないふうになってもらいたいわけですし、例えばヒートアイランドの部分ではないですけども、やはり今、企業も社会貢献という部分が問われております。特に大企業であるならば、そういう部分をやはりもう一度ぜひ研究課題ということで取り組んでいただけたらなというふうに思っております。

別の部分にさせていただきます。教育長にちょっと伺わせていただきます。この部分で出てくるかなと思ったけれども何もなかったもので、教育長にお聞かせいただきたいのですけれども、今、教育現場でもいろいろささやかれているかと思えます。この地域はそういう面では緑が多いわけですし。

まず、エアコンの装備の実態はどのようになっているか。ちょっと私どもも心配でございますので、状況等をお聞かせいただきたいという部分と、今よくささやかれている緑のカーテン、よくご承知かと思えます。私、こう見ておりますけれども、なかなかそういうところは取り組んでいないみたいです。取り組んであるところもあるかもしれませんが、見ている部分においては余りないような気がします。

私はこれから教育の一環というか、子どもたちに環境教育という部分に関しましても、育ててそれがどういうふうになっていくかという観点からも、私は緑のカーテンという部分はこれからある面では必要かなと、これだけの環境的な部分を感じるのですけれども、それに対して教育長の答弁をお願いしたいと思います。

教 育 長 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

まず、エアコンの整備状況であります。普通教室では一般的には入っておりません。特別教室のうち例えば視聴覚教室ですとか大勢集まる、会議ができるというふうな部屋、あるいは音楽室、学校によってはそういったところで特別教室のうち一部にエアコンが入っております。

先般NHKでもやっておりましたが、すべての子どもたち一斉に涼しくは過ごさせませんので、時間割を決めましてローテーションで特に暑い日には涼しい部屋で一定の時間を過ごすというふうな工夫をしているところであります。

それから緑のカーテンであります。ちょうど夏休みの期間中なかなか世話ができない

というふうなことで、余り多く取り組まれているような状況ではないと私も思っております。ただ、日差しを遮る、あるいは植物を育てる、両方の観点から非常に効果があると思っておりますので、これから来る夏に備えて何らかの準備ができるよう対応してまいりたいと思っております。なお、以前はヘチマですとかアサガオですとかというふうなものが主流だったと思いますが、今一番葉っぱが多く茂るのがゴーヤかなというふうなところがあります。ゴーヤとなればまた育てた後、食べるというふうなこともまたあるわけありますので、そんなふうな観点からも対応をしてみたいとこのように思っております。

中沢一博君 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

ぜひ、大変さというのもわかっていますけれども、それにあわせてメリットもいっぱい出てくるかなというふうに私は感じております。これは学校だけではなくして保育園等もやはり進めてはどうかというふうに私は思っております。ほかのいろいろな部分でも、夏休みが私どもより多い地域でも、現実もう取り組み始めているというような情報も聞いておりますので、ぜひ私としては取り組んでいただいて、子どもたちにいい環境教育の一環にさせていただいた上で2度も5度も室温が下がるというふうにも聞いておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に救急医療活動の件ですが、これは市長に伺っているのか消防長に伺っているのかちょっとかわかりませんが、例え今年この熱中症の部分で119番通報をするわけですが、正直言って難しい。熱中症というのが、どの程度になったら救急車を呼ぶか。私どものこの地域というのはあんまり救急車を呼んではいけない。いろいろな理由でタクシーがわりに救急車を呼んでいるところもあるというふうに聞いていますけれども、私の知る限りにおいては、この地域の人たちはあんまり救急車を呼びたくないという思いはやはりあるのです。

119番通報をするときに私が思ったのが、やはり熱中症というのはあなどれないなということです。それでどのくらいの部分のレベルになったら119番通報すればいいとかそういうレジュメみたいなものがですね、変な話、これから熱中症の部分で出てくるかと思うのです。お年寄りなんかではないけれども家族なんかも、知らしめていかなければいけないわけです。そういう部分の私はマニュアル化みたいなものがあつたら、また違うのかな、大事に至らないで済むのかな。そういう対策もお金のかからない部分でございますので、進めていってはいかがなものかな、また助かるなというふうに私は個人的には思っております。

また、例えば救急車に今アイスパック等なんかは装備されておりますでしょうか。その点確認をちょっとお願いしたいと思います。

市長 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

一つの症状に対して、熱中症であっても何であっても結構ですが、この程度になったら救急車を呼ぼうとか、それはちょっと難しい。全部一律であれば結構ですがけれども、人間のそのときの体の状態もありますし、根本的に強い方と弱い方といらっしゃいますので。

例えば熱がこの程度とか、呼吸がこの程度とかそれをきちんとして、それまで我慢していたら死んでしまったなんていわれると、これもまた困るわけです。やはりこれはちょっと難しい。それは本人の判断ですね。

救急車を呼ばないと言いますけれども、さっきもちょっと触れました40件42人というこれは、1,000人当たりの中では県全体より1.6人多いということです。ですから、私たちの地域の皆さんは、確かにタクシーがわりに使おうというような気持ちがあるとは思いませんけれども、割合と救急出動の件数は、前から申し上げておりますけれども多いのです。ですので、その点はちょっとご理解いただきたいと思います。

結局、こういう状態でこうだ、ああだというのは広報等ではお知らせしておりますので、その範囲でないかとのもろもろの問題が出てくるかなと思っております。その方に異論があったら消防長がまた答えますし、アイスパックですか、それはちょっと私はわかりませんので消防長から答弁させます。

消 防 長 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

熱中症、119番受信。専従2名、室長1名、3名で司令室に入っていますが、熱中症の疑いということで常に受信のときには、予告指令で熱中症の疑いということで館内放送をします。そして本指令には救急出動の出動指令が出るわけですが、そこに至る間は、さすが専従だなと思うようなことがあります。よく聞いて熱中症の疑いだと、こういうふうに指令が出ます。どういうふうに受信をしているのか私はちょっとわかりませんが、いろいろの今起きている症状をよく聞いて、それで出動させておるようであります。今年は特に梅雨明けから県の方から、大変いろいろの熱中症の注意喚起、あるいは起きたときのデータの県の報告等々あるものですから、私どもの方もシビアに対応はしておるところであります。

アイスパットが救急車に乗っけてあるかと。私が一生懸命動いていたころはあそこに水タンクがある。水は常時出るようになっていますが、冷凍、冷蔵庫的なものは多分救急車にはないかと思えます。また調べて後で報告させていただきます。そんなことで熱中症というふうに、やはり症状がすぐ出ればわかるような症状ではありませんので、大変苦慮しておるところは確かであります。以上です。

中沢一博君 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

大変細かいことになってしまいましたけれども、対応していただきたいと思えます。私ども現場でもまだ医学的でわからない部分がありまして、そういうふうに自分がわかればするのですけれども、なかなか周りの方もそういう状況でどうしたらいいかという部分を結構感じるものですから。そういう部分のレジュメ、これだからこうだというふうには一概には言えませんが、そういう徹底さがあるとまた一歩踏み込んだ、私自身の教育の部分もありますけれどもそういうのも大事なかなと思えます。

聞くところによるとアイスパックなんかは今、私が間違っているかもしれませんが、救急車にも入っていないというふうに聞いています。こういう状況であるならば、そ

のくらいはもう整備した方がいいのかなというふうに感じましたので。私が間違っていたらお許しいただきたいと思いますので・・・と思います。

最後ですけれども高齢者の部分でございます。高齢者というか低所得者という部分でお聞かせいただきたいと思います。やはり今、市長もおっしゃったようになかなか難しい部分は重々承知しております。エアコンは今、ぜい沢品ではなくなってきておりますけれども、市長もおっしゃったように、お金がないことによってそういう状況になったという、そういう部分。一般の私どもの家だってそうでございます。そういう部分で感じるわけです。特に私たち行政の立場というか我々の立場から考えるならば、お金がなくて熱中症になったなんていうことは絶対あってはいけないわけでございますので、いろいろ各対策をとっているかと思えます。

そういう面で単純に私が考えるのは、冬なんか私たちの地域では、異常豪雪のときは福祉灯油というものを配布していただきました。例えば今年のような、こういうだれが見ても異常気象だという、そういうような電力なんかも加算されているわけでございます。そういうときにエアコンがあるなしという部分もありますけれども、低所得者の方たちにそういう加算制度というふうなお考えというのはどんなものでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

市長 1 温暖化対策と猛暑対策ビジョンについて

福祉灯油につきましては今おっしゃっていただいたように、灯油の大幅な値上がりとか、あるいは大豪雪とか。これは結局今暖房施設のない家屋というのはまずあり得ないというふうに、普通の反射式のストーブも含めてですね、と思えます。ただ、この暑さ対策というのが非常に難しい。何をどうすればいいのか。全部エアコンが入っているとしますと、例えば電気代を福祉灯油ではなくて今度は何になるのか、福祉電気代になりますか、そういうことでの対応は可能かと思えますが、エアコンもない何もなし、そうなりますとでは何をどういうふうに対象にすればいいのか。

これは非常に難しいところではありますが、制度としてどうこうということは別にして、さっき触れましたように、所得が低かったから死に至ったとか、重篤な事態に陥ったということのないような方法が、どういうことをすればできるのかということ、やはり検討してみなければならないと思っております。その範囲の中でどういうことができるかということをもた改めて示しながら、皆さんから議論もいただきたいと思っております。

中沢一博君 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

それでは2項目目の第2のセーフティーネットの部分でお聞かせいただきたいと思えますけれども、やはり生活保護者の手前の方をどうするかという部分でございます。一歩手前の方たちを。この言葉はあれですけれども先ほど市長からも無年金者はどのくらいおられるかわからないというお答えをいただきました。先ほどの前議員の未婚率の部分を見たときに、どうしても今後この部分が大事になってくるのか、また見て見ぬふりもできないのかなというふうを感じるわけでありませう。

本当にそれは例えば昨今の高齢者の所在不明の問題しかりでございます。今、私の周りでも先ほどのあれとちょっとあれですけども、実は高齢者の年金を頼っている人が余りにも多いのです。私が知るだけだかもしれないけれども、余りにも高齢者の方の年金を頼って生活している。これは雇用の問題、経済の問題、いろいろな問題が出てきます。ありますので一概には言えない部分でございますけれども、この部分が本当に私は心配でならないのであります。

そのときにやはり政治の責任というものを考えざるを得ないのであります。今、言葉の真意を履違えしては困るのですけれども、例えば基礎年金でございますけれども満額で先ほど6万6,000円。言葉は本当に履違えてもらっては困るのですけれども、生活保護の方がおいくらもらっているかと考えたときに、どうしてももう少し基礎年金をアップしないと。これは市長だって思っているかと思えます。

やはりこういう部分を、大きな部分で私たち政治の責任としてとらえていかなければいけない。地方からおこしていかなければいけないというふうに私は感じますけれども、市長の考えをこのことに関してお聞かせください。

市長 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

さっきも触れましたように年金、特に国民年金ですけれども満額支給で80万円弱ですね。これで普通の一般的な文化生活が営めるかというところまず無理。しかも都会の方で、住居も自前でないということになりますと、ここから家賃を払ってということになれば全くもう悲惨な状況だと。この国民皆年金制度をつくったときに、今のような社会形態や社会情勢を想定はしていなかったと私は思われます。

と申しますのは、例えば私の家でいいますと年金を高齢者で今受給しているのは二人いますね。だけれども全部家族で暮らしていますから、やはり年金そのものは生活費ではないのです。ところが今は、高齢化、あるいは高齢化というより世帯が全く分離をしているということ、それから高齢者のみの世帯、そういうのがいっぱいになってきていますので、それで今度は生活をしなければならぬ。そうなる年金の基礎額そのものを考え直さなければ、とても状況に対応できるわけではありません。

そういうことはもう実態として出ているわけですから、今、議員おっしゃったように国に向けてそういう方向に制度改正をしていかなければ、無理であろうということは申し上げたいと思う。ただ、それにしても今度はすべて国の費用負担であれば、それはそれで全くもらう方には痛みはないわけですけども、平行して負担も上げなさいということになりますと、非常に大きな問題も出る。ここが一番の隘路だというふうに思っております。

ですので、トータルとしましての議論は、もう少しやはり年金額の基礎額を上げるような方法を考えていきましょう、という話はしますけれども、各論になってでは掛金を増やしていいのかと、こう言われると首長として市民全体のこの考えの中からはまず、じゃあ掛金も増やしていいからどんどんあげてくださいとは言えないのです。その辺が非常に厳しいですけども、やはりこういうことを解決するのが、まさしく議員おっしゃったよ

うに政治の力でありますので、いろいろ知恵を絞りながら国の方とも話をさせていただきたいと思っております。

中沢一博君 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

ありがとうございます。時間が迫ってまいりまして、最後に高額療養費制度について聞かせていただきたいと思いますけれども、私がここで言ってもどうしようもないのかもしれませんが、どうしても納得がいけない部分がいっぱい出てきているのです。例えばやはり高額療養の制度というのは、これがあることによって、本当に安心して医療を受けられるという部分では本当に助かっている人がいる。助かっております。ですから、安心して医療を受けられるということに関しては、本当に私は国民皆保険のこの制度というのはすばらしいなと思っております。

その中で、一般層といわれている8万1000円の部分であります。高額53万円以上の方は今15万円であります。一般の非課税の方は3万5,400円。一般といわれる方は8万1000円かと思えます。この間が実はすごくあるのでありますね。この間の人々がすごく今苦しんでいるのです。

例えば私この間、病院で本当に胸が痛むようなことがありました。それはがんの長期化している方が、病室でみんなの前で医者とやりあっているのです。何を話しているかという、医者は医療を受けてくださいと言っているのです。だけれども治療者の方は生活があるからできないのだと。そういう本当に胸が熱くなるようなお言葉をいただいております。私は政治に携わるちっぽけな人間としても、いたたまれないのであります。何とか手を打てないのか。私は本当に切ない思いで帰ってきました。

そうしたらある方からこんな相談を受けました。年間113万円の収入がございます。その方は今、一般の部分でありますから8万1000円の高額療養になっております。がんと今、一生懸命戦っておられます。だけれどもこの113万円だと月が9万4~5千円あります。どうやって生活しているのだろうか。本当に何とか今はちょっとの蓄えがあるからやっていかれるけれども、それが年々、月々増えてきている。本当に不安でない部分を感じております。

私はやはりこの一般の部分を、私がこんなところで言ってもどうしようもないのだけれども、やはりもう少し下げる部分もあって2階建てにするべきであると私は思っているのです。払えないような制度を作ったってどうにもならないのです。やはりもう少しそれを、みんながこれだったら頑張れるというような制度をするのが、私は政治だと思えますけれども、この点市長お聞かせいただきたいと思います。

市長 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

今おっしゃっていただいたように、この一般の中でも上位所得者それから一般、15万円と8万1000円、この間になるわけですね。低所得者の方になりますと3万5,400円という部分にまでくるわけですね。例えばでは低所得者が3万5,400円でいいかということ、これもまた非常に厳しい部分がある。ですので、1,000円単位ぐらいに小刻みに設定を

すればそれはどうだかわかりませんが、これはさっき触れたように、我々が「よし、わかった。ではやろう」ということでできる問題ではありませんので、いわゆる法の中でのことだと。

今、議員おっしゃったような切実な思いというのは十分私も理解いたしますので、それこそどういう方法があるのか。まずここから我々は考えなければならぬわけですので、きちんと検証しながら、改正ができることであればそれはぜひともそうしていきたいと。そういう努力をさせていただくということを申し上げて答弁にさせていただきます。

中沢一博君 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

リバース・モーゲージという部分を市長もご存じかと思えますけれども、持家を持っていながら例えばその居住を担保として、自治体や金融機関からお金を借りることができる。そして融資を受けることができる。そして亡くなったらそれを処分してもらって、充当し一括借金を返済するそういう制度。私も正直いろいろな部分をして今、生活保護の一步手前の人がいっぱいいる中でどうしたらできるのだろうか。いろいろして私もだめなりに調べたのですけれども、こういう部分があるし、今、都会でははやっているというふうなことを聞いております。

住みながらにそういう次の死んだ後のことをして返済できる。これは問題がいっぱいあることも重々承知しております。だけれども、すぐ生活保護に願わなくてもいい。今の家に住んでいながらそれを亡くなった後に全部それを一括返済できる、そういう私はリバース・モーゲージという言葉聞いて調べさせていただきました。こういう部分、我が市は今後必要になってくるのではないかなというふうに私は感じますけれども、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

市長 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

時代の変遷ですので、私が今ここでそれが必要か否かということはちょっと申し上げられませんが、そこまでしなくてもやはりきちんと生活ができるという方向を目指さなければならぬという思いだということで、答弁にかえさせていただきます。

中沢一博君 2 第2の安全網(セーフティーネット)構築を急げ

ちょっと長くなって本当に恐縮でございます。この社会ですから矛盾しているのは市長が一番よく知っていると思えます。歯がゆいというのも一番よく市長が知っていると思えますけれども、やはり一步一步改善するべきところは、みんなして一緒にやっていきたい。そんな思いでいっぱいあります。大変ありがとうございました。終わります。

議長 質問順位4番、議席番号9番・今井久美君。

今井久美君 それでは一般質問を行います。

1 今後の財政的見地からの市政について

今回は最初に大所高所からという観点で、今後の財政的見地からの市政について伺います。なぜこんなに大量に国債が発行され続けているのか。市の財政運営で国、県からの歳入のウエイトが大きい以上、このことは我々の市政にも大きな影響を与えるものでありま

す。国債について少し勉強をいたしました。国債には大別して建設国債と赤字国債があります。未来の金を今使う。この発想は、決められた税収の中でどうやって予算を組むか、当時予算編成にかかわっていた大蔵官僚の世界観を180度変えたといえます。所得倍増計画を掲げた池田内閣、田中大蔵大臣のころの話と聞きます。

文化スポーツの公共施設、道路、下水などのインフラ整備は、決められた税収の予算では建設基金を設けて事業化し、たまったら実行するということかもしれませんが、それでは税金を払った人とそれを利用する人が別の世代になってしまいます。その不公平感から将来利用する人にも負担してもらおう建設国債は理にかなっていると思います。

しかし、赤字国債は全く何も整備するわけではなく、資産が残るものでもありません。足りない分借りるだけの借金であります。戦前日本は軍事費調達のため戦時国債を大量に発行し、敗戦とともに巨額な国債が残り破産状態に陥っています。戦後財政法を制定し、国債発行を一切やめようとして公債と借金を禁じました。先の世界観の変わった大蔵官僚までは、歳入と歳出が同規模の均衡予算主義で予算編成がなされておりました。

このような歴史的な反省があったにもかかわらず、なぜ赤字国債は発行されたのでしょうか。昭和40年佐藤内閣の福田大蔵大臣が、東京オリンピック後の景気対策として戦後初の赤字国債を発行し、翌41年には建設国債を発行しました。以後、建設国債は発行され続けております。赤字国債はこの後抑えられ、10年後の三木政権で再開しバブル経済で税収増となった一時期を除けば発行され続けました。政権公約で赤字国債を発行しないとした細川内閣も新税導入に失敗し発行され、自社連立の村山内閣でも特例公債と称して赤字国債は常態化し、ついに小淵内閣で建設国債と赤字国債のバランスが崩れ、赤字国債が上回る状況となり、国、地方あわせた残高はGDP比では終戦末期以上のものとなりました。何のための歴史的教訓だったのか。また、単純な政権交代ではどうにもならないことも歴史は示しております。

今の国内外の状況を見るとかなり遠い将来を見通しても、赤字国債から脱するのは難しいと思われませんが、市はどのようにしていったらいいのか所見を伺います。関連して3月議会で確認した臨財債の発行可能額と起債額との差について、新年度予算に反映し得るものか見解を伺います。

2 個人情報保護法を乗り越えた市となれないか

次に個人情報保護法を乗り越えた市となれないかについて伺います。どんな方々がどのような理由から進言してこの法律が制定されたのかわかりませんが、弊害はあっても利が少ない法律だと私は思います。国際的な電子情報化社会に対応する背景があったとしても、国の基本法制定により各自治体の個人情報とは各々条例制定して保護することとされ、市も平成17年に制定しております。最後は自治体任せの法律であります。

以前よりしつこく食い下がるような電話は少なくなりましたが、個人や家族にいろいろな電話やダイレクトメールが送られてきます。明らかに何かの名簿からの作業と思いますが、これらの流出はまず防ぎようがないと思います。無料だった情報が有料となって流出

しているものと思われます。法が制定されてどれほどの住民生活の向上があったのか疑問であります。逆に住民どうしの親交、思いやり、結びつきなどの人生で一番大切な部分が欠落してゆく大きな要因となっているような気がします。

個人情報保護のためという、どんどん拡大解釈されます。個人情報とプライバシー保護は違うという解釈もありますが、行政の窓口等の現場判断は難しいところがあります。公務員には守秘義務もあります。都会ではクレーマー的住民が横行する例もあります。しかし、100歳以上の高齢者の生存が不明という報道の中で、現場では個人情報保護法の壁があり入り込めず生存が確認できない例もあるとのこと。法は法としても少し解釈も含め、疑問が残ります。法が中心にあり法によって守られるべき住民が隅に置かれている、そんな状況です。

今、福祉について介護、障がい者の施設もより一般住民の生活している中に存在しようとしております。裁判員裁判制度で今後増えてくるだろうと思われる保護観察を含めた更生保護についても同様です。社会全体で介護、障がい者を守り、更生保護を助けようという考え方です。そこには個人情報保護法を乗り越えなければ成り立たない根本があります。

高齢者の生存について都会の自治体、老人会で独居世帯に声をかけるお節介運動を実施しているニュースがありました。市の老人会でも友愛訪問として実施していただいているところもあります。南魚沼市では個人のことはお互い何でも知っている。自分のこともみんなから知ってもらいたい、そして守ってもらいたい。大きな意味で法を超えて市民を包み込み、守ってゆける市となれないものか所見を伺います。以上、壇上からの質問です。

市長 今井議員の質問にお答え申し上げます。

1 今後の財政的見地からの市政について

大量の国債発行が続く国の予算というこの状況の中でありまして、議員おっしゃっていただいたように、今や国債残高と借入金あわせて日本全体で904兆円ということだそうであります。楽観論を述べられる方には、日本にはまだ個人資産が1,200兆円ある、あるいは1,300兆円ある、そういうことをおっしゃっている方もおりますし、日本の国債が暴落しているとか、大量の売り注文に出ているとかというそういうことではない。そういうことが一つの救いではあります。しかし、この状態がずっと続くはずはないというのは、私たちも漠然とではありますけれども感じてはおります。いつかは当然返していかなければならないわけでありまして。

議員おっしゃったように建設国債は、私もこれは常に申し上げておりますが、現役世代が物を作って、そして現役世代がすべていわゆる借金を返すというのはそれはおかしい。後々利用する皆さん方も利用の度合いに応じては当然負担をしていただくという、これはそれでいいと思うのです。ただ、余りにも過度にどんどん何かやり過ぎては困るわけですが、

赤字国債というのは非常にやはり始末が悪い、たちが悪いということだと思っておりますけれども、まず国の状況を早く改善してもらいたいと。そうは言いますけれども、それでは地

方交付税も含めた地方へ回るお金をどんどん絞っていったいいかと問われますと、それはだめだと。総論賛成、各論反対ですね。これは皆さん方、全部確か。そこをどうするかということだと思ひまして、非常に難しい問題であります。

国民の皆さんから負担をまたしていただくのか。消費税も含めた税の問題これらもありますし、時の政権政党である、今は民主党でありますし前は自民党でありましたが、やはり政府の方で早くきちんとした対応をしていただくということを願わずにはいられないというところでもあります。

私たちの自治体、じゃあどうだと。これはさっきちょっと触れたように交付税もカットだよ、あるいは補助金や交付金もそれぞれもどんどん先細るよ。そういう話になりますと、それでは我々も市債をどんどんと国みたいにそうやたらに発行できるという状況ではありませんし、そういう制度にはなっていないわけでありますので、非常に厳しいところがあります。ではどうするか。結局、今でき得る範囲の中で将来のそういう何ていいますか、危機的な状況になったときにすぐ対応なんてできません。これはもうできませんけれども、ある程度のことには対応できるような財務体質を作っておくということだと思ひます。

今、財調が約28億3,000万円。先般皆さんからまた議決をいただいた部分で、財調ではありませんけれども、あれは4億円だったか。それからもう一つは、これはまだ、今、一応市が運用していますので、全部満額にまた返るまでにあと10年近くかかりますけれども、合併振興基金これが約24億円、23億数千万円です。蓄えといいますとそういう部分であります。不断の努力でとにかく経費を、まずは冗費を省く経費節減に努める、そういうことだと思っております。ですので、これがもう切り札だというようなことはございませんけれども、まずはむだなお金は使わない。使うときはやはりいろいろあっても有利な部分を模索しながらやるべきことはやっていくとこういうことだと思っております。

なかなか明快にこうやっておけば大丈夫だというようなことは出ませんけれども、まさに日々の積み重ねでそういう事態に陥らないようにまず注意深くやっていく。陥った際の部分についても、この程度までであれば何とか対応できるという、ある意味セーフティネット的なものはやはりきちんと構築していかなければならないというそういう思いであります。

臨財債であります。今年度の当初予算では13億2,300万円計上させていただきました。そして初日で補正いただきましたように交付税の算定が決定いたしまして、この臨財債も3億2,378万円増の16億4,678万円になったと。これはすべて発行可能額は全額発行して、財政の健全化も踏まえた対応をしているということでもあります。

そして今年度の臨財債に対する前年度の部分でありますけれども、交付税の参入額が4億5,700万円。これは過去の臨財債に対して、国が当然面倒を見るという借金済しをしてくれるということでもあります。その部分が今年度の予算の中では4億5,700万円の交付税の中に入ってきているということでもあります。ですので、発行可能額と起債額との差というのは生じていないわけであります。全額発行していると。で、市民の皆さん方の要

望にこたえるべく事業展開をしているということでもありますので、よろしくお願ひいたします。当然、財政健全化ということもありますので、それらの対応もきちんと踏まえた上でこの予算化でありますのでご理解いただきたいと思っております。

2 個人情報保護法を乗り越えた市となれないか

個人情報保護法であります。本当に私も不思議に思うのです。これくらい徹底されているというふうに、いいか悪いかは別にして個人情報は保護されているというふうにいわれていますが、我が家にも中学校1年の孫と小学校4年の孫がいるのです。中学1年生の男のお子さんをお持ちですねとか、そういう電話が来るのです。塾に通えとか、勉強の本を買えとか。どこから出ているのだらうと、わからない。だけれども間違いなく電話が来ます。ですので、どこかに網の目をくぐる何かがあるな、ということはわかっているのですけれども、ではどこだということはわかりません。

そこで、個人情報保護。私も議員とある意味同じ考え方であります。余りにも過度にこういうことをやり過ぎて、もう人間関係が全くないというそういう社会になりつつあると思うのです。ですので、結局は何ていいますか問題はモラルなのですけれども、インターネットの中で非常にやはりこういうことがあってはならないような部分が多く見受けられます。そういう社会になってしまったと。インターネットだけが問題ということではありません。非常に人間関係がぎすぎすして、まさに日本人の本当に美性が失われてきているという思いであります。ただ、個人情報を保護するということはいいことだと思うのですね。それは知られたくない部分もありますし、ですからそれはそれでいいのですけれどもちょっと過度だと。

それで今、議員ご承知のように、私どもも災害時等の要援護者世帯とかということで、今年も市政懇談会の中ではそれを主要テーマにして皆さん方をお願いしているわけでありまして、けれども、なかなかやはりこれとて要援護者の状況を、我々がその情報は持っているわけでありまして、それを区長さんあるいは民生委員さんにお渡ししてこういう方がいらっしゃいますと。それは絶対外部には出せないわけですが、そういうことをきちんと保護していかなければならないという思いですが、なかなかその整備がやはり進みません。

地域コミュニティの活性化という意味からも含めて、本来でありますとそういうことが地域の中では全部わかるということになっていかなければならないわけですが、例えば身体的な状況を知られたくない、これはこれでわかるのですけれども、何て申し上げればいいのかわかりませんが非常に苦慮している部分がいっぱいあるということは申し上げておきたいと思っております。

議員のおっしゃるような、こういうことを乗り越えた地域社会の構築というのが求められるわけでありましょうけれども、非常にそういうことについて、ではこういう妙手があるとか、これをやれば大体解決するとかということもまた見当たりません。やはりさっき触れましたように地域コミュニティをきちんともう一度構築していくということを一生

懸命模索する以外に方法はないのかなという思いでありますので、よろしくお願ひいたします。

民生、児童委員の皆さん方の活動にも支障を及ぼすようなことだって相当出てきているわけありますので、そういうことが本来あってはならない。そういう社会にしていきたいと思ひますけれども、またいろいろお知恵を貸していただければと思うところあります。煮え切らない答弁で申しわけございません。

今井久美君 それでは再質問を行います。いずれにしましてもこの二つの質問は大変大ざっぱで難しいものがあると思ひます。

1 今後の財政的見地からの市政について

最初に大量国債云々の話です。非常に答弁も難しいのだらうと思ひます。とらえどころがない国のことですので難しいのですが。ただ、何か私が通告文に書いたように非常に国際社会からちょっと日本が外れつつあるのかなというふうなものと、ちょっと悪い方向に向かっているのかなというふうに感じているのは、私だけではないような気がいたします。これは私らがここで話をしても進む話でもありませんので、国会の先生方にまたお任せするとして、今、市長が言ったように私も21年度決算と平成22年度の補正4号、これを見ていると、非常に執行部の皆さんから財政健全化に本当に真剣に取り組んでもらっていると思ひます。

決算においては起債残高も約34億円ぐらいダウンしているようですし、補正では内部留保ともいべき処置も行ってきたら思ひます。そして何よりも解決していかねばならなかった土地開発公社の問題についても手をつけていただきました。何にもならない3億3,000万円という金利を今まで払い続けてきたわけですから、ここで市長の英断で何とかこれを食い止めようという処置をしていただいたのは、本当に私は高く評価したいと思ひますし、いい実行をしてもらったと思ひます。あわせて5億2,000万円ちょっとですから、この金は今こういう時期ですから投資的部分に向けようと思えば向けられる貴重な財源ですが、今ここでこういうふうにしてもらったということだと思ひます。

もう一つ六日町時代の負の遺産ともいいますララの問題、このことについても本当に早く解決できればなというふうに思ひます。3億円の現ナマの出資だけで解決できないというふうな話もあります。非常に会派の中でもこのことについて心配をしていますので、またいろいろな対応については議会も真正面から向かっていかねばならない問題であろうというふうに思ひます。

そして今まで話をしてきましたように非常に大変な状況にあるわけですけれども、もうはっきり言って市の方に出してきてもらっている臨財債を含めた地方の交付税、これらについてどこが金を借りてどこからどうして返しているのか。昔の地方負担分もまだ全然地方は何も手当していないわけですから、その分を後で返してくれと言われたらそこで差し引くよ、何て言われるともう元も子もない話で、本当にどこがけつで頭だかよくわからないような状況です。

こういう中で私は、市長も言ってもらったので余り深く追求するつもりもありませんけれども、急にはできないのでその財務体質を改善していくと、経費削減をしていくと、こういうことがやはり今の時点で少しでも手をかけていかなければならないことだろうと思います。人件費も含めてそういう経費削減をしていくと。

投資的な建設国債についてはやはり投資が終わってあるときがくればこれは終わります。ただ経費は削減しない限りは延々として恒常的に続きます。そのため国も今、公務員改革も含めて2割の人件費を削ろうと、こういうことをやり始めましたけれどもなかなか進みません。人勧の勧告も出ました。これから秋の臨時国会に向けて政府内で統一してくるようですし、今日は一番目の牧野議員とまた先ほど中沢議員の話の中でも、市民の所得の話や基礎年金の額で暮らしていけるのかと、こういう話もありました。

新潟税務署が昨年度の租税の収納状況を公表していますが、08年と比べて4.9パーセントの減だということだそうです。この水準は昭和63年の水準だということで約20年前にさかのぼった水準であるということで、法人税がやはり一番大きくて16.8パーセント、サラリーマンの源泉税が9.5パーセント、軒並みみんなダウンしているということです。

また、私たちの南魚沼市の中でも自主財源がかつて40パーセント台あったのが、やはり30パーセント台にダウンしてきております。これらも含めまして私もこの前、中越議員の研修があったとき同じテーブルの皆さんに聞いて、議員の定数、そんな話をしたら「6万2,000のおら方は今26人なんだけれども」という話をしたら、みんなからすぐ来ました。「6万2,000の市だったら、もう20人そう」と。「南魚沼市さんそりゃ多いよ」とこういう話です。それが多いのか少ないのかわかりませんが、みんな議員の中でも自分の市の財政も含めてそんな状況が話されているのだろうなというふうに感じたところです。

これらも含めまして、私は自治体というのは、やはり住民要望にこたえていくということが私たちの仕事ですので、どういう将来を見据えて、やはり経費削減、人件費も含めてみてもその部分を組み立てていかなければならないのではないかなというふうに思いますが、もう一度市長の考えを伺います。

市長 1 今後の財政的見地からの市政について

個々の具体的な部分は別にいたしまして、まさに今、議員おっしゃったとおりであります。今までだって例えば合併前も含めて冗費をどんどん使おうとか、むだなことをやろうとかなんて思ってやってきたことではないと思います。しかし、合併をしてみまして三つの町が一緒になって、それはそれでやはり負の遺産というのが相当あります。これはそのときはそのときでやはり効果をあらわした。だけれどもやはり時代の流れの中で効果を全く見せなくなったとか、思いどおりにいかなかったとかそういうことがあるわけでありす。

ある意味この合併がもしなければ、なければそれぞれの町というのは大変な状況になっ

ていたのだと思うのです。でも合併があって、主体的には人件費の大幅な削減が可能になって今実際やってきているわけであります。それから施設的にしましてもやはり相当集約できる。そういうこともあって本当に大きな合併効果だと思っております。

ではそれはそれでいいかといいますとそういうわけではなくて、まだこれからもどんどん、それこそ毎日1円のお金でも大切にしながらという気持ちを持っていかないと、いつかは破綻ということも懸念されるということは、これはもう全部の自治体に共通に言えることでありますので、そうならないように努力をしていくと。そして冗費は当然ですけれどもきちんと制約をしながら使わないということが当たり前です。経常経費をとにかく圧縮できるように。

ただ、余りにもそれをやり過ぎて住民サービスがおろそかになる、こういうことがあってはならないわけでありますので、その辺が非常にバランス的にどこがどうだということは難しい部分がありますけれども、それらをきちんと見て決断をしていくのが私の務めであります。またいろいろ皆さん方からお知恵を拝借しながら、とにかく市の根本である市の財政が変になったとか、おかしくなったということにならないように努めさせていただきたいと思っております。

国の方は確かにですね、議員も皆さん方も全部ご存じですけれども小泉内閣の三位一体改革、このときは結局前の約束を全部ほごにしたのです。補助金の率をカットして、その部分は地方でまず賄っててくださいと。地方債を発行して賄っておくと、後で国が面倒みてやるからと。こういうことでどんどんやったらそれが全部、全部ではありませんけれども相当部分をご破算になったわけであります。国はやはり国が沈没しようかというときは、地方がどうだこうだなんて言っていられないという部分だって、ないわけではないわけであります。いざそうなったときどうだということも、少しは頭の隅に置きながら、日々健全なそして将来を見据えた財政運営に努めてまいりますので、またよろしくご指導をお願いいたします。

今井久美君 1 今後の財政的見地からの市政について

それではそういう取り組みについては、また一生懸命やっていってほしいと思います。この臨財債については少しやはりとらえ方が違うので、もう1回聞きますけれども、3月にちょっと話をさせてもらって私は発行可能額が確定する、それは交付税が決まったようなものと、それを有効活用する。それは財政課長からも答弁がありましたけれども、全部有効活用した方が得策だと、地方財政計画も含めて使わなければどんどんそれが圧縮されて地方に回ってこないと。こういうような答弁がありましたけれども、私が言ったのは、発行可能額がある、13億円決まった。それを12億円しか発行しない。これは交付税と同じことなのだから、この1億円は後から交付税でまた措置されると。こういう財源をつくっていったらどうだろうと、こういう話をさせてもらったわけです。

認識のちょっと違いがあったので、余りあるとき追いかけてみましたが、今回そういった部分をもう一度考えていただいて、今まさに決算の審議の真っ最中です。国保

会計ですとか公的医療の確保これをどうしていくとか、これから南魚沼市民が本当に安心して生活していくためには、ある程度恒常的なまた財源を確保していくというものも必要だろうということで、私、繰上償還のときも一般質問をさせてもらったと思います。あのときも財源がないと。そういういい方法だけれども財源がないと。ただ、あれはもう18パーセント以上の財政の厳しいところに対象でしたので、それは合併振興基金というものが最後には使えることになりましたが、やはりもうひとつ踏み込んで自分たちの市を守っていくには、市民を守っていくには、今の私の考え方も非常に幼稚かもしれませんが、交付税として決定してくる金ならそれはその分発行しない、その差額というのは当然後でまた返ってくる、入ってくる金だと、こう考えていいのではないかなど。そしてこれから審議されていく国保の不足分ですとか、いろいろな部分に対応できたりできないものかなということで、今回もう一度聞かせてもらっています。

市長 1 今後の財政的見地からの市政について

先般の議論の際、私がちょっと認識不足で、発行しなければその分が来ませんという。いや、そうではないということで財政課長から訂正答弁があったわけでありまして。今回も満額、一応この補正で使う。私の考え方、あるいは財政の方の考え方も含めて申し上げますと、臨財債そのものの発行は全額やります。最終的な例えば22年度でありますと決算に持ち込んだときに、いわゆる繰り越しをどのくらい出せるか。そういう方向でもいいのだろうと。

ですから今途中で、これは結局途中で確定するわけですね、年度の途中で。最初にパターンと確定したとか最後に確定するとかではなくて途中で確定するのですね。ですから、それはまず発行しておく。そして今回もその発行も含めて議員おっしゃっていただいた減債基金の積み立てとか、あるいは土地開発公社の買い戻しとかも含めてできたわけでありまして。最終的には発行可能額と発行額との差がどうであったということを検証するのではなくて、全体的な繰り越しの中で、やはりある程度次年度に送り、その繰越金をうまく活用しながら今おっしゃっていただいた国保も含めていろいろの場面にまた対応できると、そういう方向でもいいのではないかという思いであります。

どちらでもいいのです。ただ、今ちょっと私が触れましたように年度途中のそういう部分ですので、では発行可能額は16億円だけれども、では13億円にとどめておくということ、その3億円の使う部分というのはその年度の中で出てこないのです。使っていながら最終的にはその部分ぐらいが繰り越していけるという方向をとった方が、何か有利かなというような思いでもあります。それはそのときの需要度や、あるいはその財政の中で徐々に違ってくるかもわかりませんが、今はそういう考え方で結果としては臨財債のところを持っていけば3億円ぐらい発行はしなかったけれども、後でいただけるという方向が数値的には出てくるわけです。そんな運用方法を今やっているということをご理解いただきたいと思います。

今井久美君 1 今後の財政的見地からの市政について

はい、わかりました。考え方は二通りあって途中で決まってくるわけですから理解できました。またそういうことで取り組んでいてもらいたいと思います。

2 個人情報保護法を乗り越えた市となれないか

個人情報保護法ですが、100歳以上の方が不明だというテレビの中で、これは法とは関係ないのですけれども、独居でいる老人がテレビに出てきて、もう家族とは別々だと、割り切っていると。それでもう会いたいと思わないと。こういうような人が何人か出てきました。非常にこう、先ほどの市長ではありませんけれども、家族というのはそんなものかなと。都会にいたらそんなものかなというふうに、つくづくやり切れない気持ちになったわけです。

そんな中で家族みんなが暮らしながら、子どもが生まれてくるのをみんなで見守ったり、また、年寄りが残念ながら亡くなっていくのをまたみんなで見送る。そういう家族全員が暮らせる2世代、3世代の家族には税の優遇もあってもいいのではないかと、そんな議論もあったりしました。

私は今回の委員長報告の中でも触れましたけれども、社会厚生委員会の中で病院側の方から、病院は生命や安全を確保することを一番として、プライバシーに逆行することもあるけれども、一生懸命やっていくのだと、こういう趣旨の話があって、私は非常に力強く感じたわけです。法は法としても自分たちが命を守っていくと。そういうためにはそういうプライバシーもはねのけてでも、まず命を守っていくのだと。こういう話を非常に力強く感じました。

私が質問文の中にも入れましたように、これから介護・福祉関係、そういう意味で市民の中に溶け込んで、施設をそこに作って、みんなから見守っていてもらおうと、こういうふうなやり方も始まっているわけです。もうひとつそういうものに全部がちがちにとらわれないで、市の行政の中にもひとつ勇気を持って、南魚沼市は逆にもう全部知ってみんなを守っていくのだと。こういう姿勢があってもいいのではないかなというふうなことで、これを突きつめれば法を犯せというようなことを言うわけですから、そうはいきませんので。私はそういう部分で市の条例の中でうまく何か基本法とはすりあわせながら、何とかみんなを守っていく方法はできないのかなというふうに思っていますので、また市長の考えがありましたら聞かせていただきたい。

市長 2 個人情報保護法を乗り越えた市となれないか

病院の話をしていただきました。病院は当然そうであります。市全体といたしましても、例えばこの個人情報を公表しないことによってその方の生命、財産がおびやかされる、そういう場合はそれは公表に踏み切るということも当然あり得るわけでありまして。公表してその方を守るということでありまして。いわゆる法律の趣旨というのは結局、個人、その方の情報だけを守るのではなくて、人間を守るためにやっているわけですので、法律の本旨はそこへあると思いますから。例えばそれを公開したことによってその人の利益になる、プラスになる、命が助けられる、財産が保護されるということであれば、それは当然もう

例えば法律がそうでなくても、それは踏み切らなくてはならないというそういう思いです。

結果としてそのことの責任は市長が負うわけでありますので、そういう事態が生じれば、今、議員おっしゃったように勇気を持って、例えば法に触れるとしても公開をしながらその方を守ると、市民の命も財産も守ると、そういう方向だと思っております。やはり嘆いても仕方ないわけでありますが、やはり今の日本の社会全体がおかしいと、このことは本当にそうだと思っております。

ちょっとひとくされ言いますけれども、新渡戸稲造が「武士道」というものを書いたわけです。なぜ彼が武士道という執筆を思い立ったか。このことがちょっとあるものに載っております。ベルギーのド・ラプレーとかという法学者に若いときに会って、日本は学校の教育の中で宗教という部分が全然ないが、それではいわゆる道徳はどうして日本人は教えているのだ、そういう質問されてすぐ答えられなかったそうであります。

しばらく考えて、日本にはキリスト教でいえばバイブル、イスラムでいえばコーラン、ああいう物に書いた道徳の規範というのではないわけです。では、何で日本人はそんなにきちんとした子どもが育って過ごしているか。武士道にあると、武士道というのは別に切腹だとかそういう意味ではない。大人の生きる姿を子どもが見て、大人の背中を見て育っていくと。その大人がきちんとした生活、あるいは社会規範を守っていれば、おのずと子どもはそうなる。そこが武士道を書くことになった端緒だったそうであります。まさにそういうことだと思っております、我々大人がきちんとした生き方をして子どもにその背中を見せていけば、子どももおのずとそういうふう to 育っていくのだろうと。

ただ、言うは易しでありまして、なかなか実行してもそういうことになるかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういう社会にまたきちんと戻ればいいなと。去年の「天地人」を見てもそう思いました。義と愛の世界になっていけば一番いいのだろうと。まさに日本人の品格をここでつくっていきたくて、そういう思いであります、我々凡人がその程度のことを言ったりやったりしても、そう大きく広がることではないと思えますけれども、そういうことを常に思いながら生活していくと。日々を送っていくということが、一番の原点だろうと思っております。一丁前のことを言って申しわけございませんでした。そういう思いだけは持っているということをご理解いただきたい。

議長 質問順位5番、議席番号11番・佐藤 剛君。

佐藤 剛君 発言を許されましたので、通告にしたがいまして大きくは2点質問をいたします。

1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

最初の質問でありますけれども、平成27年6月に向けた市の医療保健体制についてであります。基幹病院については現在、県において基本計画の検討がなされております。間もなく多分10月ごろだという話を聞いていますけれども、基本設計がまとまるようでございます。ゆきぐに大和病院の在り方等、それを受けて市の医療体制をまとめる部分も多いと思えますので、基幹病院の県の対応に絡むところは次の機会に質問することといたしまして、今

回はその前段として既に決まっている六日町病院を市立病院として運営するための準備と、合併から5年が過ぎたわけでありましてけれども、また今後医療再編が進む中で医療と連携した健診業務を含む保健事業の充実、それらについて伺いたいというふうに思います。

まず1点目でございますけれども、現県立六日町病院の「市立」に向けての準備の進捗についてであります。基幹病院開設時には県立六日町病院を市で受ける、運営するということが決まっているわけです。そして新六日町病院の基本的な考え方は、基幹病院と再編後の医療体制地元案に示されているところでありまして、確認も含めまして、以下のことについてちょっとお伺いをまずしてみたいというふうに思います。

昨年の5月ですか、「医療再編アドバイザー会議」が発足をいたしました。24年3月までの検討ですので、おおむね半分が終わったわけでありまして、現在までの活動及び検討経過とあわせて、そのアドバイザー会議では地域完結型保健医療体制の構築を目指す中での六日町病院の位置づけ、役割をどう考えているのか、まず伺いたいというふうに思います。また、まだアドバイザー会議に上がっていないということであれば、市長はこの点どう考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

次に、そういう役割を持つ新六日町病院の、実際に地域の中核病院として市で運営するためには、当然事前に進めておかなければならないことがあるわけでありまして、そういう観点で幾つか伺いたいというふうに思います。現六日町病院の建物を始め、土地、医療機器等も含めた施設の移譲を受けるための交渉は進んでいるのかということでありまして。そしてそういう交渉の中で六日町病院は、今年ですか去年ですか、耐震調査をしたはずでありますけれども、耐震補強は必要でないのか。必要であるならどこがどの段階であるのか、その対応をお伺いをしたいというふうに思います。

次であります。医療再編後の基準病床数からしますと、再編後市は二つの病院と一つの診療所を運営するにしても、病床数の総数はそう変わらないだろうという予測もできるわけでありまして、その中では医師数もそう増やさなくてもいいと考えているのかもしれませんが、それにしても新六日町病院には新たに医師が必要になるわけでありまして。大和病院はどの程度の規模になるか、まだ今の段階わからないわけでありまして、その辺の足し算、引き算がありますけれども、市立の2病院、1診療所運営のための医師及び看護師等、医療スタッフの確保について、どうお考えなのかについてお伺いをしたいと思います。特に新六日町病院の確保をどう考えているのかお伺いをいたします。

さらにこのほか平成27年6月の六日町病院の市立に向けての今後の準備はどのようなことがあるか。まだあると思うのですけれども、それらを含めまして準備スケジュールはどうなっているのかもあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

次に最初の大項目の質問の2番目であります。健診業務の今後についてであります。合併前、旧大和町ではほとんどの健診を健友館で行ってまいりました。したがって受診者のために各集落にバスを回すなどしまして受診率を高める取り組みをしながら、自分たちの健康は自分たちで守ろうということのスローガンに健康意識の啓発、高揚等実績を残してきたものと

思っています。

今は、大和地区はそういうような方式も継続している部分もありますけれども、医師不足もありまして一部検診車で対応していく部分もあります。市全体としてはその方が受診しやすいのか、又は施設不足なのかわかりませんが、検診車で地区を回って行っているようですが、今後の健診業務の方針について2点お伺いをいたします。まず健診業務について、基本的には検診車で健診を中心に考えているのか。又は健友館方式を進めることを今後の方針としているのかについてお伺いをいたします。

また、昨年度末に1年前倒しで策定しました平成27年までの総合計画の後期基本計画、その中に総合保健福祉センターがあります。これは前期計画の中にもあったわけですが、この総合保健福祉センターの今考えている内容と役割は何か。そしてその整備スケジュールはどうなっているのかについてお伺いをいたします。

2 地域主権改革と行財政運営

続いて2点目の質問でございますけれども、地域主権改革と行政運営ということでありませう。ちょっと大変な大きな課題でありますけれども、内容は身近な問題であります。地域主権の推進については全国市議会議長会でも国と地方の役割分担の見直し、そして義務づけ枠づけの見直し、国と地方の二重行政の解消などを求めながら、早期実現を要望する決議を定期総会でしたところでありませうし、全国市長会でも同趣旨の決議をしているようでありませう。

したがって、地域主権の真の改革を実現するためのそういう不十分な部分の指摘や議論は重要なことではありますけれども、そしてまたそこを解決しなければ、今まで思うようには進まなかった地方分権改革とそう変わらないではないか、というふうな見方もあるわけでありませう。そういう部分は地方6団体レベルで行っておりますので、今回はこの地域主権改革の目指す基本的な理念の部分と、この改革により末端の基礎自治体は現場の実務としてどう変わっていくのか、どう変わらなければならないのか、というところで市長のお考えをお聞きしたいというふうに思っています。

1点目でありませう。地域主権改革は地方行財政にどのような変化をもたらすかということでありませう。1から聞くのもなかなか時間もかかりますので、まず私の思うところを先に述べさせていただきますが。昨年10月鳩山前首相の所信表明での、地域のことは地域に住む住民が自ら責任を持って決める。活気に満ちた地域社会を作るための地域主権改革を断行すると、そういう宣言に始まりませう。今年6月には第1次の地域主権戦略大綱を閣議決定したところでありませう。それによりませうと国の出先機関の原則廃止。ひも付き補助金の廃止と一括交付金の導入などを決めたようでありませう。平成23年度から早くも一部始まるようでありませう。

その前提には当然地方の自己決定、自己責任でありませう。となりますと地方分権のおこぼれちょうだいな、ちょっと表現が余り適切でないかもしれませんが、先日、逢坂誠二内閣総理大臣補佐官の講演を聴く機会がありまして、そのとき講師が表現していた言葉でありますので、そういう言葉を使わせていただきましたが、そういう上から分け与えるイメージか

ら一転をしまして、市、基礎自治体自らの政策判断と財源配分で地域の活性化を図るといふ、行政にとってはいわば依存から自立へという大きなシステム変更であります。したがって、今まで以上の強い意志と責任が市政運営に必要なとなると私は思うわけでありましてけれども、市長のご認識はどうかお伺いをいたします。

次にそういう変化にどういう体制で対応するかであります。その1点目としまして自己決定については、その前段として住民ニーズの把握やそのニーズに対応できる組織体制、そしてまた行政運営の在り方を見直す必要はないかということでございます。現状でも部長制を実施しています。課の中でも班制をするなどして縦割り行政から横のつながりも意識しているようではありますが、さまざまな住民要望がある中で、行政全体から優先事業を絞り込んでいかなければならないわけでありまして。今まで以上に幅広く、それもまた日常的に情報の共有化や課題の検討機会を持てる体制が必要でないかと思っておりますので、この点についてちょっとお伺いをいたします。

2点目であります。1点目との関連するところもありますけれども、自己決定、自己責任、その具体的な現実政策として、ひも付き補助金の廃止、一括交付金と。そういう流れの中では選択と集中という考えはやはりより強く持たなければならない。これは当然のことです。そのためにも3月議会で私は多治見市の例をとりまして財政問題を質問いたしました。そういう財政運営の指標的なもの。質問したときのその指標的なものも必要と思ひますし、そこまでいなくても事業評価ということをもっと積極的に取り入れなければならないというふうに思ひます。

そのことなしに、限られた財政の中で持続可能な財政運営の確保は保てない。私はそう思ひますが、地域主権改革に沿った財政運営指針の見直しや、事業採択といふか選択の方法について考え方をお聞きするものであります。

3点目ではありますが、このことも地域主権改革を進める中では重要なことではありますが、住民のニーズの把握のために、さらには政策、計画策定のプロセスにおいても、また行政と市民とが一緒になって地域のことに、地域に住む住民が自ら責任を持って決めるという観点からも、市と地域の役割分担といふことから、住民参加といふことはより一層大事になると思ひます。これをどう進めるかお聞きをしたいというふうに思ひます。

最後に地域主権改革が進められ、自己決定、自己責任、さらに加えては自己負担といふ中で、自主財源の確保、将来負担の軽減も含んで財政見直し及び財政運営の基本的な考え方も変えて、将来見通しの見直しも必要な場面があるというふうには私は思ひますが、その辺のご見解もあわせてお聞きしたいと思ひます。以上、大きくは2点質問いたしますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

議 長 休憩といたします。休憩後の開会は2時50分といたします。

(午後2時31分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

市長 佐藤議員にお答え申し上げます。大項目が2点ですが、内容が相当多岐にわたっておりますので、若干時間がかかるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思っております。

1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

まず、はじめにこの医療保健体制の中の医療アドバイザーの関係であります。医療再編アドバイザー会議は今までに3回ほど開催させていただきました。検討内容につきましては、現行の入院状況から入院機能、あるいは療養病床、それから老健施設の考え方をどうするか。これらについて先生方からご意見をいただいたところであります。これは議員おっしゃったように、今の県立六日町病院を市立六日町病院にする段階でのその、という意味です。

県立六日町病院このことにつきましては、当然ですけれども塩沢・六日町両地域の中の医療の中核病院ということに位置づけるわけでありまして、今も位置づけられているわけでありまして。そういうことからしますと、市がこれを移譲した後においても病床数は当然ですが現行より減ります。今199がおおむね120前後であろうというふうに予測しておりますけれども、これは減りますが、地域における中核的な病院としての整備、そして存続をしていくということでありまして、これからもう少し具体的なアドバイザー会議での部分を経まして、そう遅くない時期に六日町病院、今の六日町病院の市立病院としての機能、在り方、これらを具体的に示していけるものだと思っております。

2番目の施設の移譲を受けるための交渉であります。先般、南魚沼市の副市長、魚沼市の副市長、そして県では福祉保健部の担当課長でしたか、と第1回目の協議を行ったと、協議に入ったということでありまして。これから具体的な部分をどうするかということを中心に詰めていこうと思っておりますが、今一応協議に入ったということでありまして。

県には、議会でも度々申し上げておりますように、基幹病院を建設するに際して、六日町、小出両病院を県立から外すということでありまして、私どもはそれを市として受けよう。ですから当然であります。一義的には県の方できちんと整備をした後に、私どもに受け継いでいただくということを堅持しながらやっていかなければならないと思っております。まだ具体的にどうだ、こうだということはこれから出てまいります。

それで、耐震補強でありますけれども、耐震補強は必要であります。今の施設を使うとすれば必要でありますのでやり方としましては、南魚沼市がこのお金を出して耐震補強をして、それを県から補助金として受け取ってやる方法。それから、県が全部整備をした後に引き渡すという方法。2通りあるわけでありまして。これはまだどちらの方向になるということは決定もしておりませんし、決まってもいないわけでありましてけれども、どういう方法がいいのか、もう少し詰めていかなければならないと思っております。

そしてもう一つあるわけでありましてけれども、結局はこの病院を使う先生方ですね、特に院長、新しい市立六日町病院の院長たる先生が、どういうやはり病院にしたいかということも重要な課題でありますので、なるべく早く新しい六日町病院の院長を選定して、

協議の中にもやはり入ってもらおうとかは別にして、その先生の考え方を聞きながら整備をしていかなければならないという思いですので、その辺もご理解をいただきたいと思っております。

4番目の医療スタッフの確保であります。当然ですけれども市立、市営になるわけありますので、市の病院、市が運営するということでもあります。今、ゆきぐに大和病院の方では、将来の医療再編、これらを見通した中で医師確保あるいは看護師確保に向けて一生懸命やっただいています。当然大和病院も現行の規模は縮小になるわけでもあります。

ですので、例えば今いらっしゃる先生方や看護師の方がすべて市立病院でご勤務を希望されれば、それを新しい大和病院の規模とそして新しい六日町病院の規模によって、先生方あるいは看護師さんも含めた医療スタッフを再配置するということになるわけです。

基幹病院を機に、基幹病院に勤務をしたいという方も当然出てくるわけありますので、その辺の数や調整をどうするかというのは、これからの課題でございます。また、基幹病院そのものが大きな一つの目標といいますか役割として、医師の確保、あるいは周辺病院に対して医師の供給、このことも担っていただくわけありますので、その辺がどういう形として出てくるのか、もう少し検討を進めていかなければならないと思っております。具体的な部分はまだ出てきておりません。

六日町病院の市立に向けての準備スケジュール、これらはどうかと。今申し上げましたようにこの移行は施設整備の課題もありますけれども、入院患者をどうするか。大和病院も同じですし小出病院も同じことは出てくるわけですが、移行する場合は当然ベッド数は減る。あるいはその前に施設整備があるわけです。この期間、それでは入院やあるいは通院している皆さん方をどう対応していけるか。このことをまずきちんとしていかなければならない。

ですので、例えばの話です。例えば大和病院を先に再編するとなれば、その大和病院にいらっしゃる入院患者やあるいは通院患者の皆さん方は、当面六日町あるいは小出でちょっと担っていただいて、大和病院が新しくでき上がったときにまたそこへ移ってもらうとか、あるいは六日町を先にやるとか、小出を先にやるとか、いろいろのことがあります。

それともう一つは基幹病院を先に全部つくり上げて、基幹病院の中に移設される分は移設しておいて、また新たに再編した病院の方に振り向けるとか、いろいろの方法がありますけれども、非常にこれは難しい問題だと思っております。全くゼロからぼんと出てくるのであれば簡単なのですけれども、今いらっしゃる皆さん方をどうしていくかということも非常に大きな問題であります。これらは県、魚沼市、南魚沼市あるいは十日町も含めて、そのほかにも民間の医療機関の皆さん方もすべて包含した中で、これを作成していかなければならないと思っております。非常に難しい問題でありますけれども、こういうことをこれから具体的に検討に入るということでもあります。スケジュールや基本的な考え方、これらもいわゆる方向性が出次第、議会の皆さん方にはご報告申し上げて、またそれぞれご議論をいただきたいと思っております。

次に健診業務の件であります。一つは今の健診業務を検診車での健診を中心か、あるいは健友館方式かということであります。でき得れば、でき得ればですけれども、これは健友館方式が一番いいわけであります。1回ですべての健診が完了しますし、施設での方法をとりますと非常に形としてはいいわけですが、ただ、そこに皆さん方から移動していただく、これが大和時代ではすべてバスの送迎とかそういうことをやったということですが、それが可能か否か。

ただ、具体的には大和でいくか、大和の健友館はもう残していくという方針でありますので、宮永先生等とも相談している中では、新しく市立になる六日町病院にも健診センターは必要だねという話は宮永先生からいただいておりますので、この2カ所での健診業務としてやっていくのか、あるいは検診車を回すのかというまだ方向性は出ておりませんが、メリット的には今の健友館方式の方が有意義ではないかなという気はしておりますが、まだ具体的な部分はありません。検討を進めていくということになります。

それから総合保健福祉センターについてであります。2カ所の市立病院の機能の一つとして健康づくり事業への予防医療支援、あるいは介護事業への支援、保健福祉、これを連携しながら市民の健康づくりを推進していくということになるわけですが、こういう病院機能を踏まえて病院への併設施設として健診部分に加えて、健康教室あるいは介護予防事業、保健福祉の活動を行う部分を確保。そして保健・医療・福祉これが一体となる事業を実施していこうと思っております。この総合保健センター構想というのは、独立した建物をぼんとつくるということではなくて、市立病院と一体的なものと考えておりますので、整備は市立病院整備と一緒に進めていくという方向だということにご認識をいただきたいと思っております。

2 地域主権改革と行財政運営

地域主権改革と行財政運営であります。地域主権改革は地方行政にどのような変化をもたらすか。これはもう議員おっしゃったとおりであります。地域のことは地域に住む住民が自ら責任を持って決める。これはもうこのことが大前提であります。今までの分権は、仕事は徐々に移譲されてきておりますけれども、なかなかその権限と財源がついてこないということも問題だったと思っております。この権限と財源がそろえば、当然ですが自らの判断で実施して当然責任を持っていくということになります。

今いろいろ民主党の代表戦で議論になっておりますように、補助金を全部廃止して一括交付金。これは本当にどういう内容になるのか。そうすれば削減ができるなんて話をしている人もいますから、それらが本当に具体的にどういうことなのか。地方に渡す部分をどんどん減らすとすれば、これはもう大きな問題であるわけがあります。この辺の議論の内容がまだごくつまびらかではありませんけれども、とにかくにも地方でできる部分については地方にすべて権限も財源も渡していただく。このことが真の地方分権につながるっていくのだろうと思っております。

当然であります先ほども触れましたように、そうなりますと責任も非常に重くなるし、

これが市の行政やあるいは議会の皆さんだけでなく、市民全体が本当にそのことにきちんと意識を持たないと大変なことになってしまうということも思っているところであります。

それからその変化にどういう体制で対応するか。組織体制や行財政運営の在り方を見直すということでもありますけれども。一つ、国と地方の違うことは、例えば国の方では国交省であれば国交省のことなのです。国交省は厚生労働省のこと何か全く考えなくていいわけですがけれども、私たちは例えばこの市の中であって建設部はそれでは全然福祉保健部のこと考えないでやっていられるかということ、そういうことではないわけです。すべて一体的でありますから、そこが国と地方の違いではあろうと思っています。特に末端自治体、我々と国の違いはそういうことです。

県ではその中間ぐらいにありますから、余り部と部がいろいろ連携をとりあってということがあったりなかったりですが、私どものところはとてもお互いが全く縦割りでどんどんものごとを進めていけるということではありませんので、横のつながりといいますかこれが本当に必要になってくるわけであります。

そして機構そのものは、今、議員がおっしゃっていただいたように部長制を敷いたり、あるいは班制を設けたりいろいろやっております。だけれども、これがすべて万能かと言いますとそうではないわけでありまして、問題点があればその都度その都度、改革をしながらいい組織を作っていかなければならないということでもあります。これが絶対だということはございませんので。

例えば朝令暮改的なことも出るかもわかりません。この問題が出たときだからこういう部門を作ったけれども、もうその問題を解決すればそれは、では元に戻すとかそういうこともあるかもわかりませんが、いずれにしても市民の皆さん方が一番こういう方法で市民生活も含めて有効であったということを模索しなければなりませんので、非常に柔軟に対応しなければならぬという思いであります。

地域主権改革に沿った事業採択、選択と財政運営指針の見直しということでもあります。これはもう普通の業務の中で不断に努力をしていかなければならないということでもあります。自己決定、自己責任ということになりますと本当にそういうことでもあります。今まではややもしますと国の方にこういう事業メニューがある、こういう補助がある、だからこれをやろうという発想だっただけでずっとあったわけです。ところが、これがほとんど補助金が廃止ということになりますと、そういう国から示すメニューなんてのはほとんどなくなってくるわけですから、自分たちで考えてそして一番いい事業をやっていくと。

別にそこに制約はないわけでありまして、簡単なことを言いますと歩道の幅が国の基準では3メートルとらなければならない、だけれども私たちは実質的にはそこは1メートルでもいいではないかということになれば、それはそれでできる。それが住民の皆さんにとって一番いいことであって、しかも財政的にも寄与するということであれば、そういう方向をやっていくわけでありまして。こういう建設的な部分だけではなくてソフトの部分に

についても、本当にそういうことができるのであれば非常に私どもにとってはありがたいと思いますね。本当にその地域の実情にあったことをやれるわけですから。

さっき中沢一博議員から出ていた問題の中でも、例えばそういうことができれば、我々についてはここが問題だから法律はそうであっても・・・法律でない、法律は変えられませんが、それを地域の中で各自治体が裁量する部分が相当あるということになれば、ではクーラーをつけようとか、いろいろなことはやっていけるわけですから、本当にいいことだと思っております。

当然、今、市で立てております総合計画、これは議員もご承知だと思いますけれども、これはローリングの中で毎年見直しをやっていきます。ですから、そういうことは常に努力をしているというふうに私たちは自負しているわけですが、それがでは100パーセントどうだと言われますと、それはいろいろのご意見ございますので。やはり何か一つの事業をやる、あるいは制度をつくるという場合に、100パーセントというのはあり得ない。よくて6・4、フィフティ・フィフティということもありますし、3・7であっても3の方を採用しなければならないということもありますしいろいろあります。

それは最終的にはその自治体の首長の判断がまずそこに動いて、そしてそこで今度は議会の皆さん方がそれをお認めいただけるか否かということになっていくわけでありまして。住民の皆さん方の声を聞きながらやっていくということは当然でありますけれども、いつも申し上げておりますように、民意至上主義ではないということをご理解いただきたいと思います。

住民参加。これは6万2,000市民の皆さんが常に市政に参加をしてものごとを決めていくということではできません。これはご承知のとおりであります。ただ、今、市のそれぞれの審議会とかそういう部分については、一般公募という形で住民の皆さん方から参加をいただいていることが非常に多く出ております。ですので、そういう手法を駆使しながら、あるいは市政懇談会に出て行く中でいろいろまたご意見が伺える。あるいは日々業務の中で市民の皆さん方からそれぞれご意見がある。こういうことをきちんとそしゃくをしながら、事業にあるいは政策の中に生かせるものは生かしていかなければならないわけがあります。

やれということと、やるなということといろいろありますので、その辺は大きなものは政治的な判断になりますし、一般的な部分では私は部長以下皆さんに申し上げているのですけれども、報告はしてもらわなければなりませんけれども、部長や課長や係長あるいは一般の事務をやっていらっしゃる皆さんの中で、もう、判断できるものは判断してやってくださいということは申し上げております。

住民参加ということは大事なことでありますが、先ほど申し上げたとおりでありまして、100パーセントの声を全部生かせるということにはなりませんので、その辺の考え方をどこで整理をつけるかということだと思っております。おおむね今のやり方の中でもう少し改革しなければならないものも出ましようけれども、そう大きな方向性に間違いはな

いというふうに思っております。

大項目の3番であります。自己決定、自己責任さらに加えて自己負担とこういうことでありますけれども、これはまずは国の制度やそういうものが、さっき触れましたがどう変わっていくのか。ここをひとつ見なければなりませんし、財政の見通しやそして財政運営の基本的な考え方まで、私どもの市が今変えていかなければならないという事態ではないと。今までの基本的な考え方で将来的には十分対応していけるという思いであります。ただ、今言いましたように根本が変わりますとこれは大きくまた変化しなければならない部分が出てまいりますので、一応現行の国の制度等を基本とした中で、市の今の基本的な考え方は大きく変える必要はないだろうという思いであります。以上であります、よろしくお願いたします。

佐藤 剛君 大きいテーマを二つで、項目も多くて、再質問するにはちょっと失敗したかなというような感じもするわけですが、したがいましていろいろ多岐にわたっていますので、また重複してお聞きすることがあるかもしれませんが、そこら辺はちょっとお許しいただきたいというふうに思います。

1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

まず医療再編アドバイザー会議の件ですけれども、私はちょっと認識が違っていて、今まで3回開催してきたというようなことであります。私はもっとほとんど動いていないのではないかなというような、失礼な言い方ですけれども、そういう見方をしていたわけですが、3回開催していたということでもあります。

一番大事な移行時の入院を、というような辺りを中心に考えを今進めているようでありますけれども、このアドバイザー会議、平成24年3月までということでは半分過ぎたわけです。地元の地域医療の先生方のアドバイザー会議ですので、これから市が三つ医療機関を運営するには非常にアドバイスをいただくいい組織だというふうに思います。ぜひ、積極的にご活用いただきまして、いい地域医療の土台を作っていただきたいとします。この辺はこれで終わりにいたしたいとします。

次でありますけれども、移譲といいますが建物の移譲の関係です。その前に市長の六日町病院の役割についての考え方を聞かせていただきました。市長おっしゃるとおり塩沢地区は入院できる医療機関がございませので、六日町病院に負うところが大きいわけでありまして、したがって塩沢地区、六日町地区の市民は基幹病院云々というよりも、今、六日町病院があるところにやはりまた病院がなければ、そこで二次医療が診てもらわなければ困るわけでありまして、安心・安全、命にかかわる問題だというようなわけでありまして、

そして困ったことにといいいますか、市に移行するのが平成27年6月某日。その日に一夜にして切れ目なく県から市に切りかわらなくてはならないというような神業的なことでこれを運営していかなければならないわけでありまして、それにはいろいろな方法があると。3通りも4通りも方法があるので、今それを考えているのだというようなご答弁いただきましたけれども、そろそろ本腰を入れてその協議に入らなければならないのではな

いかなというふうに思います。それについても有償だか無償だかというところもまだないわけだし、有償であれば財政的な措置もあるわけですので、もうそろそろ本腰を入れた取り組みをしていただきたいと思いますし、このところの考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

もう1点あわせて、そういうようなことで耐震補強もする、そのやり方もいろいろある。その六日町病院を再利用するというような考え方に立っておられるようでありますけれども、場合によっては例えばお金をいただいてそういう再利用ではなくて建てかえと、建てかえ新築という考え方もその選択肢の中にあるのかどうかというのもあわせて聞いてみたいと思います。

市長 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

はい、再質問にお答えいたしますが、この27年6月某日、一斉にぱんと切り替わる。これは一応今の予定であります。私はそうはできないと思っているのです。とても機械的にそういうことができ得るはずもありませんので、もし、そういうことをするというのであれば、もう今ごろから小出、六日町、この病院を建てかえるかどうかは別にしても、6月某日にすっぱり開院できるように今からもう全部整備し直さなければならないわけがあります。ところがそういうことではありませんので、さっき触れましたように基幹病院が先か、地域医療のその部分が先か。まずどちらかで受け入れをしなければ、今の患者さんはどうしようもないわけがありますので、まずそこです。

ですので、基幹病院先に作ってそこへみんな1回行ってもらって、若干の不便はあってもしばらくの間我慢してもらっていて、六日町、小出あるいは私どもはまた大和もあるわけです。それを整備してまた戻すということがいいのか、その反対がいいのか。いろいろ模索をしているというところでもあります。

医療関係の皆さん方からも、当然先生方からも、このことについてどういう方法が一番患者さんにとって負担が少なくていいのか、ということをお聞きしながら進めていかなければならない。本当にそろそろですね、私たちも早く大和、六日町病院の規模や、診療科目はおおむね先般出してありますが、そういう具体的な部分を決定したいのです。したいのですが、まだ県の方で基幹病院について、今、知事にレクチャーというか知事の判断を仰ぐ段階に入っていますね。

知事も相当やはり悩むところは悩むわけでありまして、もう若干の時間が必要だと思っている。ただ、この県会が27日から始まるのでしょうかね。その前には知事もある程度決断をしなければ、県議会の中でまた相当紛糾するかというような雰囲気もございますので、その前に決断をするのだらうという期待をしておりますが。いずれにしてもそう、また2カ月も3カ月も先に延びるということではないと思っておりますので、それが出た時点で、我々はいろいろシミュレーションをしながら、こういうことで決定が出たときはこういう対応とかいろいろ考えながら今やっております。この在り方といいますか将来図については議会の皆さん方にもそう遅くないうちにご提示ができるのかなという思いであり

ます。

後段の方のお金いただいて建てかえと、当然ですけどもこれは選択肢の一つとして入ります。そっくり1回とって。医療モールという考え方も我々はしておりますので、あそこに市立病院だけではなくて民間の病院も併設をしていただければ、例えばこの専門の民間病院、そして市立病院と一緒にあってということになれば、患者さんは非常に利便性が高まるわけであります。そういうことも今具体的に打診をしながら、六日町病院の在り方を探っているというところであります。以上です。

佐藤 剛君 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

新築も選択肢の一つとしてあり得るということでありますけれども、移譲を受け改築するにしても新築するにしても、構想1年、そして協議1年、設計1年、整備建設工事それがまた1~2年となると、もう4~5年やはりかかってしまうのですよね。どちらにしてもやはり早く協議を進めなければならないわけですが、県の出方ということもありますけれども、内部ではやはりもう進められることがあると思うのです。

それで施設的なこともアドバイザー会議やいろいろなところで協議をしながらということですけども、私は一番大事なのは、このことが事務屋の机の上だけでは決められないということだと思っております。ですので、大和病院の現役の医師とか医療スタッフとかそういう人たちを集めて、移譲を受けるのであればそうですし、新築するのであればなおさらどういうふうにしたら使いやすいかというようなことを協議をする前に内部での話し合いですか、内部の打合せといいますか、計画を立てなければならない。

となれば本当にもう、うかうかはしてられないというようなことでもあります。こういう医師とか医療スタッフの意見を聞きながら、そういうふうに進める意思がおりなのか。あれば、どういう段階でその辺は想定しているのか考えているのかというところを、今の段階で考えがありましたらちょっとお聞きしたいと思います。

市長 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

1回目の答弁でもちょっと触れておりますけれども、大和病院であれ、今の六日町病院であれ、そこにやはり責任を持っていただく院長先生の構想を全くなしとか無視とかということにはなり得ないわけでありますので、それは当然やって。ただ、すべての先生や看護師さんのご意見を伺うということにはならないわけであります。

非常に議員ご承知のようにこれはデリケートな問題でありまして、大和病院のまず規模、内容、これを基幹病院が決定したときに、我々は我々として決定しなければならない。それを今度は大和の病院の先生方にご説明申し上げて、まずはご理解いただかなければならない。そこからが始まりですね。そして六日町病院は六日町病院で120前後ということは、これはおおむね公表もしておりますので大体そういう方向だと思っておりますけれども。しからば、大和病院の規模がどうなるから、さっき触れましたように先生方は全部いてくれるとすれば、何人ぐらいが六日町で、何人ぐらいが大和と。医療スタッフも当然そういうことになるわけです。ですので、先生方や医療スタッフの皆さん方に100パーセント秘

密にしながら進めるということは不可能でありますので、要所、要所できちんとしたご意見を伺いながら、特に宮永院長先生の話を中心にきちんと我々も聞きながら進めていかなければならない。

ただ、今、宮永先生のところに話をする段階に至っていないのです。さっき触れましたようにですね、元がまだきちんとしてこない。元が出ればこれもさっき触れましたようにいろいろシミュレーションしてありますので、出た段階でこの案、こういう決定が出ればこの案というのは一応用意はしてございます。用意はしてございますが、それは大まかな内容ですから、病院の例えば建築関係の細かい内容なんてことは全くやってありませんので、この程度の例えば病床数でこれからの病院経営が可能かとか、そういうことをシミュレーションしているそういう段階であります。

佐藤 剛君 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

ちょっと医師及び医療スタッフの確保とも通ずるところがあるのですけれども、今お話をさせていただきました。まだどういうレイアウトとか、どういう形ということまで話は及んでいないということですが、ここのところやはりどういうふうな取り組みをするかというのは、特に医療施設の建設みたいなのは大事なところだと思うのです。そしてまた医師不足の中で医師確保というところもあわせて考えると、ここはやはりきちんとはしておかなければならないと思うのです。

今までの話だと大和病院を中心に医師をできるだけ多く確保しておくのだという話でしたけれども、医師確保については、なかなか現実問題その姿が見えないわけです。基幹病院といいますか、市立の三つ医療機関を持ったあかつきの医師確保についての現実的な私の考え方としましては、今ある医師の方々が医療再編後も気持ちよく六日町病院、又は大和病院に残ってくれるということがやはり第一だというふうに私は思っているのです。

それにはやはり今のお医者さんや医療スタッフが、大和病院はどういうふうにつくり変えるのだと、六日町病院はどういうふうにつくり変えるのだというようなことを今から話し合いながら構想を練る。そうしておくことが4年後、5年後に医師確保、看護師確保にまたつながることだと思うし、そしてそれがうまく三つの市立病院を運営といいますか切り替える一番いい方法だと思うのです。そういうふうなお考え、スタッフを入れながら構想づくりとかをしていくようなお考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

市長 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

今ほども触れましたように当然そういうことをしていかなければならない。ならないけれどもそのまだ前段として、規模やそういうことが表せない状況です。元が決まりませんから。ですので、そう遅くないように基幹病院の方も知事から、どういうことになるかは別にして決断が下るわけですので、その内容でさっき言いましたように六日町病院はこう、大和病院はこう、城内診療所はこうと。それをまずはやはり宮永先生と相談させていただいて、そして医師の皆さんも含めてですね、当然大和病院も建てかえということにはなるわけですから、

ではどういう病院をつくるかということになれば、大和病院に残る先生方も含めた皆さんとこういうことが使い勝手がいいとか、そういうことはきちんとやっていかなければならない。とっても普通の建築の考え方ではやり得ないことでありますので、その方向でやるということとをひとつご理解いただきたいと思います。

佐藤 剛君 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

ちょっと私が聞き漏らしたようなことで大変重複した答弁ですみませんでした。では、健診業務の方に話を移させてもらいまして、実は私がちょっと勘違いしていたところがあるのですけれども、総合保健福祉センターが健診センター的な、健友館的なそういうのだと思っていたのですが、ちょっと違うようでありまして、総合医療福祉センターは病院に併設をすると。そしてもう一つ健友館的なのを別につくるというような考え方が正しいですけれども。その健友館的な施設、大和の健友館を残してもう一つつくるらしいのですが、そこら辺はやはり六日町病院の近辺につくる予定なのかということをお聞きします。

市長 1 「H27年6月」に向けた市の医療保健体制について

先ほど説明申し上げましたのは、大和の健友館は今の施設であるかどうかは別にして、健友館的なものは残します。そして、六日町病院に総合福祉センター的なものを建設するわけですから、病院機能と一緒にですね。そこに健友館的な部分をはめ込むのか、あるいは病院機能の中でやるのかというのはこれからですけれども。でき得ればやはり総合福祉センターという銘を打つとしますと、当然健診業務といいますか健康診断と、健友館的な部分はその中の一つの機能としてやはり備えなければならない。そうしないと塩沢やこの六日町の皆さん方は、では検診に来いっていつも健友館に行かなければならないと。そういう状態が生まれかねませんので、そういうことの解消も努めていかなければならない。そういう思いです。

佐藤 剛君 2 地域主権改革と行財政運営

わかりました。では財政的なところにもちょっと移させてもらいます。いろいろこの地域主権にかかわる行政内部の考え方についてはお話を聞きました。現状もいろいろ縦割りではない横のつながりを重視しながらやっているということですので、その部分は本当に私はそういうふうにして、さらに進めていただきたいと思います。

1点だけちょっと確認したいのですけれども、今まで事務事業の評価というのは、例えばその類似の他団体の予算づけとかそういうものを比較しながら、十分だとかもうちょっとだというような、そういう評価をしてきたと思うのです。けれども、地域主権そしてまた自己決定、自己責任、自己負担ということになりますと、そうではなくてやはり今度は必要だとか不要だとかというのは、住民本位の目線で判断することがまた必要になると思います。そういう中では個々の事業についての事業評価という方法もやはり検討しなければならないと私は思うのですけれども、そこら辺の考え方ありましたらお願いいたします。

市長 2 地域主権改革と行財政運営

さっきちょっと答弁の中に入れなかったかもわかりません。現在ですね担当です。これ

は市民の皆さんということではなくて担当の中に、事業評価、新規事業調書の提出を課しております。100パーセントの事業ということではありませんけれども、ですので、例えばこういう事業をやる、やった。その担当としての評価はどうだと。いやこれは必要なかったとか、あるいはもう少しこうしてほしいとかそういうこと。あるいは新しくこういう事業を導入したい。これについて担当としての考え方をまず出す。そこにそれぞれ評価をといいますが、そのことについての意見を述べる。部課長も含め関連した課の意見とかですね。最終的にはそれが私のところへ上がってきて、副市長もこういう意見だ、あるいはこういう、そういうのを検討しながら最終的に、ではこの事業は考えたけれども止めようとか、いやこのまま実行しようとか、あるいは見直し意見等の中でこういうふうには変えてこうしていこうではないか、というようなことをやらせていただいている。

今、注目を浴びましたいわゆる仕分けですね、事業仕分け。新潟市もこの間やったようでありますけれども、これを今すぐ導入しようという考え方は、私は全くありません。ありません。新潟市の場合でも少し問題になっておりますけれども、例えば受益者が非常に少数の場合、もう事業としてはいわゆる効果なんて限定されていますから評価されないわけです。だから見直せとか廃止とか。そういう問題がぼんぼん出てきます。

本当にそれでいいか。数は少ない、だけれどもどうしてもやはり行政の手が必要だということというのはいっぱいあるわけです。それを例えば費用対効果的なことでどんどんやられれば、もう福祉関係の事業なんてすべてと言っていいぐらいもう見直し、廃止。そういうことになってしまうのです。それが出ればそれをまたくつがえすというのは非常に大変です。聞いておいて、こうした方がいいと言ったらそれはだめだ。それでは聞かない方がいいではないかと、こうなってしまうわけですから。今、私どもの市でそういう必要性に迫られていることがあるとは、私は判断しておりませんので、今のところそういうことを導入していこうという考え方はございません。

佐藤 剛君 2 地域主権改革と行財政運営

私も新潟市ふうの事業仕分けはちょっとおかしいというふうに感じておりますので、そこら辺言及するつもりはありませんが。実は将来の財政見通しについて若干ちょっと、私がかからないといえますか見えない部分がありますので、そのところにちょっと触れたいと思うのですけれども。まずは最初に確認をさせていただきたいのですが、財政計画の中で27年までの主要建設事業推計というのが載っています。これは合併特例債活用事業が中心になるかと思うのですが、斎場とか、消防庁舎とか、大原運動公園とか、図書館とか、8項目14事業ですか、それが列挙してあるわけです。そうして28年度以降の投資的事業を年間20億円に想定して財政計画を組まれているようですが、まずその考え方を確認しますが、それでいいかということ、それが一つです。

そしてそこには当然のことですけれども合併特例期間経過後の交付税の段階的な削減、これは前回の質問の中では約11億円交付税が減る、少なくなるというようなことですが、そういうことも含めての財政計画であると私は思うのですが、これは確認をさせ

てもらいますので、そうだったらそう、違うのだったら違うところの訂正をお願いしたい
と思います。

市長 2 地域主権改革と行財政運営

今、議員がおっしゃったとおりのことを、すべて勘案した中での財政計画であります。

佐藤 剛君 2 地域主権改革と行財政運営

財政計画そのほかには償還計画とか、いろいろ本当は細かいところも難しいところがある
のでしょうけれども、先ほど言ったところが中心的な部分だというふうに思います。私はそ
の中で先ほどちょっと見えないところがあるというふうに言いました。多分、私が議場の中
で見えないわからないことですから、市民の皆さんも多分この点はわからないのだろうとい
う、そういう立場での質問でありますので、考え方をひとつ聞いていただきたいと思うので
すが。

私が質問を先ほどしましたように、六日町病院、新築もあり得るということですがけれど
も、改築費用そういうものも市の負担、それもまだはっきりしませんが、そういうのが出
るとなればそういう部分も多分財政計画の中に入っていないのですよね。そして六日町病
院の医療機器がありますけれども、それがこっちに移ったときに使えるか使えないか。医
療機器を全部買い足すというのは大変なことですが、そういうのもありますよね。
大和病院の新築の話がありましたけれども、そういう費用もあるということです。これは
企業会計ということですが、それは市の財源であることには間違いのないわけでありませ
ぬ。

そうしてまた大原運動公園の検討委員会の中でも、議会の一般質問の中でも要望として
出ましたけれども、総合体育館にしたってこれから先検討しなければならない問題だと私
は思うのです。それで、今進められている学区再編に伴った学校建設、中学校とかそうい
う学校建設も問題がまた新たに出てくるのですけれども、これらは27年までの主要建設
事業に入っていないけれども、では28年度以降の年20億円の投資的事業の中に入っ
ているのかということなのですね。

ただ、私は過去の18年度からの投資的経費の推移を見ますと、18年度の31億円か
ら22年度は48億円、その間で推移をしているわけなので、この20億円の中に今言っ
たのが入っていないのではないかというふうに私は思うのですけれども、その辺の財政的
な考え方についてちょっとお考えを教えていただきたいと思います。

市長 2 地域主権改革と行財政運営

今、出しています財政シミュレーションについては、申し上げておりますように病院の件、
あるいは学校の統合 今想定されている統合は別ですがけれども、まだ具体的なことが出て
いない、その部分は入っておりません。

病院についてはさっき触れましたように、例えばこういう規模でこういう機能を持たせ
た病院でやる場合、どのくらいの建設費がかかって、そして運営費もこのくらいかかって、
では将来的にずっと赤字が続くのか。あるいは黒字化ができるのか。こういうことはシミ
ュレーションをしてあります。

例えば病院を建設する場合、六日町病院に限って言いますと県がどのくらいこれをきちんとやるのか、ここですけれども。大和の病院も同じですが、大和病院については県があの敷地を今度は使うようになりますから、その土地の売買になるのか、こっちとの交換になるのか、あるいはいろいろなことがあるのか。そういうことも含めて例えば病院事業会計で起債を起こして、そして建設をしていった場合のことも含めながら今シミュレーションしている。

いずれもシミュレーションですから100パーセントとは言えませんけれども、病院経営は、運営は可能であるという方向性は見えている。ですから例えば市の一般財源をつぎ込まなければならないという部分については、どなたかの質問の中で・・・今井さんのときですか触れておりますが、合併振興基金の24億円というのはそういうときのために、特例債が切れた後の、そして交付税も徐々に減額されていくことになったときのために使うということで私たちは思っているわけでありますので、この24億円を事実的に使うというのは28年以降であります。

ですから、そのうちのどのくらいが例えば病院建設の方に出るのか、あるいは学校建築がそのころまでに統合でどういう規模になってどうなるのか、これらも見据えた中でやらなければなりません。今のシミュレーションにはそれは入れていない。ただ、予備的といいますか将来に備えての蓄えといいますか、準備と、それから経営分析はしているということであります。

佐藤 剛君 2 地域主権改革と行財政運営

もうちょっと違う観点でのことをちょっとお聞きしますけれども、私は投資的事業については割と見やすいのですけれども、もうひとつソフト的なものとかこれから行政が変わろうとしている、そういうところにかかる経費についてが、財政計画の中ではなかなか見えないというところで、そういうところでちょっと聞いてみますけれども。今ほど2病院1診療所の運営は財政的に可能だというお話は聞きました。

ただ、私は大和病院の赤字や資金不足を考えると、そしてまた現状の六日町病院の赤字の実態を考えますとこれはまた心配の種なのですよね。そういうことがひとつ。大丈夫だということですからいいのでしょうけれども。

もう一つ次世代育成支援行動計画後期計画があります。これは横のつながりも配慮した、市の計画の中で私は一番すばらしい計画だと思うのですけれども、そこに示されているハード事業とかソフト事業、目的を実現するには、財政負担は半端じゃなく私は多くかかると思うのです。そういうところの考え方。

そしてまた産業振興ビジョンも同じです。ちょっとぼやんとしたビジョンですけれども、文章を前向きに進めるとなれば同じく財政負担は大きくなるわけですよね。そこら辺も、そしてまた経済事情も考えれば税収は増えない、人口は減ると。そういうところもあって、なかなか自主財源の確保は難しくなるのですけれども、そういうところも、私はやはり財政計画の中には含めて考えなければ、ちょっと手落ちかなという感じがするのですけれど

も、そういうところというのは考慮されているのか、ちょっとお伺いします。

市長 2 地域主権改革と行財政運営

今、3カ年ぐらいずつの財政計画では当然、総合計画ですけれどもそれはきちんと把握しながらやっていくわけです。ただ10年、15年先のことをでは個別事業的に拾い出して、これがどのくらいかかるからどうだこうだということはやっていません。ですので、さっき議員がちょっと触れていただいた例えば投資事業の方でも、28年以降は今の40数億円が20億円になる。この20億円の中でやっていこうという考え方ですね。それ以上は増やさない、そういう考え方です。

ソフトの部分につきましても、では何にこうだからどうだ、こうだということまで、とても10年先のことは読めませんので、今のこうやっている部分に将来的に何パーセントぐらい増えていくのだろうとか、あるいは何パーセントぐらい減っていくのだろうと。そういう見通しの中ですから、とって10年、15年先の個別の事業まではやっていないというのは事実です。

それは総合計画のローリングの中で、例えば計画上予定されていても今年はこのことはちょっと・・・例えばですね、財政的に厳しいから断念をしてこっちの事業を選択しようとか、あるいはこの事業はやはりいろいろいたけれども必要ないとか、そういうことは総合計画のローリングの中でやらせていただくという考え方です。ですので、相当間口を広げて財政需要を見ながらシミュレーションをしているということではあります。

佐藤 剛君 2 地域主権改革と行財政運営

時間がなくなりましたので多分これが最後となると思いますけれども。市長は財政計画、そしてまた将来の財政負担、私が懸念しているところも具体的数字はないけれども考えているのだと、こういうようなことで財政問題は大丈夫だとおっしゃるのですけれども、私はやはり、私が今並べたようなところをちょっと将来的に、それにまたいろいろな事情が出てくるわけなので、ちょっとやはりチェックする議会議員としては不安なところがあるわけです。

ただ、だけれども市長には財政専門の職員さんもついていきますし、結果的には大丈夫だしそうなると思うのですけれども。そうであるならば、そういう私が持っているような不安、これは多分住民の方も持っていると思うのですよ。そういう不安を払しょくできるようにもう少し親切な、もう少しわかりやすいような財政計画とか財政見通しが示されたらな、というふうな私は感じがするわけです。そういう努力を私はもうひと頑張りしていただきたいと。

そして、市の財政の共通認識の中で、議場の中で市の将来を議論するとか、市民とともに歩むとか、そういう努力を私は議会議員としてしたいわけでありまして、行政の方もそういうようなことをやっていただきたいというふうなことを考えておるわけです。

合併前、決して財政が豊かでない3町が合併しました。合併を機に今までできなかったことを合併特例債を活用して一気にやろうとして、新市建設計画でいろいろな夢を託したわけです。したがって、基本的には必要なもの、できるものは何とかその合併特例事業で

活用してやりたいわけであります。けれども、同時に私たち議員は、これから永遠に続く市の将来のこともまた考えながら進める。そしてまた決めていかなければならないこともやはり議会議員としての役割があるわけです。その辺、私たちが的確な判断ができるような情報提供と、それができるような努力をもうひと頑張りしていただきたいというふうに思いますので、最後にこのことだけをお聞きして終わりにしたいと思います。

市長 2 地域主権改革と行財政運営

おっしゃるとおりであります。私どもも例えば市政懇談会、今年も私が全般の市全体のことだけは話しました。細かい話をしても全然、当然ですけれども数字的なことをぼんぼん言ったって、書いたものを渡すわけでもありませんから。ですので、市の財政状況については財政健全化計画は今年で終了ですけれども、71億円の目標に対して約76億円は達成できる。ですから市の財政については今ようやく、そう皆さん方からご心配いただかなくてもいい結果が出る方向ですと。ただ、だからといってすべてのことはどんどんすぐできるということではない。そういうことは申し上げてきました。

そうして例えばシミュレーション的な部分の数値を広報とかに出しますね。ところが数字はね出してもなかなか、我々だってあんなに数字をばっと並べられれば、あんなものちっとも見たくないと思うので、非常に周知の方法というのは難しいと思いますけれども。楽観論を述べるわけではありませんが、今、今の状況では市の財政は大丈夫ですということだけは申し上げてきました。ただ、理論的にこうなりますと確かに資料的なものがまだまだ不足しているという部分ありますので。これからは、全くその情報を隠匿しようなんて気持ちは全くありませんから、公開をしながら皆さん方といろいろご意見を交わしていければと思っておりますので、極力数値やそういうものを市民の皆さんにお知らせする方法をまた考えていかなければならないと思っております。以上であります。

議長 質問順位6番、議席番号6番・黒滝松男君。

黒滝松男君 市民の皆さんご苦労さまでございます。それでは通告書によりまして質問をさせていただきます。

ディスポーザーの今後の取り扱いについて

今回はディスポーザーの今後の取り扱いについてというふうなことでお願いをしたいと思っております。このことにつきましては、市の要請を受けまして、生ごみの粉碎機ディスポーザーでございますが、この導入に向けて平成18年8月から1年間かけて城内地区の集落で単体ディスポーザーを設置し、小型合併処理浄化槽へ直接流す実証実験を行ったところがあります。

その実証実験調査検討委員会の報告書、これは平成20年の1月に市長の方に提出というようなこと書いてありました。これによれば通常の状態ディスポーザーを使用するのであれば、浄化槽の機能低下を及ぼす影響はあらわれないと。一部ちょっとこう問題があったところもあるようでございますが、通常使っていれば大丈夫というふうなことが出ておりました。設置は可能であるというふうなことを書いてございます。

また、厨芥系の生ごみが約4割、40パーセント削減をされると、当然ごみの減量化が図られるというふうなこと、また、ごみ処理の効率化、行政コストの削減が見込まれるというふうな結果が出ております。また、住民生活では利便性の向上、衛生環境面の改善、ごみの搬出の労務の軽減、特に高齢者世帯といいますが、そういった方々のごみの搬出の労務が削減できると。あわせて豪雪時、特に雪のいっぱいのときにステーションまでごみを持って行かなくていけないわけですから、そういったことがなくなるわけではないのですが、軽減が図られるというふうなことです。市全体を対象として設置計画を作成し、住民の意向を尊重しながら利用可能な地域から設置していくことが望ましいというようなことを、報告書では書かれてありました。

また、市報の9月号に下水道課からのお知らせとして、直接投入型ディスポーザーの設置は禁止というようなことが出てありました。直接投入型のディスポーザーを設置して下水道に排水をすることは禁止されておりますと。下水道に接続する場合はディスポーザーを取り外すか、また、国土交通大臣などが認定した廃水処理をしてから、生物処理等々を行ってから排水しなければなりませんというふうなことが書いてありました。

そこで質問に入るわけですがけれども、1番目として市内で既にディスポーザーを取りつけている世帯はあるのか否か。この実証実験世帯のほかのことでございますけれども。今インターネット等々で調べてみますと、いつでもだれでも非常に簡単にといいますか安くといいますか購入もできますし、自分で簡単に取りつけもできるというふうなことが書いてあります。そういった方がいるのかどうか。

また、そういった方がいれば当然下水道のつなぎ込みのときにもまた問題になってくるということもありますので、届出制等々を策定して実態の把握をしていかなければならないのではないかなと。下水道のつなぎ込みがこれによってまた遅れてしまっは大変なことになるわけですので、そういった実態把握をしていかなければならないのではないかなというふうに思います。これについてお伺いするものであります。

2番目の実証実験集落の対応についてというふうなことで、先ほど話したように平成19年に一応1年間の実験といいますかそれが終わってその後、今現在も継続してというふうになっておるわけです。検討委員会からは1回来ていただいて報告を受けたというふうに理解をしておりますが、市の方からの今後の対応も含めて説明がなかったように聞いております。もう19年からという3年も経過しているわけですがけれども、ぜひ、きちんと今後の方向も含めて集落の方に出向いて、今の市報のこともあわせてきちんと説明をするべきではなからうかなと。また、してもらわなければならないと。

集落の方では恐らく実験が続いているという認識がちょっと薄いのかなというふうに思われます。使い方等々も3年も5年もすると大体こうちょっと忘れてくるわけです。きちんとした使用をしないと問題が起きるというふうなディスポーザーでございますから、そういったことも含めて、集落の方に出向いて経過等々を含めて説明をしていただきたいというふうなお願いをしたいと思っております。

それから実験集落の浄化槽そのものについては、年に1回でしょうか2回でしょうか、定期点検をしてきちんとやってもらっていると思いますけれども、その家から浄化槽までの配管といいますか、それがディスポーザーによってどう汚れが発生しているのか。それについて今まで1回も点検をしたことがないというふうなことを聞いておるわけですが、そこについてはきちんとやはり浄化槽までのところを1回、ディスポーザーによってどう影響を及ぼしているのかきちんと点検をして、清掃が必要であれば清掃をと。

何もこれはただでということを行っているわけではありません。そういったことをきちんと点検をしていかなければならないのではないかなと。と言いますのは、1カ月ぐらい前でしょうか、新潟の方の業者だと思いますが、そういった清掃業者が各集落を回って汚れているが清掃してはどうですかというようなことがありました。実際にこの集落でも2軒ほどそういったことで清掃してもらったというふうな方がおるわけです。別に違法な行為ではないわけですが、市の方としてディスポーザーによって浄化槽までの配管の汚れ等々を把握して、それによって先ほど話をしたような集落にもきちんと説明をして、今後どういった対策が必要なのか等々をお願いしたいというふうなことでございます。

3番目として実証実験調査報告書に基づきまして今後の市の対応というようなことで、市報のことも先ほど触れました。市報の方では何行でしょうかね、5～7行か書いてありましたけれども、なかなかあれでは市民の方も理解が薄いというようなこともあります。きちんともう少しA4の1枚といいますか紙で、丁寧に今までの経過、また今後の対応について告知しないと、なかなかあの告知では理解がちょっと得られないのではないかなというふうなことも考えます。そのことについてきちんと告知をしていただきたい。

また、直接ディスポーザーをつけて流すことは、先ほども話したように非常に便利といたしますが、特に高齢者の方には便利な機械でございますので、今、県それから国の方ではちょっと問題があるというようなことを聞いておるわけです。今後高齢化社会を迎えるに当たって、各世帯に設置をしていけば、いろいろな意味で合理化も図られたり、労務の削減も図られるというようなことで、今後の対応について市の方の考え方をお聞きしたいと思います。壇上からは以上でございます。

市長 ディスポーザーの今後の取り扱いについて

黒滝議員の質問にお答え申し上げます。ディスポーザーの件であります。まず最初にこの禁止広告、広報ですね、このことについて申し上げます。9月10日の下水道の日ということで、それにあわせて9月1日号で直接投入型のディスポーザーの禁止を掲載させていただきました。これはやはり直接投入が、後ほど申し上げますけれども、ちょっとまだ問題があるということでもあります。上出浦地区につきましては、実験期間でありますので当然ですがけれども、もし、これからまたつけようという方がいらっしゃればそれはつけていただいて、実験対象になっていただく方がありがたいですね。いろいろの面で地区の不安やわからないことがあるということでもありますので、日を見まして下水道課の方で説明に1回上がりましますので、もろもろの件を含めてそれをひとつ今申し上げておきます。

それから宅地内配水管の取り扱いであります。一般的には浄化槽以前、あるいは官民境界のところからのボックス以前は、水道もメーター以前、これはいわゆる設置者の負担でやっていただくということでありますので、維持管理あるいはどういう汚れが出ているかということも含めて、一般的にはこれは設置者の負担、責任でやっていただくということでありませぬ。しかし、上出浦地区のこの件につきましては、実験地区であって市の方でお願いしたところでありますので、点検はこちらの方でやらせていただくということでありませぬ。

ただ、今一つですな、最近ここ2～3年ぐらいのような気がしますが、非常に、点検業者と申しますか、これが戸々にも回ってきていますな。そして汚れが相当ひどいと思われるから点検した方がいいですと。そして汚れている場合はこのぐらいの費用でこうしますあしますという、そういうのが大分出回っているのです。その言葉に惑わされないようにはしていただきたい。

ただ、やはり何年か経過しますと、管内部に付着物が生じることは間違いありませんので、その辺がいつごろなのか、どうなのか。専門家の松原議員にでも聞きながらひとつ皆さんで検討していただきたいと。何年ぐらいには点検した方がいいよとかですな、お願いしたいと思っております。

本題に入ります。ディスポーザーの取り扱いであります、これは本当に私も普及したいのです。これが全家庭に設置されるということになりますと、もう生ごみの焼却費用が大幅に削減されるわけです。ですから私は、もし下水道の方で直接投入可能ですよということになれば、ディスポーザーの設置については補助金を出してでも設置したいという思いは持っています。ですので、推進はしていきたいと。ただ、これからまた述べますけれどもちょっと問題点があります。

今、市の方で下水道に接続する場合のディスポーザーは、結局前処理的なことと申しますか基準の浄化槽をまず設置して、それから下水道に流していただくということで、いわゆる市の方の流域でなくて、市の方の下水道についてはそれで今一応許可はしております。

市内でどのくらいディスポーザーつけている世帯あるかと、これがちょっと把握ができません。聞いてもしていないと言うかもわかりませぬし、わからないのです。個人が設置する小型浄化槽、これに投入するディスポーザーは、市内の浄化槽組合が主体となって単体のディスポーザーの管理の動きが出ておりますので、ある程度の取りつけ実態の把握はできるだろうと思っておりますが、一般的に市の公共下水道あるいは農集、これらにどのくらいの世帯が取りつけているかというのはちょっと把握ができません。さっき言いましたように調べても、していませんと言われるとそれまでで、とても家の中まで踏み込んで調べてくるわけにもいきませぬ。ちょっと把握ができません。ただ、下水道の処理場の方に何か大きな影響が出ているかということ、そういうことではないわけでありませぬので、ちょっとこの数値はわからないということでご理解をいただきたいと思っております。

実証実験集落、上出浦地区でありますけれども、この対応であります。18年からさせていただいた中で結果としてごみの減量にもなりました。それから一部の浄化槽で若干水質基

準を上回る結果出ましたけれども、これは一過性だというふうに考えておりました、心配されておりました汚泥の量の増加、これについても実験期間では影響なかったと。この実験期間がちょっと短かったので汚泥量については今現在も実験を続けさせていただいております。

それから、これから実証実験の結果を踏まえて将来的に、今触れております前処理をしないで直接投入ができないか、これを検討しているところでありますので、引き続き上出浦地区につきましては実証実験と位置づけて、直接型のディスポーザーをさっき言いましたようにどうぞやっていただいて、それを今度は実験として使わせていただくという方向ですのでお願いを申し上げます。

今後の対応であります。先ほどちょっと触れましたように前処理を行いますと、市の下水道も、県の流域下水道も下水道投入はいいということをおっしゃいますけれども、この前処理というのが非常に難しいものですから、できれば直接投入ができないか検討しているところであります。

県の流域下水道の方では、管渠内での堆積物の増加、硫化水素の発生、それからそれに伴う管渠の腐食のおそれ、処理能力の低下、運転管理費の増加、こういうことが懸念をされるということで、今のところ直接投入は認めていません。しかし、直接投入をさせていただきたいということで今、県と協議中でありまして、方向性が見えたら市の下水道と県の流域下水道間で不公平感が出ないように対応しながら進めていきたいと。極力このディスポーザーをつけられる方向で努力させていただきたいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。以上であります。

黒滝松男君 ディスポーザーの今後の取り扱いについて

前向きな意見をありがとうございました。2～3ちょっと確認といえますか質問をさせていただきます。今、1番目の取りつけている世帯はあるかないかは、把握できないというふうな回答でございました。当然なかなか調べるのも大変だと思いますし、つけていてもそれを、というようなことは大変だと思いますが、ある自治体では届出制を義務化して、届出をしないというふうなことをやっているところもあるようでございます。いろいろな自治体の対応があるみたいですが、先ほども話しましたように実際それをつけて、許可なく流していることがもしあれば問題になるわけです。そういった届出制といえますか、そういったことを各自治体のあれを見ますと、要綱的なものを作って届出をしていただきたいというようなことを告知しているようでございます。できない、できないではなくてそういったことで把握をしていった方がよいのではないかと。恐らく、予想ですけれども、つけている方もいるのではなからうかなというようなことが考えられますので、もう1回その点をご答弁お願いしたいと思います。

市長 ディスポーザーの今後の取り扱いについて

さっき最初の方の答弁で申し上げましたように、流域下水道についてまだ認めてもらっていないのです。ですから、届出を義務化しろといったって、届出を義務化すればそれは投入を認めたということですから、できないのです。届出すればつけていいですよということに

なりますよね。つけてはならんものだけれども届出しろなんて、それはできませんので、そこが今ちょっとでき得ないでいると。

ですから早く県の流域下水の方で投入結構ということが出れば、当然今おっしゃったように届出をする。あるいは補助金を出してでも設置をしてもらうという方向を模索していかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

黒滝松男君 ディスポーザーの今後の取り扱いについて

1番目のことはわかりました。2番目の方の集落の対応についてというようなことですが、早急説明に向かうというようなことでありがとうございます。あわせて浄化槽までの点検ですね。これについては決してすべて無料にせいというようなことを言うわけではなくて、そういった訪問といいますかそういった方もいるわけです。なかなか特に年配の方といいますかそういったふうに来られると、「じゃあ、やっぱりやってもらわんばだめんだな」というのが往々にしてあります。

そういったことを防ぐためにも、市の方で少なくとも1年に1回ぐらい点検をして、これは清掃の必要性があるというようなことがあれば言うていただければ、有料で清掃してもらえばいいわけですから、そういったことをやっていただきたいというようなことです。すべて何でもかんでも無料にしてやっていただきたいということではありませんので、ご理解をお願いして、なるべく早く集落の方に出向いて説明をし、点検の結果も含めて集落の方に出向いていただきたいと思っております。その辺についてもう1回答弁をお願いいたします。

市長 ディスポーザーの今後の取り扱いについて

日程等、具体的な件について企業部長がおりますので、考え方があればこの後答弁させますけれども、基本的には先ほど触れましたように説明をさせていただきたい。それから前の管、浄化槽までの管ですね、管路の点検はさせていただいて。議員、おっしゃっていただいたようにその清掃まで全部ということにはなり得ませんけれども、ちょっと清掃した方がいいとか、そういうことについてのお手伝いはさせていただこうと思っております。企業部長が、いや清掃までみんなやるがだと言えはしますけれども、この後、企業部長にその辺も含めて答弁させますのでよろしくお願いいたします。

企業部長 ディスポーザーの今後の取り扱いについて

年に今4回の点検を行っております。大体3カ月1ぺんかな。そんなことで点検をしているそうなので、その1回を先ほどお話があった浄化槽から処理水が出る場所までの管を点検させていただきたいというようなことで、まだ大丈夫だとか、そこらあたりの判断をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いをしたいと・・・(「説明の日程はわかっているのか」の声あり)説明はそのときに集落の皆さんと一緒に、集めた中で一番最初に説明をしてからそれを点検させていただきますので。今までの経過も踏まえた中で説明をさせていただいて、そういう不安的な要素がある場合も、皆さんからまた実の声が聞こえるかと思っておりますので、一たんおじゃましてその後の対応についてもそこでお話してくるといふ形をとらせていただきたい。(「いつごろ行かれるかというのは」の声あり)いつでもい

い。担当もしょっちゅう行っていますので、そこらあたりを担当と踏まえて決定させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

黒滝松男君 ディスポーザーの今後の取り扱ひについて

ありがとうございます。先ほど話をしましたように平成18年ですから19、20、21、22というふうなことで、もう4年経過するところです。資料等々を見ますと、おおむね5年間と。機械の耐用年数が5年前後というようなことを書いてありますので、それももう間もなくというようなことになるわけですから、ぜひ、別に明日、明後日なんてことは言ひませんので早急にお願ひをしたいと思ひております。

それから3番目の件につきましては、最初に市長の方から答弁がありましたし、なるべく早くそういった形で直接可能であれば流してと。そういったごみの削減も図られますし、何回も言うようですが特に高齢化を迎えて、そういった方のごみ出しの労務が軽減できるというようなこと。それから一番はやはり台所の衛生と申しますか、環境と申しますか、そういったことが改善できるわけです。ぜひ、そういった方向で早く、市全体がそういったことになればいいなと、また、していただきたいというようなことをお願ひして質問を終わります。以上です。

議 長 質問順位7番、議席番号24番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 通告にしたがいまして一般質問を行います。

公契約条例制定の取り組みを

今回は公契約条例制定の取り組みをということで質問をいたします。千葉県野田市は、平成21年9月議会において全国初の公契約条例を全会一致で可決し、平成22年2月1日今年ですが施行いたしました。市発注の建設工事や業務委託を請け負った業者に、市長が別に定める賃金の最低額以上の支払いを義務づける条例であります。公共事業については国の定めた積算単価を基準に定めたそうであります。

この条例を作るに当たっての背景としては、入札方法は長年にわたり指名競争入札が主流で、より透明性や競争性を確保する方法として一般競争入札方式を導入するなど、改革が進められてきているところであります。野田市でも市内業者の育成と市内経済の活性化を図る観点から、地域要件等を加えての制限つき一般競争入札方式が実施され、改善に寄与しているところであります。当南魚沼市でもほぼ同じ経過をたどっているところであると思ひます。

一方で過度の競争入札により低入札価格が増加し、受注業者の経営がひっ迫し、建設工事や公共サービスの品質低下が懸念される新たな弊害が出てきたそうであります。また、下請業者や労働者へのしわ寄せが行き、労働者の賃金の低下を招く状況になっていたそうであります。市長は同級生の大工や左官の人から、手間賃が下がってこのままいったら後継者が育たない。役所の仕事も価格が下がってきているという話があったそうであります。また、市が委託している清掃業務を見ても、もしかしてこれ最低賃金に近いのではないのかなというふう感じたそうであります。南魚沼市の現状はいかがでしょうか。

公共事業の発注あるいは物品購入、委託業務、また今日もございましたが指定管理者制度

において、財政再建、財政の効率化の追求から官製ワーキングプアが起こっていないでしょうか。国や自治体が発注する事業にかかる労働者は1,000万人。対GDP 国内総生産ですが の比で15パーセント75兆円ともいわれているそうですが、公契約にかかわる労働者の賃金の底上げは、地域循環型の消費構造につながり大きな経済波及効果をもたらすといわれています。受託業者にとっても、適正な利潤を確保し健全な経営を保障することにもなります。新たな産業の創造はなかなか大変な時代でありまして、一時的な刺激策だけでは立ち直れないほど景気は冷え込んでいるのではないのでしょうか。基幹産業の農業情勢も大変で、大幅な米価の下落が予想される今日であります。デフレスパイラルに陥っていかないように、市の公契約条例を制定について取り組むべきときと思うが所見を伺います。

限られた財源の執行が幾重にも市内を循環する社会を構築していこうではありませんか。適正な賃金の支払いが担保され、下請業者がきちんと経営していける価格で元受け業者が落札することが重要といわれておりますが、この条例制定で市の役割を発揮するときと思いますが所見を伺います。

市長 岡村議員の質問にお答えいたします。

公契約条例制定の取り組みを

公契約条例、この一番の問題点といいますか、これはですね、本来労働者の賃金の底上げといいますか、これについては全体的な問題でありまして、一部の公と契約を結ぶ業者だけがこれは担保された、あとはだめだという話ではやはり困るわけであります。これはやはり法的にきちんと対応すべきだろうという思いでありまして、今、私たちの市でこの公契約条例制定ということは考えてはおりません。

そして私たちの市ですと、今、最低制限価格の設定基準はやっておりますし、この引き上げも実施してきました。ですので、例えば一部ちょっと報道されておりますような最低制限価格入札者でくじ引が常態化しているというような低入札の状況は、今の市内には出ておりません。そういうことでただ、去年ですか、旧ごみ処理場の解体ではこれは制限価格を設けませんでした。環境省の方でこれは設けるべきでないということでしたので設けませんでした。大幅な低価格といいますかで落札をして、ただ仕事そのものはきちんと問題なく履行したということでもあります。

市内の業者も2社ほどそこに共同企業体的に、あるいは下請的に加わってございましたけれども、一時は相当深刻な場面も想定されましたが、結果としてはそう深刻な状況には陥らない。その親会社の方がある程度きちんとしたということだろうと思っておりますが、そんな状況が見えておりました。

野田市の件については私が申し上げるまでもありませんで、いろいろな条件の中でこれを制定した。これは全国でも初めてだったと思いますし、非常に脚光を浴びましたけれども、よくよく考えると冒頭私が申し上げましたように、その市や、いわゆるこれは市ですから、市ですね、市と契約を結ぶ業者だけがこの該当で、あとの皆さんは、それではあるいは県の工事になればそれは全然別だとか、そういうことになりますとちょっとやはり不公平感的な

部分も出ますので。

我々は当然であります、市の仕事をさせていただく皆さん方にはきちんとした適正な賃金を支払ってもらう。そういうことは強く要請しておりますし、もしですね、もしそこにお勤めの労働者の皆さん方から、例えば内部告発的にこういうことがあるというようなことがあれば、これは強く指導していかなければならないと思っております。今のところそういう状況も確認はしておりませんので、そう問題なく賃金の支払いはやっているのだろうと思っておりますが、議員が何かまた別の情報ございましたら教えていただければ適性に対応させていただきますたいと思っております。以上であります。

岡村雅夫君 公契約条例制定の取り組みを

市長が今冒頭に申されました問題点というところで、一部業者とかあるいは地域に限定してとかという話であります、野田市の条例制定たる経過をいろいろな文書、書類を読みますと、やはりこれはもっと崇高なものでありまして、本来なら国がやるべきことであると。そして市長会をとおして国に要望をあげた。しかし動きがないと。ならば、市から地方からそういう意向をあげて、そして国の体制を変えていこうと。そういう崇高な前文が載っております。ですから私はそれを各市段階でやれば、あるいは隣市もやればということになっていくのではないかなというふうに思っておりますので、そう端的に問題点ということで却下するような話の内容ではないというふうに、私はとらえていただきたいなとまず申し上げておきます。

そして最賃を見直しているとか、それなりに賃金がいっているものだという考え方をしておりますが、それを私はお願いしたいという、その実態調査をきちんとすると、それが条例にちゃんと盛り込まれているという内容であります。要するに市が調査をすると。要するに賃金の報告義務がまずあるのですね。労務管理をした中での賃金の報告義務があると。そして今、市長が言うように、内部告発なりそういったいろいろな条件があったときには調査にも入れるということでもあります。

そして業界ではいろいろ多重に下請制度とか、そういう形になった重層下請というような言葉があることをご存じだかと思えます。そうすることによって段々中間的な、元請もですが、中間的な搾取と申しますかぴんはねが当然起きるわけでありまして、そうすることによって末端の労働価格までも波及してくるとこういうことでもあります。それをやはりきちんと発注者責任の上からも調査をできる、そういった条例をつくってはどうかということでもありますので、ひとつ所見を伺いたいと思えます。

また、今、市が全面的に取り組んでいると申しますか、今日午前中一番最初の質問にもありましたけれども、指定管理者制度とかそういうことが随時取り組まれていくという中で、やはり財政を考えますと順々に 要するに指定管理の場合は5年とか10年でありますけれども、業務委託なんかでいくと毎年入札なり改定がされるわけですね。業者の選定がされるわけでありまして、その時点で段々と予算が削られてきているということが一般的な例のようでありまして、そういった中でやはり削減されますと労務費に大体そのしわ寄せが行く

と。

そして指定管理もそうですけれども、大体期間を限定していますので長期雇用という形ではなくて臨時的な職員、あるいは忙しいときにパートで頼むとかというようなそういった形態が出てきますので、非正規職員が増えてくるということでありまして、そして昇給もなしというような例が間々あるそうでもあります。そうしますとその価格が低賃金化していくという悪循環を、ということだそうです。

この条例の中では大体国が決める設計労務単価ですか、設計労務単価の大体8割を下らない、それ以上を払う義務が明記されております。そしてまた清掃業務等のそういった業務委託の部分に関しては、市の18歳初任給の用務員関係の方々ということを基準にしているそうですが、18歳初任給の給与を下回らないようにというようなことが明記されているわけでありまして、要するに最低を、最賃ではなくて市が決めた最低以上を払いなさいとこういうことでもありますので、非常にしっかり担当の方も読んで多分回答をしていると思うのですが、そういったちょっと今までにないものでありますので、ぜひ私は関心を持っていたいでやっていただきたいというふうに思います。

今、円高でどうのこうのとか、いろいろ言っていますけれども、非常に日本が今、立ち直れない原因というのは、大体大手はリーマンショック以前に回復したそうでもあります。あと9割までは回復しているそうでもあります。あと1割が回復しないと。その原因は中小企業だそうです。中小企業の部分がこの賃金抑制、デフレスパイラルでどうしても元へ戻らないと言う経済学者が、つい先日たまたま聞くことがありまして聞いたわけではありますが、大手の輸出というか多国籍企業並みの企業はもう回復をしているということだそうではありますが、この賃金の上昇が内部の需要を喚起し、そして景気を高揚させるということは明らかであります。その点、入札あるいは指定業務委託、指定管理者委託、そういうものに関して私はぜひ、指定あるいは入札契約のみでなく、その先にまでひとつ責任を持って関与する条例はいかがなものかというふうに思いますが、ひとつ所見を伺います。

市長 公契約条例制定の取り組みを

野田市の件につきましては、前段はそのとおりでありまして、私も、議員は当然ご承知でありますから、いろいろのことは野田市の紹介は省いたわけであります。一つ申し上げますと野田市の方では、予定価格が1億円以上の工事、又は製造の請負の契約、そして予定価格がまた1,000万円以上の工事又は製造の請負契約、このうちに市長が定めるものについて、というまた部分があります。ですから、全部ということではありませんが、当然いろいろ例えば国に言ってもらちがあかないと。我々の指示でやってしまえと。こういうことあるわけですね。例えば子宮頸がんなんかそうですよ。まだなかなか国が実施に踏み切らない。ではやってみよう。そして動いていれば来年度から国がちょっとは何か補助金を出してやるとかという方向にいくと。

そういうのもありますが、この部分につきましてはいわゆる、議員もご承知のとおりいろいろのことは全部性善説で成り立っているのですね。ですから、そういう不正なことをやる

人がいるだろうから、こうしましょう、ああしましょうということは余りないのです。それは、例えば賃金であれば最低賃金で、これはもう法律で設けられているわけですから、これを下回ればこれは法律違反ですね。設計単価というのはこれは基準でありまして、それをどうでも払わなくては法律違反だということにはならないわけですが、やはり適正な単価で。

ですので、そこをですね、そこへまた、いわゆる法があって、何ていいますかグレーではないですけども別のゾーンがあって、そこへまた法ではないその条例を持ち込むということが、非常に私は抵抗があるということでありまして、我が市内の業者がそういうことを平然と行っているということは余りないものだろうと思っておりますので、そこまでのことは必要ないだろうと、そういう思いであります。

実態調査を試みるということではありますが、どういう業種にどういう実態調査をすればいいのかちょっとわかりませんが、される調査があればこれはやってみなければならぬと思っております。

下請ですが、一時的に仕事がない場合は下請、孫受け、やしゃご受けでも結構ですけども、とにかく金の額なんか言っていられないと。仕事を探すことが先決だというような部分も一時あったのです。私たちの市内ばかりではなくてですよ。何せ景気が悪過ぎて従業員を抱えたまま何の仕事もさせないでなんてやってられないから、ちょっとぐらい安くたって仕方ないから仕事を請けよう。こういうことがあったわけですが、今度はここで例えばそういうことをきちんとやってしまうと、そういう仕事すら請けられないという部分も出るわけです。損を覚悟でやろうという人はですよ。だってそうでしょう、そうになってしまうのですから。

ですので、いい部分もあればやはりちょっと影の部分もありますので、条例を制定しなくてもとにかく何とかできるようにはしたいとそういう思いです。どうしようもないような状況が出るという予測が立てば、条例であれ、法律は我々が作りませんが、条例で規制するとかそういうことはやっていかなければならないと思います。けれども、そういう状況の中ではないだろうと今は思っております。

それから指定管理者の方で毎年予算が減らされると。これ、そういう何かお話でなかったですか。（「業務委託の場合」の声あり）業務委託はちょっとやはり最低部分というのは今度設けていかなければならないと思います。安ければいくらでもいいやということでなくて、これはやはり最低制限価格的なものは設定をしながら、業務委託の方もきちんとやっていかなければならない。そう思っておりますので、それをすぐに検討に入らせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岡村雅夫君 公契約条例制定の取り組みを

今ほど業務委託については調査ということでありまして、そういったいろいろなこと。購入であろうが、印刷委託であろうがというそういう形で、非常に厳しいという話は実際請けている方もするわけでありましてひとつ。私はその推移を見て、これで本当に従業員に

賃金をきちんと払っているのかな、というようなやはり疑問を持っていただきたいというふうに思っています。

今ほど仕事がないから、採算は合わないけれども遊んでいるよりいいからしようという、それがデフレスパイラルの元になるということなのです。賃金がどんどん下がっていくことにつながるといことでありますので、そういうものの歯止めをかける役割を公でできないかということでもあります。

条例が、最低賃金法があるという話でありますけれども、今の最賃でやっている人がどの程度楽だかということですが、それが例えばそれだけが収入だったとするならば、生活保護世帯並みだったとかと。あるいはこの辺で今、職につくということになるとなかなかあれですよ、自分の車がなければ通勤ができないとかと。本当に諸掛りがする中で、そういった賃金不安定職種、あるいは不安定雇用、あるいは最低賃金並みの給与ということは大変な問題ではないかなというふうに思って、私はそういうところにひとつ目を向けてはどうかということでお話したわけであります。

では一つ、例えば市が発注した仕事ということで一例を、いい機会ですので話をしたいと思います。例えばいろいろ議論があった認定こども園ですね。いろいろユニークな設計でそれなりにコストがかかるということでありました。しかし、あれだけいろいろ議論があった中で、市長の報告でもありましたが、地鎮祭、安全祈願祭の報告をされたときに、建築を請け負った業者の皆さんに、実際いわゆる確認したと違った状態が発生したときは、すぐに連絡してくださいということをお願いしてきました。別に設計変更をするとか云々ではないが、というようなことがありますけれども、泣き泣き例えば1,000円でできると思ったものが1万円もかかってしまったとか、これは極端な例でありますけれども、結果大変な赤字になったとか、こういうことが発生しないように市としても万全の努力をさせていただきますというようなこういった言葉を述べてきた、というような報告があったわけでありま

す。

そういった中で私は、ではそれで契約をした元請さんが、では、一に入り微に入り細に入りそういう報告をするかということ、そうでは私はないと思うのです。やはり一端の企業でありますので、その中でいかにして上げるかということに努力されると思うのです。そうした中で、本当にではこのユニークな部分というのは、それなりの価格で上がったのかどうかというやはり責任もあると思うのです。発注者責任というのが。そういう点からしてみても、私はいい機会でありますので、まず労務単価だけでもいいですが、そういった形でやってみてはどうかと。

それも条例がない、法律が何らかの根拠がないからそれはできないということでもた話は振り出しに戻らなと思うのですけれども。そういった発注者と元請責任、あるいはいろいろ設計責任等もあろうかと思いますが、私はそうでなくて市が発注したということでもありますので、やはり調査をしても過言でない。これだけのいろいろ議論の末のことでありましたので、私はひとつ検討の余地があるのではないかなというふうに思っております。

もうちょっと時間がありますが話をします。雇用の安定、あるいは仕事がない、働く場がないという、その人のいろいろの条件もあろうかと思えますけれども、非常にやはり仕事というのではないというふうに言われているかと思えます。私はそうすることによって、所得が落ちるとことはやはり税収も落ちますし、あるいはもっとあれば生活保護世帯等も増えていくわけでありますので、やはり公として何ができるかということを探る中では、これは一考を要する問題だなというふうに私は思います。

それは市がやる仕事のみではないかという話でなくて、そのお金が40数億円という公共事業、そのほかに委託費、購買、いろいろあると思えます。そういうお金をするとかなりの額のお金がやはり市内を駆け巡るわけであります。私は健全な形でそういった適正な価格でお金が回ることが、ゆっくりであろうかとは思いますが、そういった一つの景気浮揚の刺激になるのかなと。そしてそれが基準となって、また民間の賃金もそれなりに底上げができていくということが、私は期待できるというふうに思うわけであります。そういう点で最初の問題ということだけで終わらない形をとっていただく気はないか、ひとつお聞きして終わります。

市長 公契約条例制定の取り組みを

お答えいたしますが、最初触れていただきました下請、孫請けの部分ですね。これを例えば制限して、今、例えば1,000万円かかるやつを300万円でさせてもらおうと。下請か孫請けですね。そのお金が今、例えば契約ができなければ会社はつぶれるとか、回らないとかというそういう状況だっただけにはあるわけですが。それをでは条例等で、そんなことはだめだなんて言って、それはやはりできませんよ。（「それが労務費につながる」の声あり）そういうことはでき得ないのです。ですので、一片的な事例だけでということではありませんけれども、そういう状況のところまで公が踏み込んで、法律や条例で規定をするということ自体が、私はちょっと無理があるのではないかとそういう思いなのです。また思いが別になれば別ですけども、そういう思いです。岡村さんとはそこがちょっと違います。

それから認定こども園の件ですけども、これは私たちは強制的な調査権なんてありませんので。ですけどもあれですよ、本当にそうおっしゃるならいろいろ聞いてみますよ。どうやっているか。こういうことを具体的にあげて言っている方もいらっしゃいますからということと言ってみますし。それから私は元請業者の皆さんには、いわゆる設計上でこうだったけれども現場の中では相当な乖離が生じたとかですね、単価的にはこうであったけれどもその倍も払わなくてはものが購入できなかったとか、そういう事態が生じればちゃんと対応しますから、きちんと報告はしてくださいということ申し上げたので、今のところまだそういう状況にはなっていないということだと思っています。

それからあれはちょっと思い違い、行き違いの中で一度入札執行ができなかったということもありますけれども、再度きちんと説明した中では一応納得をして、そして入札に臨んだということでもありますので、そういう方向性はないと思っていますけれども、出ればそれはきちんと対応するというのを申し上げたところであります。

いろいろ議論はありますが、私たちも安い金だけで皆さんを使っていいなんていうことは全く考えておりませんので、当然適正な賃金で働いてもらって、それがうまく循環をして。そのことの思いは一つでありますから、その方法論としてのことはいろいろありましようが、そういう方向が見えるような形は一緒になって、一緒にはなれないかもわかりませんが模索をしていかなければならない、そういう思いであります。（「一緒にやれますよ」の声あり）

議 長 ところで消防長より、7番・中沢議員の答弁保留がありまして、それに対するの発言を求められておりますのでこれを許可します。

消 防 長 先ほどの中沢一博議員さんの熱中症の質問であります。氷、アイスは救急車にはあるのかということですが、署の冷凍庫の中に保冷剤いわゆるアイスノンのやつを保冷容器の中に入れて、それで出勤をしているという状況であります。以上です。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、延会することに決定いたしました。これで延会いたします。

議 長 次の本会議は明日9月14日午前9時30分より当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

（午後4時45分）